

江戸建築叢話

工學博士  
經濟學博士  
大熊喜邦著

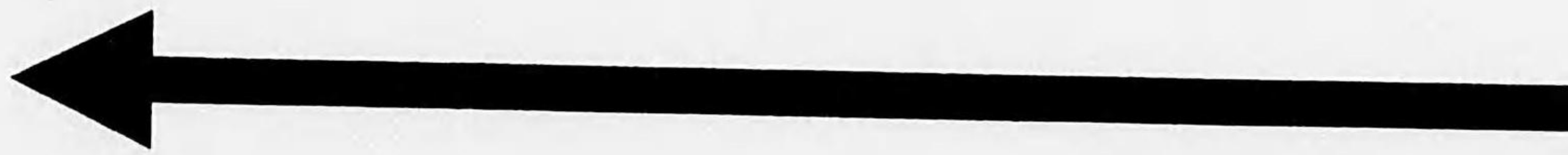
521.5-055ㄱ

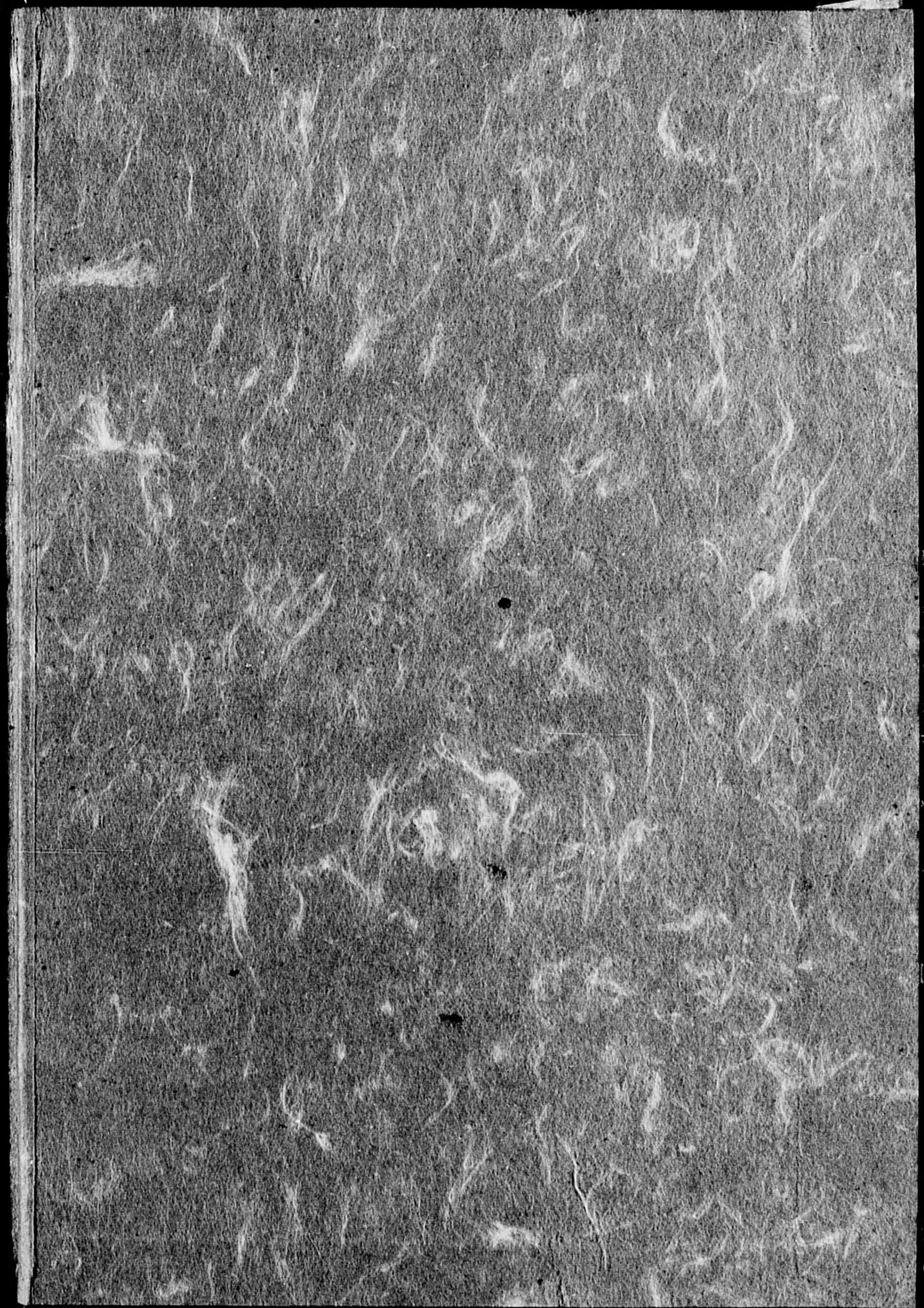


1200500745245



始



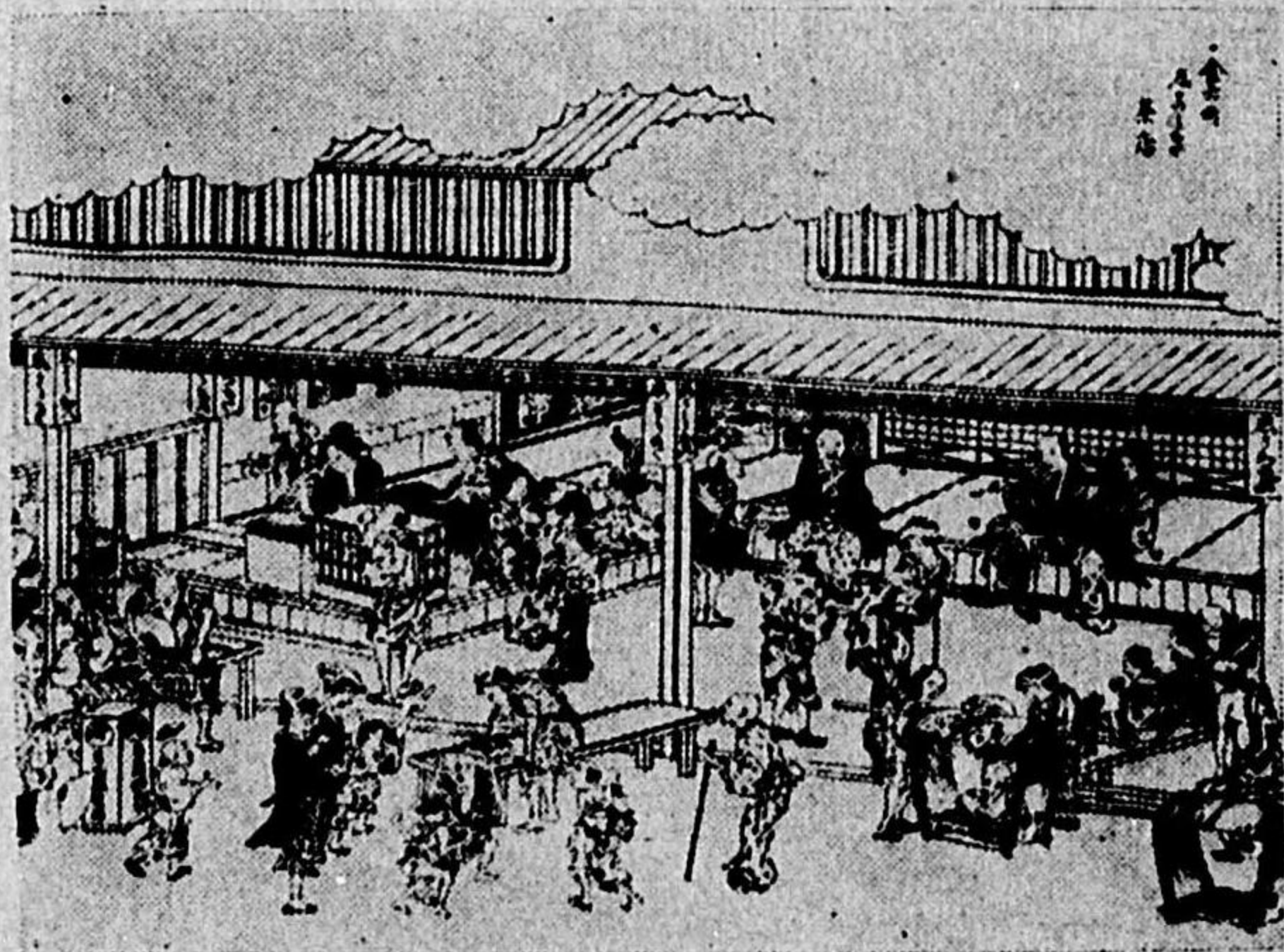


# 江戸建築叢話

521.5  
0.55

工學博士・經濟學博士

大熊喜邦著



株式會社  
東亞出版社刊

922/1  
0-1  
1

国立歴史民俗博物館  
昭和23.1.12  
入

長い歲月の間に自分の専攻である建築、そのうちで特に興味をもつてゐる史的分野に属するものに就て筆を執つて來たものが相當の數になつてゐる。その數多くの中から江戸時代の色々な方面に亘る建築文化を物語るもの十五篇を選んで取まとめた。従つて趣味的のものもあれば中には多少論文めいたものも交つてゐる。だがあまり肩のこらぬものと思つて選んだつもりであるが、しかしその殆んど總てが自分のオリヂナルのものであるといつても差支ないのである。そして本書に添へてある圖面類はその大部分が自分の發見し得たもので一般には未だ知られてゐないものが多い。大岡越前守の南町奉行所の圖、江戸橋廣小路市場の圖、伊萬里藏屋敷の圖、百文錢吹立所の圖、蒲田梅屋敷の圖、宇津の谷峠・小夜中山・鈴鹿峠の茶屋の圖、見附の平面圖等は新たに見つけ出した珍しいもので、夫れ々の方面に參考資料となるものであらう。また日光東照宮の造營に關するものは世界的に有名な國寶建物なので世間に知られてゐなかつた資料を以てその



浅草橋御門 (著者自筆)

寛永造營に関する訛傳を正し元祿大修理の真相を明らかにしたものである。本書が讀者の興味を惹き、またそれぞれの方面に参考資料となることを得ば、著者の望は達せられたといふものである。

昭和二十二年盛夏

大熊喜邦

序 (2)

目次

〔扉繪〕 しらがき茶屋店先の繪

〔口繪〕 淺草橋御門の繪

一、江戸の三十六見附……………九

江戸城完成迄の経過……………三

江戸城の規模と諸門……………六

江戸城櫓形城門の制……………八

櫓形城門の位置……………百

各櫓形城門の規模と比較……………三

建置の年代……………六

二、大岡越前守の南町奉行所

〔挿繪圖〕 馬場先御門の圖  
日比谷御門の圖  
鍛冶橋御門の圖  
〔附表〕 江戸城榊形城門一覽

三

目次(4)

町奉行所の建置と其の沿革……………三

町奉行所の職制と職務の分課……………完

大岡越前守時代の南町奉行所の規模……………四

北町奉行所の梗概……………五

〔附繪圖〕 大岡越前守御役屋敷繪圖

〔挿繪圖〕 北町奉行所繪圖

三、江戸のマーケット

—江戸橋廣小路の市場を語る—

五

〔附繪圖〕 江戸橋廣小路市場之圖

四、江戸の四宿

品川宿展望……………八

板橋宿展望……………九

千住宿展望……………九

内藤新宿展望……………九

〔挿繪〕 品川驛の繪

板橋宿の繪

五、交通から見た街道の茶屋と休所

待合茶屋……………一四

神奈川臺の茶屋……………一五

小田原の外郎屋……………一六

(5) 目次

宇津の谷峠の立場茶屋……………二〇

小夜の中山峠の茶屋……………二三

鈴鹿峠の茶屋……………二四

梅の木茶屋……………二六

山科の定茶屋(奴茶屋)……………二八

蒲田の梅屋敷……………三〇

〔挿繪圖〕 神奈川臺茶屋の繪

小田原の外郎屋の繪

宇津の谷峠の羽織屋の圖

小夜の中山の茶屋の圖

鈴鹿峠の堺屋の圖

山科の奴茶屋の繪

山科の奴茶屋の圖

蒲田の梅屋敷の圖

六、東海の御關所……………三五

〔挿繪圖〕 箱根御關所の圖  
根府川御關所の圖  
今切關所の圖

七、伊萬里の陶器藏屋敷と津和野の紙藏屋敷……………三九

伊萬里の陶器藏屋敷……………三九

津和野の紙藏屋敷……………四一

〔挿繪圖〕 伊萬里の陶器藏屋敷の圖  
津和野の紙藏屋敷の圖

八、大阪南難波村百文錢吹立所……………四五

〔附繪圖〕 百文錢吹立御用地繪圖

九、家作に關する物價勞銀と店賃地代の抑制……………五一

物價勞銀の抑制……………五三



地代家賃引下げと公定値段段……………一六  
地代店賃引下げの頃の世相……………一五

十、日光東照宮の造營……………一七

元和創葺の日光山御宮……………一六

日光東照宮の寛永造替事績……………一五

名匠甲良豊後守宗廣……………一四

日光東照宮元祿大修復の真相……………一三

名匠甲良豊前源宗賀……………一二

—以上—

|| 城取春生装幀 ||

# 一、江戸の三十六見附

江戸の見附は江戸名物の一つとなつて民衆の自慢の種でもあつた。續く泰平に最早本來の意義は失せて警固のためとはいひながら一種の飾りものとなつて仕舞つたが、江戸の民衆や江戸に來る大衆には大きな魅力を興へてゐた。そしてこの見附の持つ魅力とこれに對する興味とは時代が過ぎ去つても城といふものから離れて民衆のものとしてされてゐた。

昔の江戸の城は徳川氏三百年間の居城であつた一大城郭で、其の外郭として作られた外曲輪は新橋から淺草橋に亙る頗る宏大なるものであつた。従つて内曲輪・外曲輪を通じて多數の門が設けられてゐたことは普く人の知るところである。この多くの門の中で所謂三十六見附・江戸三十六門又は六六城門と唱へられてゐるものは餘りにも有名になつたので、この三十六といふ數に結びつけて色々な説さへも生れてゐた。しかし今日では其の僅かゞ残されてゐるのみで多くは跡方さへも無く、歩いて見ても何處に見附の枳形や櫓が有つたものか全く判らぬものが多い。そのため所謂三十六見附に關心を持たれる人や興味を有する者から尋ねられるので、茲にその見附に就て筆を執ることとした。

江戸三十六門といふことは餘りにも知られ過ぎてゐるが、三十六なる數は何れを指して云つ



に力を注いだ時代でその事績を細かに記るすことは容易ではない。だから城門建置の概念が得らるゝ程度に簡単に列記しよう。

天正十八年八月朔日徳川氏は入城して其の九月から繩張内の寺院を外に移す等種々な準備に着手した。

天正十九年四月から譜第大名に課して城郭の應急工事に着手した。

文祿元年から翌二年に亘つて江戸城を修築し西丸の一郭を創建した。

慶長十一年六月から本丸の石壘、二三の丸及び東北雉子橋より南西溜池落口に至る外郭の石壘を築いた。

慶長十二年三月から天守臺を完成し外郭の土居を二間高め、雉子橋北方より溜池際に至る濠を修浚し北の丸を構築した。

元和六年内櫻田より清水門に至る平石垣、外櫻田・和田倉・竹橋・清水門・飯田町口・糺町口等の櫓形石壘を築いた。

寛永四年清水門を建つ、浅野長晟受持つ。

寛永四年日比谷門・梅林坂門を建つ、稻葉正勝受持つ。

寛永六年大手櫓形(永井尙政)紅葉山東照宮下櫓形(稻葉正勝)月見櫓臺裏門櫓形(井上正利)

虎門・日比谷門・數寄屋橋・鍛冶橋・呉服橋・大橋(常盤橋)・神田橋・一ツ橋・雉子橋櫓形を修築した。

寛永十二年二の丸・三の丸の規模を確定した。

寛永十三年正月江戸城外曲輪總構を完成した。即ち西北赤坂・四谷・牛込濠を開鑿し廓門を設けた。神田川を城濠とし小石川橋・筋違橋・浅草橋の諸門を開き櫓形を完成した。又外郭の堤上に松杉苗を植ゑた。

この様な経過を取つて宏大な江戸の城郭は出来上つた。従つて諸門もそれぞれの時期に於て建置されたのである。

## 江戸城の規模と諸門

江戸の三十六見附 (16)

江戸城は本丸と西丸とを各主要な一郭としてこれに二の丸・三の丸を加へ、北の丸を添へ、紅葉山と吹上苑(明暦以後に造る)を併せたもので其の地積は實に二十二萬二千八百八十二坪と記されてゐる。又別に西丸下(今宮城外苑)の一郭がある。而して今の丸の内を圍み且つ新橋から四谷見附市ヶ谷見附を経て淺草橋に至る外曲輪なるものが設けられてゐる。

かゝる宏大な計畫であつたから内曲輪と其の内郭を始め外曲輪に至るまで頗ぶる多數の門が置

かれてゐた。時期に依つて其の數に異動の有つたらうとは思はれるが、城内の諸門概數は

本丸内諸門—二十九門。二の丸内諸門—七門。三の丸内諸門—一門。西丸内諸門—二十八門。紅葉山諸門—六門。吹上諸門—十六門。

で、城門としても

### 内廓城門

一、本丸・二の丸・三の丸—大手門・内櫻田門・平川口門・北拮橋門・大手三の門・寺澤門・蓮池門・下梅林門・上梅林門。

一、西丸・吹上・西丸下—和田倉門・馬場先門・外櫻田門・西丸大手門・坂下門・半藏門・吹上門。

一、北の丸—田安門・清水門・竹橋門。

### 外廓城門

雉子橋門・一ツ橋門・神田橋門・常盤橋門・吳服橋門・鍛冶橋門・數寄屋橋門・日比谷門・山下門・幸橋門・虎の門・赤坂門・四谷門・市ヶ谷門・牛込門・小石川門・筋違橋門・淺草橋門。別に一時的の芝口門。

等々多數に上つてゐるが西丸下の和田倉・馬場先・外櫻田の三門と吹上の半藏門並に北の丸の田

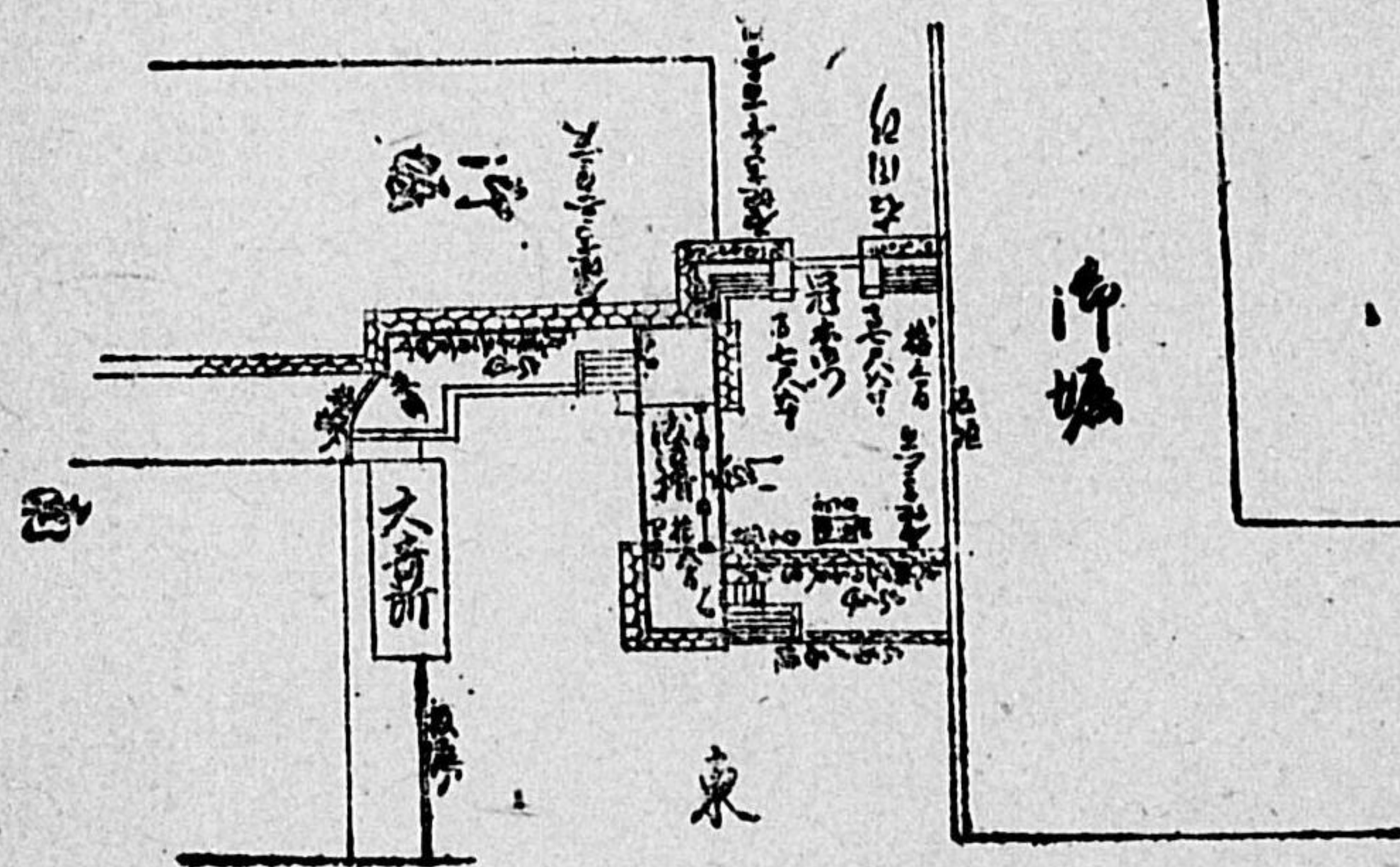
(17) 江戸の三十六見附

安・清水・竹橋の三門は幕府作事方の取扱は外曲輪城門に加へられてゐる。であるから内廓城門は十二門で外曲輪城門は二十六門とされるのである。

そこで以上の様な多数の門はあつても、殿館に附屬するもの、廓内廟所に所屬するもの、曲輪の各を固める城門等に區別されるので、其中、櫓形をなす城門は時に依つて相違は有つたらう。外曲輪二十六門、内曲輪凡そ十門とされる。

## 江戸城櫓形城門の制

日比谷御門の櫓形城門は、本瓦葺であるが、この種の冠木門は、これを高麗門と呼んでゐるが、この冠木門を入つて左又は右若くは正面に渡櫓を置き其の下に大門が開かれてゐる。冠木門の左右は高堀で櫓形の位置に應じ地形に従つて二方又は三方に高堀を廻らし、高堀の内方には必ず岩岐段を設け高堀には其の下方に銃眼が開かれてゐる。櫓形を圍む石壘の上は普通土居であるが時に多聞が設けられてゐる。櫓形冠木門の外には城濠に橋を架け、櫓形の内には冠木門の正面に小番所を置き渡櫓の外には大番所を備へて警固の武士が晝夜



日比谷御門ノ圖

櫓形の平面形は方形に近き形か又は矩形で四方石壘を以て繞らしてゐる。殆んど總てが城濠を扣へ正面に冠木門を建て其の形式は冠木の上に屋根を架け扣柱と本柱とに互つて小屋根を置き屋根は本瓦葺である。この種の冠木門はこれを高麗門と呼んでゐるが、この冠木門を入つて左又は右若くは正面に渡櫓を置き其の下に大門が開かれてゐる。冠木門の左右は高堀で櫓形の位置に應じ地形に従つて二方又は三方に高堀を廻らし、高堀の内方には必ず岩岐段を設け高堀には其の下方に銃眼が開かれてゐる。櫓形を圍む石壘の上は普通土居であるが時に多聞が設けられてゐる。櫓形冠木門の外には城濠に橋を架け、櫓形の内には冠木門の正面に小番所を置き渡櫓の外には大番所を備へて警固の武士が晝夜

此處に詰めてゐた。

## 櫓形城門の位置

江戸城櫓形城門の制は凡そこの様なもので其の形式は何れを見ても同じ様であつたが、攻防の關係からのこれ等城門の配置は暫らく別として、城壁との關係から見れば其の一直線即ち平に在るもの、同じく屈折部に存するもの、同隅角に設けられたものと三種に區別することが出来る。

一、平に在るもの——馬場先門・半蔵門・田安門・一ツ橋門・鍛冶橋門(濠内に突出)・虎の門

・赤坂門・四谷門・市ヶ谷門・牛込門・小石川門・芝口門・〔大手三の門〕

一、屈折部に在るもの——神田橋門・常盤橋門・呉服橋門・筋違橋門・淺草橋門・〔大手門・平川口門・北詰橋門〕

一、隅角に在るもの——和田倉門・外櫻田門(濠内に突出)・清水門・竹橋門・數寄屋橋門・山下門(濠内に突出)・幸橋門・〔坂下門・下梅林門・内櫻田門〕

そしてこれ等の城門の中、時代に依つて其の位置の名稱を異にしてゐるものが有るから、序にそれを調べて見ると、

天正頃は

本丸大手が……大橋。常盤橋が……淺草口。外櫻田が……小田原口。坂下門が……山口門。

内櫻田が……吉祥門。神田橋が……芝崎口。田安門が……上洲道。半蔵が……國分道。

元和寛永の頃は

田安門が……飯田町口。半蔵が……糺町口。常盤橋が……大橋。

となつてゐる。これによると本丸大手口が初め大橋と呼ばれてゐたのが大手門が出来てから大橋といふ名は常盤橋の所に移り、常盤橋の所であつた淺草口が後の淺草橋の所へ進出したのである。そして神田橋はまた大炊橋とも幸橋は御成橋御門とも俗に呼ばれてゐた。

## 各櫓形城門の規模と比較

櫓形を構成してゐた城門は先にも述べた通り外曲輪の二十六門と、内廓に於ては附表に示す通りの十門とが擧げられるが、この内廓の十門は先に述べた内廓の城門十二ヶ所とは異つてゐるものがある。それは作事方の城内惣圖から櫓形を形式せるものを拾ひ上げたからで、この十門と外曲輪二十六門とを合せて三十六になるが、それは所謂三十六門ではなく全く偶然の一致である。今比較に便利な様にこれ等各城門の規模を各部分の數字を以て表示すれば附表の通りである。



江戸城櫓形城門一覽

城門名	進路	櫓形廣サ 奥行 幅	石垣高 間 尺	櫓臺高 間 尺	渡櫓長 幅 間	大御門 (内法) 間 尺	冠木御門 (内法) 間 尺	高 塀	橋	橋 臺	橋 杭 三本建	橋 長 間 尺	橋 幅 間 尺	築 造 時 期
和田倉御門	左折	13間 11間	2 3	3 1	4 20	2 5 0	2 1 5	一方	木橋(丸)	片橋臺	九	4 22		元和六年及寛永五年淺野長晟
馬場先御門	右折	13 11	3	3	4 13	1 4 6	2 1 5	一方	木橋(平)	—	十組	3 <sub>47</sub> 33		寛永六年 淺野・加藤
外櫻田御門	右折	15 <sub>8</sub> 21	—	3 2	4 19	2 5 0	2 4 0	二方	土 橋	—	—	—		元和六年
半藏御門	右折	16 13 <sub>4</sub> 尺	3 3	3 4	5 16	2 1 5	2 4 0	一方	土 橋	—	—	—		元和六年
田安御門	右折	16 <sub>1</sub> 13	3	3 2	4 19	2 1 5	2 4 0	一方	土 橋	片橋臺	—	—		元和六年 松平忠重
清水御門	右折	13 8	4 2	4	4 20	2 0 0	2 0 0	一方	木 橋	兩橋臺	二組	3 5		寛永元年 淺野但馬守
竹橋御門	右折	13 16 <sub>3</sub>	2 2	3 1	4 19	2 1 9	2 1 0	一方	木橋(丸)	片橋臺	七組	4 <sub>3</sub> 24		元和六年 東北諸侯
雉子橋御門	左折	14 14	—	5 5 <sub>7</sub>	4 18	2 3 0	2 4 5	一方	木 橋	片橋臺	二組	3 <sub>1</sub> 3		寛永六年 松平忠昌
一ッ橋御門	右折	16 <sub>5</sub> 9 <sub>5</sub>	2 5	3 2	4 <sub>3</sub> 15	2 1 5	2 1 5	一方	木橋(丸)	兩橋臺	五組	3 <sub>2</sub> 7		寛永六年
神田橋御門	右折	14 13	3	3 3	5 19	2 1 0	2 3 3	一方	木橋(丸)	同	二組	4 10		寛永六年 佐竹・稻葉
常盤橋御門	右折	15 13	2 5	3 3	4 19	2 2 3	2 4 0	一方	木橋(丸)	同	六組	4 <sub>1</sub> 20		寛永六年 出羽奥州諸侯
吳服橋御門	直進	9 15	2 3	3	4 15	2 2 5	2 4 0	二方	木橋(丸)	同	四組	3 <sub>4</sub> 14		寛永六年
鍛冶橋御門	直進	9 15	三方高塀	3	4 16	2 1 0	2 3 0	三方	木橋(平)	同	二組	3 <sub>5</sub> 9		寛永六年 奥州諸侯
數寄屋橋御門	左折	15 <sub>4</sub> 12	2 3	3	4 17	2 2 0	2 4 0	一方	木 橋	同	指出シ	4 <sub>1</sub> 3		寛永六年 伊達政宗
日比谷御門	右折	13 10	3	3	4 15	2 1 5	2 4 6	一方	ナ 橋	—	—	—		寛永六年 伊達政宗
山下御門	直進	6 <sub>3</sub> 15	三方高塀	2 2	—	1 4 6	2 2 0	二方	木 橋	兩橋臺	指出シ	3 <sub>3</sub> 4		寛永十三年 生駒高俊
芝口御門	右折	19 16	2 3	3	4 25	2 2 3	2 4 0	一方	木(木石)	橋橋橋	四組	4 <sub>1</sub> 13		寶永七年造享保九年炎上取除
幸橋御門	左折	17 10 <sub>3</sub>	2 3	2 3	4 18	2 1 2	2 4 0	二方	石 橋	同	二組	3 <sub>3</sub> 8		寛永十三年 細川忠利
虎之御門	左折	16 <sub>3</sub> 12	3	3	4 17	2 1 4	2 4 6	一方	土 橋	—	—	3 <sub>15</sub> 2 <sub>3</sub>		寛永十三年 鍋島勝茂
赤坂御門	右折	14 <sub>23</sub> 11 <sub>3</sub>	2	3	4 25	2 2 3	2 5 7	一方	土 橋	—	—	4 3 <sub>3</sub>		寛永十三年 黒田忠之
四谷御門	右折	16 <sub>4</sub> 11	2 3	3	4 17	2 2 4	2 4 5	一方	中央木(平)	—	指出シ	4 7		寛永十三年 毛利秀就
市ヶ谷御門	直進	9 <sub>3</sub> 17	3	3	4 7	2 2 5	2 1 9	一方	同	—	指出シ	4 6		{寛永十三年 細川越中 門寛永十六年
牛込御門	右折	13 13	2 4	3 1	2 21	2 2 3	2 4 0	一方	同	—	二組	3 <sub>15</sub> 9 <sub>3</sub>		{寛永十三年 蜂須賀 門寛永十五年
小石川御門	右折	15 <sub>3</sub> 10 <sub>6</sub>	2 4	2 4	4 24	2 2 5	2 4 5	一方	木橋(丸)	兩橋臺	五組	3 <sub>3</sub> 18		寛永十三年 池田光政
筋違橋御門	右折	13 9 <sub>5</sub> 2	2 3	3 1	4 21	2 2 3	2 4 0	二方	木橋(丸)	同	四組	3 <sub>3</sub> 12		{寛永十三年 前田利常 門寛永十六年
淺草橋御門	右折	16 <sub>3</sub> 12	2 4	3	4 24	2 3 2	2 4 3	二方	木橋(丸)	同	六組	4 20		寛永十三年 松平忠昌
平川口御橋	左折	×21 16						三方						慶長十一年十二年
大手御門	右折	×19 <sub>3</sub> 17						三方						元和六年 {伊達忠宗 相馬利胤
大手三ノ御門	左折	×21 13						二方						慶長十二年
御書院御門	右折	×14 13						一方						
内櫻田御門	右折	×14 14						一方						慶長十年十一年 毛利
坂下御門	左折	×16 10						一方						
西丸大手御門	直進	×9 <sub>3</sub> 10						三方						文祿元年寛永六年改造 酒井忠世
吹上御門	左折	×14 15						三方						
北拵橋御門	左折	×11 15						三方						
下梅林御門	左折	×15 20						三方						

×印は概略の數字

大膳喜邦作成

櫓形を構成してゐた城門は先にも述べた通り外曲輪の二十六門と、内廓に於ては附表に示す通りの十門とが擧げられるが、この内廓の十門は先に述べた内廓の城門十二ヶ所とは異つてゐるものがある。それは作事方の城内惣圖から櫓形を形式せるものを拾ひ上げたからで、この十門と外曲輪二十六門とを合せて三十六になるが、それは所謂三十六門ではなく全く偶然の一致である。今比較に便利な様にこれ等各城門の規模を各部分の數字を以て表示すれば附表の通りである。

この表から各城門に就て部分的に比較して見るとまた次の様になる。

- 一、**枳形内部の廣さ** 外櫻田門の奥行十五間三尺横二十一間三百二十五坪五が最大で、山下門の奥行六間三尺横十五間九十七坪五が最小である。
- 一、**通行の方向** 冠木門を入り大門を経て内部への進路は右折するもの二十、左折するもの十一、直進するもの五である。
- 一、**枳形内石壘の高さ** 二間三尺乃至三間が最も多く、高塀のみにて右壘の無きものは外櫻田門・山下門・鍛冶橋門の三ヶ所である。
- 一、**渡櫓臺の高さ** 三間が普通で雉子橋門の五間五尺が最高、山下門の四間二尺が最低とされる。
- 一、**渡櫓の大きさ** 梁間五間のもの二ヶ所を除いては悉く梁間四間で、桁行は芝口門の最長二十五間から山下門の最短七間まで門に依つて長短が一定してゐない。
- 一、**大門の梁下まで内法高さ** 半藏門の十七尺三寸が最高で山下門の十尺七寸が最低である。
- 一、**大門の廣さと潜り** 大門の内法幅は二間二尺前後が普通であるとされるが、最大は和田倉門の二間三尺、最小は馬場先門の一間四尺六寸である。又其の「潜り」は高八尺五寸幅五

尺五寸(半藏門)が最も大きく高三尺二寸幅二尺八寸(赤坂門)が最も小さい。

一、冠木門の高さ冠木下まで 二間四尺前後が一般的に用ゐられてゐる高さであるが、二間五尺七寸(赤坂門)が最も高い方で二間(清水門)が最も低い。その「潜り」としては高さ四尺四寸幅三尺四寸(四谷門)が最大で高さ二尺七寸幅二尺一寸(市ヶ谷門)が最小である。

一、高塀 高塀は低い石垣の上にあつて、冠木門即ち高麗門の左右には必ず設けられてゐる。城門に依つては鍛冶橋の様に三方に廻らされてゐる場合もあり、また外櫻田門・吳服橋門・幸橋門・筋違橋門及淺草橋門の如く一方に設けられてゐる場合もある。

一、橋 城門の前には普通城濠があるので、そこには橋が架けられてゐて、木橋・石橋・土橋・木橋土橋組合せのもの等がある。これを外曲輪二十六門に就て見ると次の通りである。

木橋	十七ヶ所(後十六ヶ所)。	木橋土橋組合せのもの	三ヶ所。
石橋	一ヶ所(後二ヶ所)。	橋無きもの	一ヶ所。
土橋	四ヶ所。		

一、橋の幅と長さ 橋の幅としては三間三尺乃至四間が最も一般的で、竹橋門の四間半が最も廣く清水門の三間が最も狭い。

橋の長さは場所に依つて相違があり一概には言へぬが馬場先門の最長三十三間から清水門の

最短三間まで種々の長さがある。

一、橋 杭 橋杭は全部が三本建て二組乃至十組建て橋臺から橋桁を指出しにしたものが四ヶ所ある。そして橋臺は両方から築き出したものが多いが、片方のみのものもある。

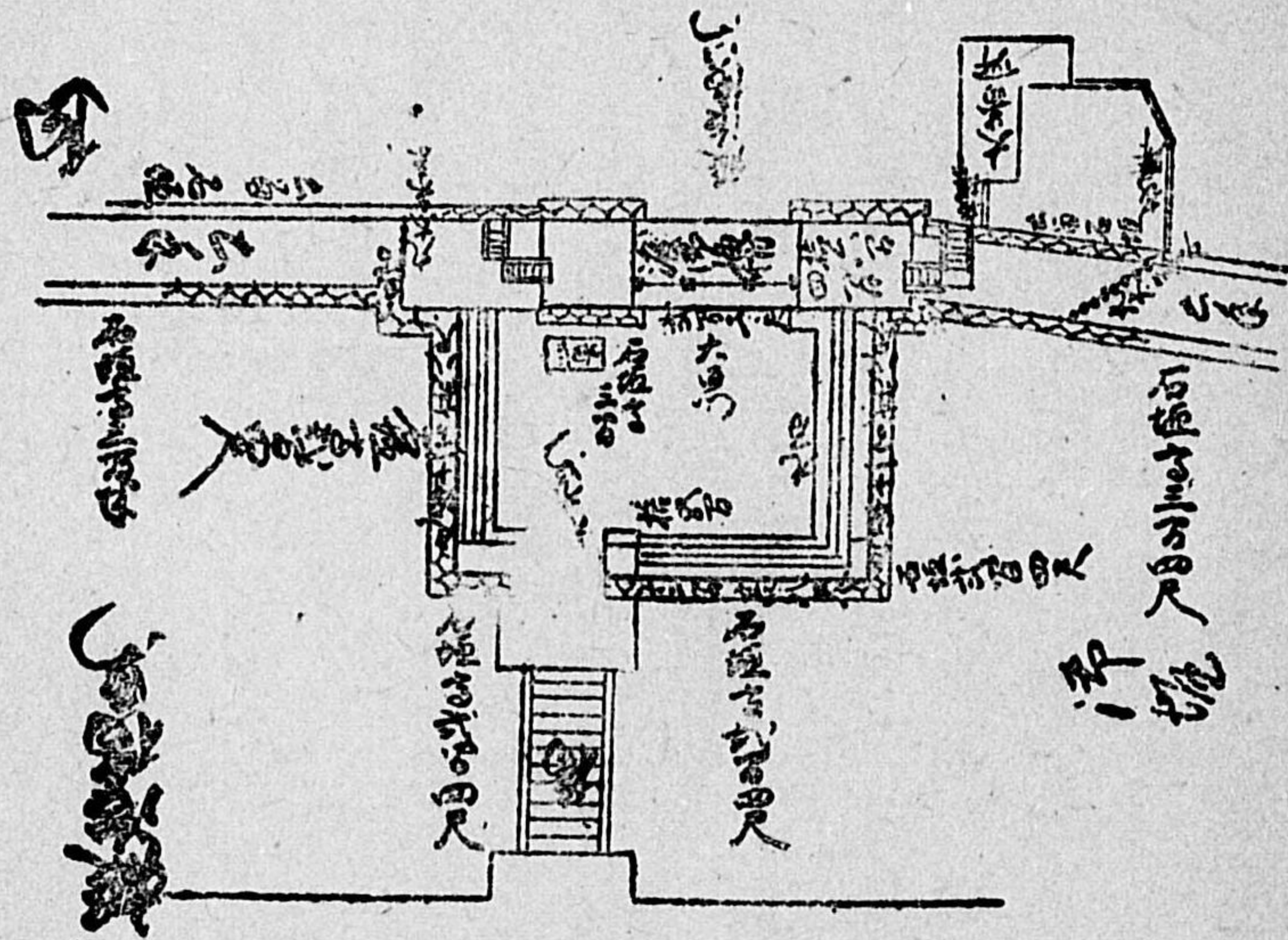
一、橋の高欄 擬寶珠附丸桁のものと平桁のものがある。

枳形城門の一つ一つに就て比較して見ると凡そこんなものであるが、茲に我々が考へさせられるのは大門内法の幅と冠木門の夫れとで、殆んど總ての枳形に於ては冠木門の方が内法の幅の廣いことである。思ひ起せば日清の役戦捷祝賀行列が枳形を通過する時、冠木門より入り込む量より大門から出る量の方が少ないので枳形内は大混雑に陥り多數の死者負傷者を出したことがある。筆者も少年の頃ながらこの苦しみを體驗した。大小兩門の内法幅の相違には重要な意味があるのではあるまいか。

## 建置の年代

城門の建置は城廓整備の一である。だが枳形石壘の築造と門櫓の建設とが時を異にし門櫓の方が後れてゐるものも有るが、以上に述べた多くの枳形城門の整備されたのは城壘の築造に伴つてまた其の時を異にしてゐる。一括して言へば慶長十一二年頃から寛永十三年に跨つて出来たもので

慶長十一年十二年。内廓諸門（大手門は元和六年。西丸大手門は文祿元年）



鍛冶橋御門ノ圖

元和六年。  
寛永六年。  
寛永十三年。（山下門より淺草門まで）  
が枳形城門の出来た主な時期とすることが出来る。

これまで述べたところで、江戸城の枳形城門、俗に見附と呼ばれたものの規模を凡そ知ることが出来たらうと思ふが、其の個々の沿革は繁雜を避けて茲には省略する。だがこの大規模な城門も城堡第一主義の封建都市時代を見送つて、其の二三を残すの外は跡方もなく其の嘗て在りし場所さへもが今では全く判らぬものが多いのである。この枳形城門の特殊な偉容は現在の外櫻田門・内櫻田門・平川口門の遺構が、今は無

き他の總てを代表してゐると思ふから、外貌に關しては特に述べることもあるまい。

しかしこれ等の城門が其の當時晝夜共に如何に警固されて居たかは多少の興味を持つことであるから、天保頃の諸門番所の法令を二三の門に就て記し警固の模様を參考として置かう。

**大手御門** 鐵砲二十挺・弓十張・長柄二十筋・持筒二挺・持弓二組。

拾萬石以上の衆御譜代家勤之侍十人の内番頭一人物頭一人常肩衣着。平士羽織袴着。五節句・月次或は御規式・御成の節熨斗目半袴。御鷹野御成の節常服。

夜五半時御夜詰引の注進有之、面番所幕張垂之若出入等有之時は御目付方より差圖の上にて取斗候事。

**外櫻田御門** 鐵砲十挺・弓五張・長柄十本・持筒二挺・持弓一組。

右御譜代大名の内にて外様に被準家來勤仕。五萬石限三萬石以下勤仕候て半年或は年代り被勤、病氣にて滞府候得ば三年勤仕。出火の節は萬端三番所の通勤之、年始八朔五節句月次御禮の節升形に侍一人御門下徒士一人固之。

番士五人羽織袴、御成御禮日都て勤方大手に被準熨斗目半袴着、番頭も同服肩衣着用は不相成候事。夜六ツ時より御太鼓にて大扉メ明六ツ時よりは開之、夜九ツ時よりは潜扉メ曉七ツ半時より小扉開。夜九ツ時より小扉メ中は武士方の外出入一切通不申候、御納屋の儀は相通

候事、○夜六ツ時より女切手を以改之通候女子は産子にても切手に認候籠に乗添候筋も其人數を認、○材木竹石并植木類車籠無斷にては不相通候事、○御成御通行有之御門は前日龍吐水にて清之以來は小荷駄懸不淨の品一切禁之、○諸家中輕尻乗通不相成乗馬にても跡附刀箱無之候得は下馬爲致候事、○手繩懸候者共改之無斷不相通候事、○棺持人穢候者小扉より手形を以相通候假門相用通し候後打水を以清之但御内曲輪にては棺は當主大名の外無之家來にては駕籠に候事、○竹木并植木類手形無之候共風呂敷懸候音物類包の内に相成候得は見咎無之。

**赤坂御門** 鐵砲五挺・弓三張・長柄五筋・持筒二挺・持弓一組。

右萬石以下三千石以上にて三ヶ年づゝ勤仕、番士三人羽織袴。

**淺草御門** 鐵砲五挺・弓三張・長柄十筋・持筒二挺・持弓一組。

右萬石以下五千石以上、寄合三ヶ年勤仕、番士羽織袴着。

二三の例を擧げて見ればこの様な警固の仕方各門とも何れも似たものである。非常に嚴重の様ではあるがそこにはまた目こぼしが有つたものと聞いている。竹木の中央を風呂敷で包んで風呂敷包とせるが如きは寧ろ滑稽であり、裸體の肩に手拭をかけ衣服を着けた事にしたなどは面白い。又市ヶ谷門櫓形の寛永十二年の御普請帳には、

一、角石三十六本

一、平石千三百本

一、土九十一坪六合八勺

と記されてゐたといふ事である。

## 二、大岡越前守の南町奉行所

江戸町奉行所といふのは、江戸府内の民事刑事の訴訟を聴きこれを裁き、非違を檢察し、驛傳の事にも預り、市の行政司法を統一する頗ぶる廣汎複雑な事務を管掌するところである。であるから奉行所の執務の時代的推移のなかには、種々の社會史問題が横たはつてもゐたし又名奉行と稱へられた人々の有名な裁きの話も残されてゐる。従つてこの役所ほど大衆から關心を持たれたものは外に無いのである。殊に名奉行として謳はれた大岡越前守の役屋敷といへば普く大衆に行渡つて知られてゐる。だがそれほど知られてゐながら町奉行所がどれほどの規模であるかを知るに足る資料としての、間取圖の如きものが、世間に出てゐない。僅かに北町奉行所の圖が東京府廳に收藏されてゐるのみで、南の番所即ち南町奉行所の圖は今迄見られなかつた。反故にされたか埋滅に歸したかとはかり思はれた南町奉行の圖は遂に現はれた。圖は幅二尺八寸長三尺七寸一分の匠家の所謂白引圖——箆を以て縦横に坪割罫を引きたるもの——で正しく原圖といふべきもので、六分一間の割を以て正確に描かれてゐる。大岡越前守は南町奉行で後ち寺社奉行を勤めたので役屋敷繪圖はその何れかでなければならぬのだが、屋敷の形、其の向き、公事人腰掛の模様を江戸繪圖に照し合せ考へると南町奉行所と全く一致し、其間取を見ても亦町奉行所とするが安

當である。而かも有名な越前守時代の南町奉行所即ち南の御番所の圖である。依て江戸町奉行所に就て管見を述べながら南奉行所の圖を検討し且つそれに關して説明しよう。

## 町奉行所の建置と其の沿革

町奉行屋敷に關しての概念を得る爲に、其の建置と沿革を記せば、御府内備考卷之三、町奉行屋敷の條に、

一は數寄屋御門内にあり。筒井伊賀の守御役宅なり。此御役宅、昔は吳服橋内にありしなり。

寛永板江戸繪圖吳服橋内北角屋鋪に町御奉行島田彈正と載す。是彈正忠守利なり。正保江戸繪圖にはたま／＼名を記せず。寛文延寶頃の圖には宮崎若狹と記たり。此御役宅を南番所と稱せり。

一は吳服橋御門内に在り。榊原主計頭の御役宅也。此役宅昔は常盤橋内今巨勢日向守屋鋪の處にあり。(此屋敷御役屋敷の頃は御門の方へ廣く出たり。)寛永江戸繪圖に、こゝに牧野内匠と記たれば此頃迄他所に在しなるべし。正保繪圖には町奉行とのみ記して姓名を缺く。寛文延寶圖には町御奉行島田出雲とあり。是出雲守守政なり、此御役宅を北番所と唱ふ。又元祿十五年、丹羽遠江守を新規町奉行に仰付られ、鍛冶橋御門内(今御厩の處なり)に御役宅を置れしより、中頃三奉行と成りしが、享保四年、坪内能登守御役御免の御缺役と成り、古のごとく南北番所に定りしなり。

とあり、且つ、

慶長の頃江戸町奉行

板倉四郎左衛門勝重  
彦坂小刑部元正  
青山常陸介忠成



右修理亮迄は一人勤たりしと云

内藤修理亮清成

南方 堀式部少輔直之  
北方 土屋 權左衛門

右二人仰付られしより南北の唱へ始まりしと云。

と記されてゐる。而して大岡越前守忠相の南町奉行を勤めた時期は、享保二四年二月三日から元文辰年迄の二十年間で、其頃の北町奉行は次の三代に相當する。

正徳四年——享保八年 中山出雲守時春

享保八年——享保十六年 諏訪美濃守頼篤

享保十六年——元文三年 稻生下野守正武

又「江戸時代制度の研究」によれば

天正十八年八月、公（家康）江都に入るや、板倉四郎左衛門勝重を以て江戸町奉行を兼ねしめ、武藏の地士神田與兵衛政高、地理に精しきを擧げてその屬僚とし事を執らしむ、尋いて北條氏照が臣貴志助兵衛正久をして之に代へ、同じく勝重に屬せしむ、勝重の後、彦坂小刑部元正其職を襲ひ、慶長六年青山常陸介忠成、内藤修理亮清成關東惣奉行の職を以て、また

此任を兼攝せしめらる、かくて其九年初めて町奉行の名を以專當市尹の職制を布くに至れり、是歲八代洲河岸、吳服橋内市尹の廳衙を設け南北を分つ、米津勘兵衛田政、土屋權右衛門重成兩名をして町奉行となし、月々交番を以て吏務に就かしむ、其十八年島田次兵衛利正任に就ぐや、其後凡そ二十年奉行一人を以て專當す。寛永八年堀式部少輔直之、加々爪民部少輔忠澄任を拜し、南北を分つに及び、又二人の職役となれり、明暦三年八代洲河岸の政廳災禍に罹る乃ち之を停め、再び奉行一人の役となりしも、寛文二年二人に復し、常盤橋門内に新に吏廳を設く、元祿十五年八月更に奉行一員を増し、都合三人とし更に鍛冶橋内に一廳を建てしが、寶永四年四月常盤橋内の政廳を收め、更めて數寄屋橋門内に之を設く、是廳は爾來變故あるなく幕末に及べり、曩に小姓本多氏に下せる、常盤政廳は之より先享保二年再び奉行所上地となり、其後久しく之を北の廳衙とし、數寄屋橋政廳を南とせしが、文化九年又吳服橋を以て北とし遂に明治維新の廢止に及べり。

南廳の建坪凡二千六百二十六坪

北廳は二千五百十六坪なり

と記るされ、二書の記載に少しく相違するところがあるが、今は其の詮索を避けてたゞ概念を得るだけに止めて置く。而して南北町奉行所のあつた位置は以上の記載のみでは判斷に不便である

が、詳細の調べは複雑になるから簡略にそれを記るせば左の通りとなる。

南町奉行所の系統は慶長九年から八重洲河岸に在り、寛永八年から常盤橋内に移り位置の關係で北となつた。元祿年間一時鍛冶橋内に在つた様だが、寶永四年松野壹岐守奉行の時數寄屋橋内に造營され幕末に至つた。

北町奉行所の系統は慶長九年から吳服橋内に在つて一時常盤橋内に移つた様だが、享保八年からは常盤橋内に在つた事は明らかで、文化九年吳服橋内に造營され幕末に至つた。而して奉行が三人置かれた元祿十五年から享保四年まで別に鍛冶橋内にも置かれた。

### 町奉行所の職制と職務の分課

南町奉行に就て記るす前に、南北を問はず二千五六百坪の廣大な屋敷地に千坪に餘る構を持つ町奉行役屋敷、それにはどういふ職制によつてどういふ分課を以て役人が勤めて居たかを、概略ながら一應は知つて居らなければならぬ。町奉行の支配下には後世に於ては與力二十五騎(内與力三人、目安讀二人、與力二十騎)同心百二十八名(幕末百三十八人)が置かれてゐたとされ時代によつて其數に相違があり、詳しい事は今述べられぬが、概略は、天正十八年奉行一人の時與

力十騎同心五十人。奉行二人の時與力五十騎。元祿十五年奉行三人の時一組與力二十二騎同心七十五人。正徳三年一組與力二十二騎同心八十人。享保四年一組與力二十五騎同心百人。延享二年一組與力二十五騎同心百人であつたとされてゐる。而して平素は與力二人同心十人が宿直するを常とした。これによると大岡越前守時代には與力二十五騎同心百人といふことになる。

これ等の與力同心が職務を如何に分掌してゐたのであるか、その大要を知る事が又間取を見る爲には必要である。與力の分掌するところは概ね同心の分課に共通で、

年番(主として奉行所會計。組内監督。賣女。博奕。地代其他の過料、關所等のこと)。吟味。本所見廻(兩國以東町中取締)。養生所見廻(小石川藥園の窮民施療の見廻)。牢屋見廻。赦帳(罪囚の特赦大赦に關すること)。高積改。町火消改。町會所見廻。古銅吹所見廻。例線(刑科に關する判例調査)。風烈見廻。等々

がその重なるもの。外に同心に專屬としては、

隱密(與力同心協力のもので重きは與力にて取扱ふ)。用部屋手附。定廻(刑事に關する市中巡察)。臨時廻。晝夜見廻。人足寄場。

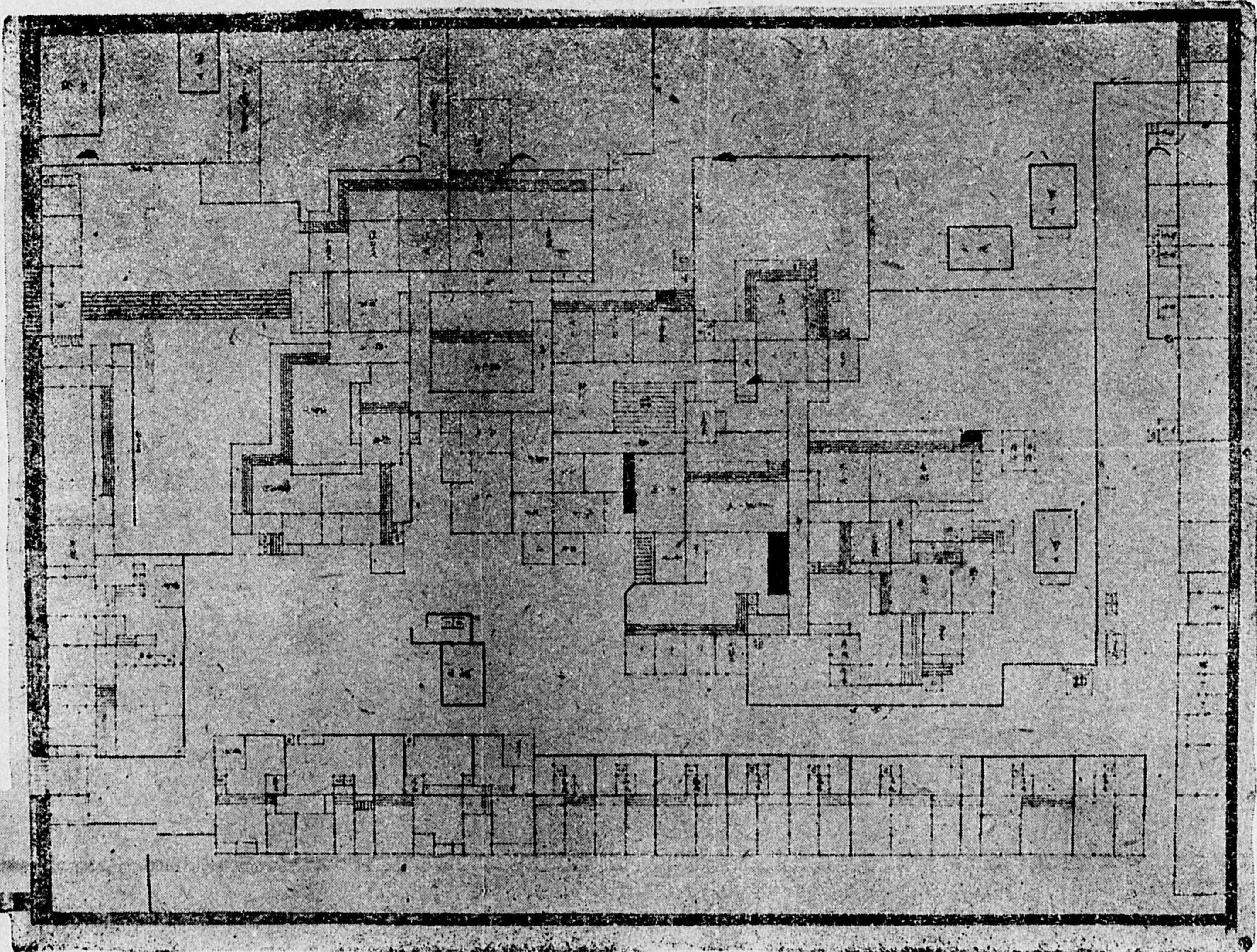
等に關する職分がある。だが建置以來與力同心の數にも移動があり、時代に順應して職分分課にも變化がなかつたとは思へないから、越前守時代と其前後とに多少の相違は免かれぬことであ

本所見廻(兩國以東町中取締)。養生所見廻(小石川薬園の窮民施療の見廻)。牢屋見廻。赦帳  
(罪囚の特赦大赦に関する事)。高積改。町火消改。町會所見廻。古銅吹所見廻。例線(刑  
科に関する判例調査)。風烈見廻。等々

がその重なるもの。外に同心に専屬としては、

隠密(與力同心協力のもので重きは與力にて取扱ふ)。用部屋手附。定廻(刑事に関する市中  
巡察)。臨時廻。晝夜見廻。人足寄場。

等に關する職分がある。だが建置以來與力同心の數にも移動があり、時代に順應して職分分課に  
も變化がなかつたとは思へないから、越前守時代と其前後とに多少の相違は免かれぬことであ



大岡越前守御役屋敷敷繪圖

り、室の名稱等にも變化はあるかも知れぬ。現に最後に述べんとする天保の北町奉行所の圖に示すところと、越前守時代のものとは室名にも相違のあることが見られる。だから以上に記したものは職務と分掌の概要と思へば誤りはない。

## 大岡越前守時代の南町奉行所の規模

大岡越前守が奉行たりし時代の南の番所は數寄屋橋内に在つた。この役屋敷の規模間取に就て詳細に記された文献が無いから、新たに發見した圖を基として少しく詳細に亘つてこれを記す。

すこととするが、夫れに先だつて寶永四年松野壹岐守——越前守の前代——奉行の時、數寄屋橋内に移建された當初の南町奉行所に就て少しく記るして置かう。

數寄屋橋内當初の町奉行御役屋敷は「東京市史稿市街篇」に收むる享保撰要類集、屋鋪渡預繪圖證文等の記るすところに依ると、

數寄屋橋、松野壹岐守御役屋敷

坪數。二千六百二十三坪

東、腰掛道。西、道。南、道。

北、井伊萬千代。

東西、四十四間二尺八寸

南北、五十九間

同 腰掛

東、道。西、松野壹岐守御役屋敷。

南、道。北、道。

御府内（往還其外）沿革圖書には

一、寶永四亥年堀大和守上地町奉行松野壹岐守御役屋敷ニ成、其節地坪減、東南折廻引下候ニ

付廣道ニ成、東之方江公事人腰掛出來、其後引續町奉行御役屋敷有之。

享保撰要類集には

大岡越前守當御役屋敷新規御普請

一、惣坪數 田舎間二千六百三坪

一、建坪 田舎間千八十三坪

公事人腰掛 六十二坪

都合建坪 千百四十五坪

此御入用

一、金千六百四十兩 御金藏ニテ請取

一、檜樽御材木四千九百七十六本

但尺角二間木 御材木藏ヨリ請取

一、完料 千二百四十把 右同斷

一、樽木 二萬二千四百把 右同斷

一、元御役屋敷公事場廊下與力番所外腰掛之古木、並建具共ニ、小普請方ヨリ請取申候

一、御石之分惣廻り下水石垣門下居石其外所々

- 一、當御役屋敷残り地七百八十六坪土除料 金三十一兩 小普請方ヨリ請取
- 一、御役屋敷南之方大下水幅六尺長田舎間十四間半有來候大下水仕足一式
- 一、同町竹矢來同下水堀新規板橋共ニ、右代金三十六兩三分二朱

御普請一式請負人

東港町 奈良屋兵吉

右御普請寶永四亥春被仰出、同九月廿六日出來申候御普請中高倉屋敷假り御役屋敷ニ相成松野壹岐守儀罷在候 (以下略)

とあり、これを以て數寄屋橋内當初の役屋敷の規模の大概は知られるが、建物間取の状態は全く不明である。大岡越前守御役屋敷繪圖を以てこれ等の文書と對照すると、公事人腰掛を除いては略ぼ一致するが猶ほ圖面の示すところに基づいて詳細に算出すれば次の通りである。

屋敷地坪數 總坪數二千六百十七坪餘

間口(南北) 四十四間餘

奥行(東西) 五十八間半餘

公事人腰掛 四十二坪

建物坪數 總建坪千八百九坪七五

本家 五百七十九坪七五

内

役所向 三百七十九坪二五

居間並小座敷 四十三坪五

住居向 百五十七坪

役所向土藏

建坪 十五坪 一棟。同六坪 一棟(便所付)。同 六坪 一棟。同 六坪 一棟。

同 六坪 一棟

住居向土藏

建坪 六坪 一棟

東長屋(表門共) 長三十二間半

建坪 百二十坪二五。外塗垂一棟三坪

北長屋 長四十六間

建坪 五十八坪二五。外塗垂一棟五坪二五

西長屋(裏門、厩共) 長四十三間

建坪、百三十三坪七五。外すそ場便所、二坪

公事人腰掛 四十二坪

南町奉行役宅は數寄屋橋内の廣場に面して東を正面として、そこに表長屋があり表門が開かれてゐる。西側は全長に亘つて長屋建となつて、こゝには裏門が設けられ厩も置かれてゐる。北側は構内に拾戸分の長屋が一行に建てられてゐる。本家は其の中央に在つて仔細に吟味すると、役所向と住居向とに別れ、其の中間の位置には特に注意すべき土塀で圍まれた居間の一構がある。

住居向の方は別段に取立て、いふだけの事はないが、町奉行の職制と機構とを考へるとき、それが役所向の間取に現はれてゐなければならぬことは當然である。表門を入ると石疊があつてその正面に式臺玄關がある。玄關に向つて右に三十三疊の上番所が廻り椽と土庇とを備へ玄關前の廣場に面してゐる。上番所に隣つて十五疊の同心番所がまた廻り椽と土庇を扣へて同様に廣場に向て設けられてゐる。上番所は輿力の詰所で同心番所は名の示す通り同心の詰所で其奥に猶ほ輿力同心の詰所がある。この上番所と同心番所が、門内の廣場に向つて廻り椽と土庇を持って開放的に造られてゐることは、訴を聽く爲めの民衆に對する利便を考へたものと見るべきであらう。

玄關に向つて左に六坪の一棟から、幅九尺の公事人廊下を折れ廻つて奥に白洲がある。白洲は間口三間奥行四間十二坪で正面には幅半間の椽が設けられ、更に幅半間の椽の奥に鞘の間を隔て、裁許場がある。裁許場の奥は書院で二十疊、又裁許場の裏は中庭を隔て、そこには二十五疊の用部屋がある。而して其奥に三間續きの役向の座敷がある。公事人は公事人廊下を通り、又は控所より白洲へ呼出され、奉行は裁許場へ出座して裁きが行はれる様になつてゐる。白洲前の鞘の間と椽は諸役の着座の場所である。構外の北側には幅三間長さ十四間の一棟があつて公事人腰掛とされてゐる。

役所向に接続はしてゐるが劃然と區別され、住居向とは疊廊下を以て連らなつてゐるとはいひながら、こゝにも判然と境目のある居間の一構は慥かに注目されるべき一邸である。この居間は椽と土庇とを廻らし次の間・物置等を備へ少しく離れて小座敷を有する一構で、居間の前庭三方は土塀を以て圍まれてゐる。圍内には相當な庭が築かれてゐたことは想像するに十分である。役所向と住居向とから一寸區劃されたこの居間こそは誰にも直ちに立入ることを許さぬ奉行の居間、家族から離れ下役を避けて沈思黙考の座敷であつたと考へられねばなるまい。

長屋に就て見れば、東の表門長屋は門脇に日隠塀のある大腰掛と同心の溜りの部屋があり、續いて住居がある。而して門の南の部屋が囚人置場である。西の長屋は裏門と厩の外に五戸分の住



居に區切られ北の長屋は十戸分の住居に仕切られてゐる。何れの長屋でも住居の部分には必ず湯殿があるのは特に其の必要があつた事を物語るもので、大きな住居には塗垂即ち塗家土藏のあるのも亦この長屋の特徴である。

南町奉行所は其の後兩三度火災に罹つてゐるが、其の都度前と同じ規模形式に造られた様であるから、幕末の奉行所に就ての與力原胤昭氏の談話を掲げて参考とする。

そこで奉行所の御門と云ふのは、どういふ形の門かと云ふと、これは一般に云ふ長屋門で、御定法通り黒い澁塗りに白し、つく、いのナマコ壁。そのナマコ壁の白い色と黒い澁塗りの色とが一種峻嚴な黒白の對照をなしてゐる中に、しかもそのナマコといふのが、此の奉行所のは一般に諸方の武家屋敷にありましたイカツイのとは違つて、やや細めなものにしてありましたから、すべての感じが峻嚴なうちにも四角ばつたところが無くて、大變やさしい柔か味をもつてゐたのが特徴でした。その時分私は茅場町の自宅から毎朝この南町奉行所へ通つてゐたのですが、家を出て呉服橋から鍛冶橋のあの河岸通りを歩いて奉行所の前へ差かゝり、この長屋門を眺めますと始終潜つてゐる門ではありませんけれども、來る朝ごとに實に何とも云へない凛々しい、然かも柔かみのあるその感じに思はず襟を正したものです。それに一體あの敷寄屋橋邊のところは今でこそあゝいふ風に賑かな興行街になつてゐますが、その時分は凛

も深く、堀の石垣も几帳面に組上げられて、土堤の上には品良く黒松がしたゝれ、堀の水に寫つて綺麗な景色でした。今のやうな氣味の悪い毒々しい藻草では無かつた。

此邊から日比谷御門一帯にかけてはまことに清々とした眺望のよかつたところで、そこへ今云つたやうな東天に輝いた長屋門が、凜として立つてゐるのですから、自然その様子は四邊の眺望に照應して、殊に門前に敷き詰めた小砂利や、黒白のはつきりと劃られた、峻嚴なうちにも一種のやさしみを含んだ長屋門や——すべて奉行所門前のさうした光景は、そこを通る市民の誰しにも、嚴肅な、そうしていかにも心の伸々とした公明正大な、犯すべからざる感銘を與へずにはおかなかつたものです。ではかう云ふ市民の氣持を引き締めずにはおかないやうな品位を持った様式を一體誰が創始したのかと云ふと、これが名奉行大岡越前守の趣向によつて設計されたのであつて、此の越前守が設計したといふ事が當時、私ども奉行所へ勤めてゐた者に執つては、無上の誇りとなつてゐたのでした。

私どもの誇りとして居たと申しますが、大岡時代から此の頃迄には、役所は二三度も類焼して改築されてゐます。けれども大岡の意匠指導は存續して居た。且つ南北二ヶの御番所ではあつたが、總てが北より南の方が大がゝりで、萬事が雄大豊富。従つて役所の構造も大掛りであつた。先づ表門を開いて正面玄關を見渡したところだけでも。

さて黒澁塗りの長屋門を遣入りますと突當りが玄關の敷臺、門からその敷臺迄は眞直に五六尺幅の青板の敷石、それを残して一面に一粒撰りの那智黒の砂利石が敷き詰めてある。石は朝霧に濡れて、キラ／＼と光つてゐる。左右には天水桶が山形に積んである。大小げんば桶が數十、桶は毎朝々々銀砂で磨きこすられてゐるから、料理茶屋の入口の飾桶よりも清淨で綺麗であつた。

正面から見た玄關の構へは、鴨居から上が中々高く取つてあつて、大きな蓑を載せた屋根が人の心を壓するやうに高々と聳えてゐると云ふ風で立派な構へでした。是も普通なら樺か何かの堅木に角材でも使ふべき處を、わざと逃げて、柱も羽目も總檜で出来てゐたから、感じが何となく柔で、奥床しい外觀を備へてゐた。玄關の階段は三段あるきり、あつさりとしたものでした。

この玄關に並んで、向つて右手を當番所と云ひ、若い與力の勤務席、今で云へば總受附で市民の訴願を受理する處、私などのやうな若年者の觸れ當てられる勤務であつた。門から此所の椽先へも、玄關への敷石と平行して細目の青板の敷石が通じてゐた。其の隣りを物書所と云ひ、其處の勤め人は同心で與力の次席、下役、其次の詰所が年番方與力及び各役同心の詰所であつた。年番方とは與力同心の年長故參者の勤務する重要な役席で、與力同心の役向き

總務所であつた。

又玄關の左の方を云ふと、先づ玄關此處は云ふ迄もなく來人の取次、奉行の公式出入、其他各侍、神官僧侶の格式ある者の昇降口で、玄關番は奉行所直屬の家來であつて羽織袴で勤務してゐた。續いて撰要書類掛り、受刑赦免調方等の詰所あり。其れより奉行直屬の用部屋公用人、目安言上方各掛り任務に應じてそれぞれ詰所があつた。(中略)

序に門の開閉に就て云ひますと、玄關正門の左の小門は、入牢中の囚人、溜預け囚人の呼出し出入に閉開する門、此處に接続して當日呼出しの在牢囚人の假牢があつた。それに續いて一般市民の公事人控所となつてゐた。毎日出勤する與力は晝四つ、今の午前十時頃、同心はそれよりも一ツ時位早く出仕するのであつた。専任の勤務があれば其係々の詰所へ行くが、一般同心の詰所は、大門の門番所の後に續いた部屋がそうであつた。(季刊「日本橋」より)

江戸町奉行所の梗概と大岡越前守の南町奉行所に關することは、以上に述べたところを以て其の大體を盡したつもりである。猶ほ時期は相違するが北町奉行所の委細を示す圖があるから、南町奉行所研究の對照的資料として其の梗概を記さう。

## 北町奉行所の梗概

北御番所即ち北町奉行所の位置が再三移動してゐることは前に述べた通りであるが、文化年間以降は呉服橋内に在つた。この番所の規模配置を知るに足る圖面が「天保十一年三月北御番所繪圖面」として保存されてゐるから、南町奉行所と一心同體の役所として参考のため其の概要をここに記すこととする。

北町奉行所は文化年間呉服橋内に移されたが天保十一年に構内五棟の長屋が類焼の厄に罹つた

ので、其の復舊の際に作成されたのが天保十一年の圖である。だが復舊の部分を除いては其の後再三の修理があつたといへ大體に於て文化の北町奉行所と見ることが出来る。

北町奉行所は東向きで屋敷地は間口約四十八間奥行約四十間の方形に近く、北に長屋敷地として間口二十一間半奥行二十二間半の矩形の地區が突出してゐて、總坪數は二千四百餘坪である。建物としては本家が六百六十坪程、長屋總坪數が約三百六十坪、外に附屬建と土藏とを合せると、總建坪は千百坪餘を算するものである。

本家が役所と住居向きになつてゐることは役屋敷の通則で、其の役所向きの部分に就てのみ見れば、東の表長屋門を入ると、敷石の盡きる所正面に敷臺玄關がある。玄關に向つて右に與力番所とこれに連らなる與力番所下陣があり、次に年寄同心詰所と其の下陣とが東に突出してゐる。更に年番部屋が突出してゐて、與力番所以下門内廣場に面して廻り椽と土庇とを設けてゐることは南と同様である。玄關に向つて左に白洲入口があり、こゝから公事人廊下を折れ廻つて、白洲（間口四間半奥行三間半）が東に向つて設けられてゐる。白洲の正面は半間の椽椽と半間の疊廊下を扣へて裁許所・同次の間・同吟味所が列んでゐる。裁許所の奥は胴の間で其の奥に突出した座敷が内詮議所と赦帳・撰要方の執務所である。

玄關の次には使者の間があり、其の前方に例繰方詰所と詮議所之間とが列んでゐる。この詮議

所から中坪を隔て、内座の間・内與力座敷・侍詰所、而して其の最も奥に表居間がある。この居間は南番所に於て特に説明を加へた居間と同様に考へられるものである。

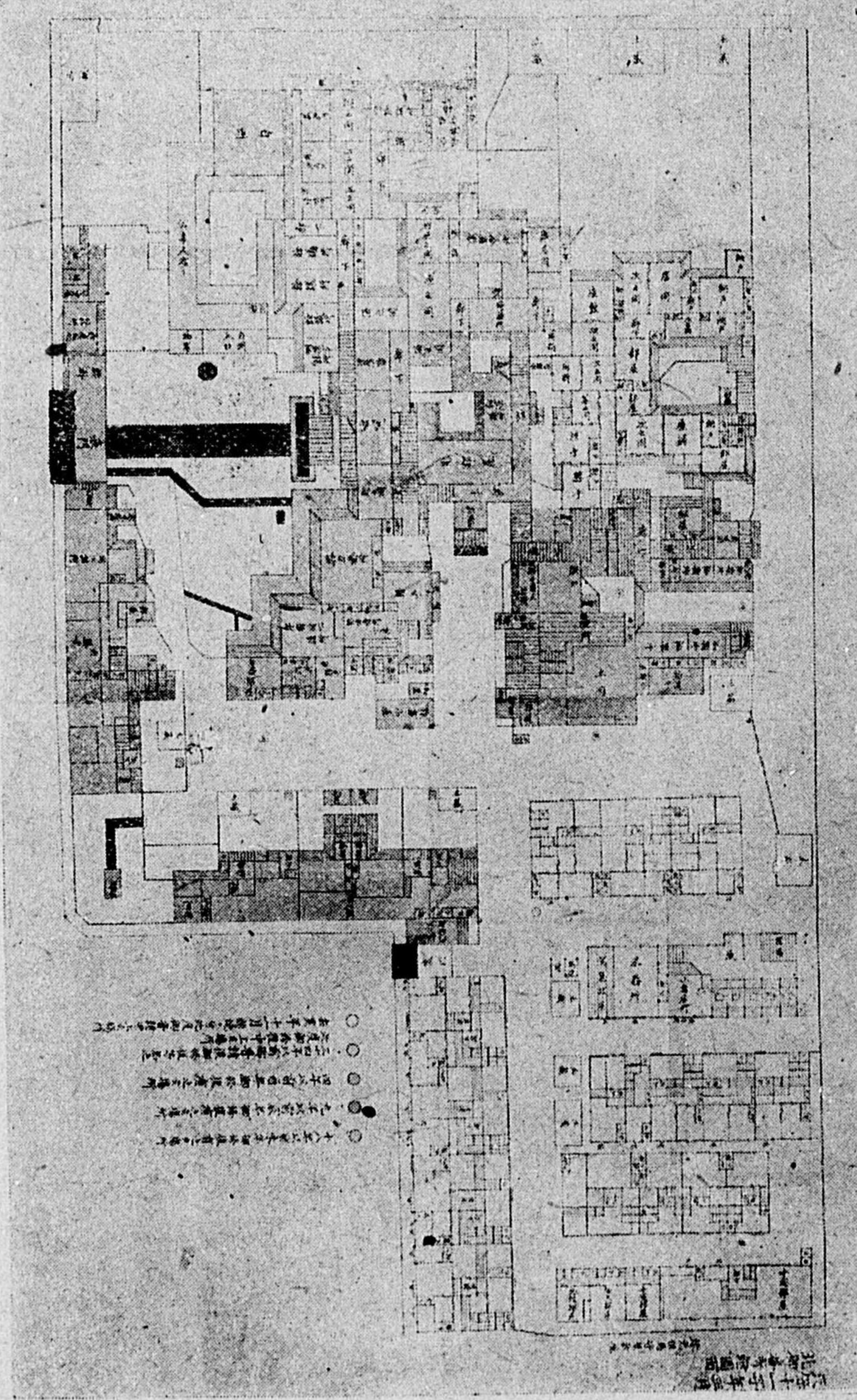
玄關の後方には用部屋と祓筆詰所があるが、この奥の方には住居向の部屋々々が配置されている。

東側の長屋は長屋門を正門として、同心詰所と住居の部屋があり、白洲寄りの方には半屋同心詰所に連らなつて囚人置場が三間ある。

北側長屋は二戸建で東の一端に物見を構へ、これに近く東北の隅には稻荷社が祀られてゐる。この長屋から北に折れて裏門を開き續いて四戸建の長屋となつてゐる。

構内北寄りの地域には別に五棟の長屋があり、内一棟は厩と米春所とで、北の一棟は中間部屋・手廻部屋・陸尺部屋・足輕部屋に割り宛てられてゐる。要するに本家の外長屋八棟・役所向土藏四棟・住居向土藏一棟・長屋に附屬する土藏七棟といふ構で、以上に述べた様な種々の座敷を抱轄してゐる規模のものが、北の御番所である。これを以て北町奉行所の説明を終るが、これを参照して前各項に述べたところを綜合すれば南町奉行所といふものが略ぼ明瞭になると思ふ。

次の圖は「天保十一年三月北御番所繪圖面」である。



江戸府内の熟成期以向、役所中の役所として、最も民衆に關心を持たれ、正史にも俗説にも興味多き事績を傳へ人口に膾炙された町奉行所、殊に名奉行と唱へられた大岡越前守時代の南町奉行所の模様は圖面の出現に依つて能く知られることになつたと思ふ。外貌を示すものは未だ發見されないが、他の役屋敷から推して、表門は長屋門で玄関は千鳥破風を持つ霧除庇付の敷臺玄関であり、武家の屋敷の形式に同一であつた事には誤りないことと思つてゐる。

### 三、江戸のマーケット

—江戸橋廣小路の市場を語る—

日常生活に必要な物資の供給と需要との圓滑を計るべく、その昔は日を定めて市が開かれた。それが到る所で物資の集散に都合のよい方法であつたに違ひないので、商業經濟の發達につれて常設の市場となつたが、さてその市場の模様や配列を示すところの圖などは餘り見かけない。幸に江戸橋廣小路の市場の正確なる資料を發見したから、この市場に就て些か物語を綴つて見た。商業史や市場史の資料としての一助ともならばこの上もないことである。

江戸橋の南詰から日本橋の南袂にかけての所謂江戸橋廣小路は、その昔賑かな一區劃をなしてゐた。この廣小路の生ひ立に就ては、

右廣小路に相成候は、百十九年己前明曆三酉年、江戸中大火迄は四日市町にて御座候處、右類焼後四日市町引地に被仰付爲火除廣小路に相成、其節より材木町一二丁目青物町へ御預け被遊、江戸橋共に今以御預り相成、橋小破損等を兩町入用を以致來候處、橋定御請負被仰付候ては、修復等は不仕候得共、橋番人差置晝夜見廻り掃除等仕、其外所々番屋建置捨物倒物等有之節も兩町にて取計仕、數年物入等致來候、然處享保五子年大岡越前守様御勤役之節、廣小路町屋に仕度願人も數度有之候得共、外へ相渡候義迷惑仕候段申上候得ば、願人には不

被仰付候、尤廣小路内へ罷出渡世候床見世商人百七軒は、寶永年中丹羽遠江守様御勤役之節より右百七軒に相極、爲冥加廣小路に古來より有之候御公儀様御辻番所壹ヶ所右商人之引請に相成、諸入用共に商人共仕來候、右之外に芝本町牛持共牛置場、拜借地並前栽もの商場、蜜柑賣場、瓜西瓜松鋸賣場、右之者共は其時々御願申地面拜借仕渡世仕來申候。

と安永三年九月の本材木町名主の書付にある通りである。この廣小路を中心として其の附近にどういふ地名と、またどんなものが有つたかを先づ以て書き上げて見よう。

**江戸橋** 「北より南へ渡る長さ廿八間、南詰の床見世の間に上總木更津へ通行の船宿あり。旅人日毎に絶す。是より西の河岸に地を堀石垣にてつみあげし土手蔵あり。鹽鮭同鱒の類鹽物を籠置て出し入繁し。猶西の方に花河岸とて近在川付の在所より種々の花を積來り揚る也。東の方橋詰に江戸升といへる料理屋あり。此外煮賣酒やそばや軒を並ぶ四日市兩側床見世百八軒あり。させる烟草入鐵物類板木師商人多し。南側に蜜柑小屋あり。紀州より船にて積來れるを河岸へあげ相場を立る也。此後に翁稻荷の亭、文化の比勸請のよし。近來參詣多し。」と狂歌江戸名所圖會初編に記されてゐるので、安政頃の江戸橋附近の様子は臆氣ながらも知られる。

**鹽物河岸** 青物町の北裏でこの邊には鹽物の商店が多かつた。

**木更津河岸** 「江戸橋南詰巽の角に船宿あり、江戸の内諸方への船場なり。又同所西の方木更

津河岸とす。房州木更津渡海往還の船、こゝに集ふ故に名とす。」と江戸名所圖會にあるが、橋の南詰西寄の日本橋川に沿つた土地で、東西廿五間奥行三間一尺乃至八間二尺ばかり、坪數にして百四十三坪餘の所である。木更津村の名主船持の拜領地で木更津から米を積んで來たり旅客を運ぶ船着場であつた。

**新肴場** 日本橋魚市場沿革に依ると、延寶二甲寅年新に本材木町に魚市場を開設し、之を新肴場、また略稱して新場といつた。この開設以來本小田原町と新場で輪番に幕府の納魚を司つて、上の十日は新場で納めたと傳へられてゐる。

この外寛政四年には御肴御役所が置かれ「市役所編纂日本橋」に依れば明和四年の書類を引て次の様に記されてゐる。

前裁商人共義、明曆三四年已後廣小路に相成候節より年々賣場拜借仕來申候

蜜柑商人共義、萬治年中より年々賣場並揚場拜借仕候

瓜・西瓜商人共義、寛文中渡邊大隅守様御勤役之節より年々賣場拜借仕候

松鋸商人共義、萬治元年之頃より賣場拜借仕、年々極月廿日過より商賣仕候

干肴乾物之義、本材木町一丁目干肴屋共、享保十七子年大岡越前守様へ御願申、永々乾場拜借仕候

江戸橋廣小路とその附近の様子は、大體以上の文献に依つて知らるゝ通りで、賑かなマーケットを形造つてゐたのであるが、さてそれ等のものがどう配置されてゐたものであるかといふ事になると、寡聞な自分には皆目判らなかつたのである。ところが文化十二年頃、預の部分と然らざる部分とを示し且つ從來願濟の床見世に更に庇を張出した部分を明記して其筋へ差出した繪圖を發見入手した。この圖を以て見ると本材木町の新肴場を初め、日々幕府に納むる活鯛鮮魚を取扱ふ御肴御役所、鹽鮭類を収納する土手藏・蜜柑果物前裁の間屋、日々市場に出入する庶民の休息所となる水茶屋、又其娛樂場である講釋場揚弓場を初め牛寄場・乾場・非人小屋に至るまで一目瞭然たるもので能く市場の模様を知ることが出来るばかりでなく、百八軒ありしといふ床見世の排列を知ることの出来る頗る興味多きものであるから、多少重複をするが圖に據つて説明しながら日本橋市場の研究に供へたいと思ふ。

江戸橋廣小路の市場は元四日市町持分と本材木町持分とに分けられてゐた。廣小路の床見世(三十九)と(四十)の間から同南側(百五)と(百四)の間を南へ肴役所と牛寄場の西境を連ねた線がその境界であつた。その東の方が本材木町持分で西が元四日市町の持分とされてゐた。

先づ本材木町の方から言へば

上水御材木置場

本材木町々木戸近く楓川に沿うて置かれた上水用材木の置場で、番屋二ヶ

所と共に幕府普請方の持分で、預り町には關係のないものである。

蜜柑前裁物揚場

本材木町通り東側の川沿地で間口十二間半奥行八間半ほどの土地である。

前裁物は明暦三年から、蜜柑は萬治頃から荷揚もされ賣捌かれた様である。

新肴場魚揚場

蜜柑前裁物揚場に並んで川沿にある。この新場の起立は前に記してあるから

略すが、この揚場の奥に間口三間奥行三間半の建繼と唱ふるものがある。元來幕府で買上げる魚の價は市價に比して安値であるので役所の買上げは商人の好むところではなかつた。従つて納魚により損失が生ずるので、取引のある毎に、下魚に至るまで一般にその取引高の一部を控除して置き、それを以て上納の魚による損失を補填しようといふ方法で、この建繼所が文化十一年に設けられたのであるが、運用宜しきを得ず所謂建繼所事件を起し同十三年に廢された。

辻番所

建繼所の北に在る。

江戸橋藏屋敷町家

辻番所から江戸橋南詰までの東側にある。有名な「江戸升」といふ料理

屋は「米市」といふそばやと軒並に、この邊に在つたのであらう。

米市とよべるそばやの軒並び客をもはかる江戸升の見世

看板の八八茶漬は人みなの八百八町しれる江戸升

御肴御役所

廣小路南側床見世の南にある東西十七間南北八間ほど、百三十六坪餘の土地が



役所のある所で、幕府膳所の日々の用魚を直接に買入れる役所として寛政四年に設けられたものである。其の臺所には蒲鉾臺を備へ大きな生洲も設けられてあつたと云ふ。俗に活鯛屋敷とも稱した。

**牛寄場** 御肴役所の南隣にある。二百四十五坪ほどの廣さで本材木町木戸から干肴乾場を通つて入口がある。芝本町牛持共の牛置場である。

**干肴乾場** 青物町北側で享保十七年大岡越前守へ願出で、乾場としての拜借地である。

**非人小屋** 干肴乾場の脇に間口三間奥行二間の非人小屋があるが、この者は恐らく市場の跡掃除其他の雑役に使用されたものであらう。

**髪結床** 江戸橋南詰西寄に間口二間奥行二間のものが一軒、本材木町通りには東側に九尺二間のものが一軒、その西側に間口八尺五寸奥行三間のものが一軒あることが圖に示されてゐる。

**番屋** 江戸橋南詰西寄に橋番屋があり町木戸の内に番屋があるが、その他にも所々に置かれてゐる。

**床見世** 元四日市町持分と共に後に述べよう。

**木更津河岸** 江戸橋の南袂西寄にあることは圖にも見えてゐて、その委細は前に記した通りであるが、また狂歌にも現はれてゐる。

しりに帆をかけて出入の客さへも絶えるまもなきさらつのかし

わき國へはなし土産や江戸はしの袂にぞある安房上總船

丈なしの上總木綿のみしか夜を船にて江戸へきさらつ河岸

次に元四日市町持分に就て見れば、

**夏秋水菓子屋** 廣小路の南側に揚弓場に接して間口三間奥行五間のもの一ヶ所、間口十七間

半奥行五間のもの一ヶ所とがある。季節々々に瓜・西瓜・蜜柑その外の果物などを取扱つた所で、それはまた狂歌にもよく現はされてゐる。

矢場近き四日市なるみかん小屋あたりよろこぶ紀の國の出来

鈴なりの枇杷をもひさく四日市翁稻荷にちかきみかん屋

**水茶屋** 水菓子屋と軒並に間口二十間半奥行三間のものがある、庶民の休息所である。

**講釋場と揚弓場** 娛樂場である講釋場は、間口三間奥行七間のもの一ヶ所が稻荷社の北隣にある。揚弓場は間口二間奥行七間半のものが五軒、相向ひ合つて水菓子屋の後ろにある。何れも葭簣張の小屋であつた。狂歌に

戦は講釋のみそ四日市太平の代にのこる鏝店

揚弓場背中合せのみかん小屋あたりはつれの多い商ひ

講釋に紀文をよめる四日市翁稻荷にちかきみかんや

**稻荷** 「いせや稻荷に犬の糞」と江戸名物の稻荷様は江戸つ子に依つてここにも祀られてゐた。講釋場に並んで四日市の初午は賑かなものであつたに違ひない。文化年中の勸請といへばこの圖の出來た間近で翁稻荷とは狂歌でも知られる。

翁稻荷祭るかたへのみかん小屋夜みせにてらす三ツの燈

**活鯛納人拜借地** 水茶屋の南裏に在つて百坪の大きさである。鮮魚納人が特に借用して使つてゐたのである。

**非人小屋** 青物町北側に間口八間半奥行五間のもので一ヶ所がある。本材木町のものと同じ役をした非人の小屋である。

この他數ヶ所の番屋があり、床見世の多くがこの町の持分にあるが本材木町の分とを合せて記さう。

**床見世** 江戸橋南詰の橋臺兩側をはじめ、本材木町通りと廣小路の兩側に在つて其數百七軒あるが、町家・商藏地・水菓子屋・水茶屋の前には置いてない。そして日本橋寄りの木戸内に別に六軒の商床があり、たゞ床と記したものが別に三軒ある。

百七軒の床見世の内(一)より(三十九)迄、(百五)から(百七)までは元四日市町持分の方に在

り、別に古本見世一軒があるので百八軒になるが、其他は本材木町持分の方に在る。而して江戸橋南詰の橋臺にある十軒だけは御成の節には取拂ふ事になつてゐた。

床見世の間口と奥行とは必ずしも同じではなく場所々々に依つて相違がある。百七軒について圖の書入れから拾ひ出すと、

間口	奥行	軒數	間口	奥行	軒數	間口	奥行	軒數
三間	二間	一軒	七尺五寸	八尺	二軒	八尺五寸	九尺	三十三軒
一丈三尺五寸	九尺	一軒	六尺七寸	六尺	二軒	八尺二寸	九尺	四軒
一丈一尺五寸	九尺	二軒	六尺二寸	六尺	一軒	八尺	九尺	六軒
八尺七寸	九尺	四軒	五尺七寸	六尺	一軒	七尺七寸	七尺七寸	九軒
八尺四寸	九尺	五軒	二間半	二間	一軒	七尺五寸	六尺	四軒
八尺一寸	九尺	二軒	二間	九尺	二軒	六尺五寸	六尺	三軒
八尺	七尺五寸	一軒	九尺	九尺	二軒	六尺	六尺	二軒

といふ事になるので、九尺角位のものが最も多く、極く小さいものになると一坪足らずである。而して圖中の書入れに依ると

廣小路之儀は一圓商床上ヶ椽並庇御願濟之分は墨引に致、張出の分は朱引致、尤其渡世筋に

寄當時上ケ椽引外し置候ケ所も御座候依之此段申上候

と記るされてあつて、殆んど總てが三尺通り朱引の張出しとなつてゐて床先は上ダ椽である。さてこれ等の床見世がどんな商賣であつたか、傳ふる所によると

小間物商人	五十二人	占	方	十三人
古本屋	七人	煮賣屋		十三人
薪商賣人	三人	(古本屋(別に))		一人
江戸橋南橋臺小間物屋	十九人			

とはなつてゐるが、時代に依つて人の入り替りもあらうし、小間物見世にも煮賣屋にも色々種類があつたであらう。

四日市渡れる橋の袂いれ煙草入やの並ふ床見世

魚かしのほとりに並ふ床見世にかますてふ名の煙草入あり

四日市爪もたゝさる人込をわけてもとむるゆひ薬見世

印形を彫れる向ふの江戸升で客もや酔て如件

江戸橋を下る車もはれ物にさはるやうなる三ツ星のまへ

四日市百八軒の床見世に數を合せた珠數見世もあり

四日市床みせに居て請合せは判ほる臘石細工

四日市花河岸前の床見世に文字を櫻にはれる板木師

などの狂歌でも商賣柄とその場所とが想像もされる。何れにしても廣小路の繁昌は「木更津の船には酔はで江戸橋の人浪に目やまふ田舎者」で盡きてゐる。

明暦の大火に辛い經驗をなめた幕府は、江戸の繁華な町々の往來を取擴げ、火除地を設け橋を架け將來の災害に對策を講じた。日本橋と江戸橋の間の元四日市河岸の町家を除いて廣小路として防火線を作つた。その川沿には石を積み屋根を架けた土手藏といふ物を設けてまた防火に對する設備とした。これが圖中に示されて居る土手藏で「日本橋の南萬町より四日市までの町屋をとりのけ高さ四間に川はたにそふて北をうけ東西二町半に疊上らる」根通六七尺がほど石垣にして屋根附芝藏戸前也」と記るされてゐるので其の構造は窺ひ知られるが、鹽鮭・鹽鱒の様な鹽物を格納した。

萬代もうごかぬ御代の土手藏は龜甲形につみし石かき

大漁もけふて三日か四日市つむやまくろのつゞく土手藏

あかりたる河岸のまくろの外に又川をへたてゝ並ふ土手藏

は、この土手藏を物語るもので、こゝに出し入れする鹽物に滑稽味を感じてか、または實感か。

## 四、江戸の四宿

増鹽をして銚籠る土手蔵はこさふくるその住居なりけり

五月雨のつゞきて水もますの魚しほのもとれる土手蔵の納屋  
は鹽物の賣れ残りを諷したものであらう。

江戸橋廣小路の市場に就ての話はこれを以て打切とするが、この圖を以て見た市場の模様は文  
化十二年の頃の事で、その前後ではまた多少の相違はあつたに違ひはあるまい。何れにしても文  
化文政頃の江戸橋廣小路の様子は一目瞭然たるものがある。

近畿の武家時代文化は關東へ移つて江戸は文化の中心地となつた。新開の江戸が事實上徳川氏の覇府となり集權の都會となつてからは、京都を始め諸國への交通の整備が第一に手をつけなければならぬ重要な政策の一つでもあつた。そこで慶長六年から東海東山兩道をはじめ交通の整備に努め其の九年には更に道路を修築して一里塚を樹て、江戸を起點とする交通網を拓き、寛永年間參觀交替の制が定められてから、この交通網上に置かれた宿驛は愈々整頓されるに至つた。而して日光に東照宮が祀られてから日光道中・日光御成道が更に整備され、この外に例幣使街道が設けられた。

集權の江戸、そこを中心とする交通幹線は

- 一、品川宿を起點として大津宿に至る東海道
- 一、板橋宿を起點として守山宿に至る中山道
- 一、千住宿を起點として白川宿又は鉢石町に至る日光道中及奥州道中
- 一、内藤新宿を起點として上諏訪宿に至る甲州道中
- 一、岩淵宿を起點として幸手宿へ連る日光御成道

であるが、この中、品川・板橋・千住・内藤新宿が最も重要な首宿で江戸の四驛又は四宿とされてゐた。この四宿の中でも内藤新宿だけは、甲州道中整備の最初から置かれた宿ではなく、初めは高井戸宿が起點であつた。然し江戸からの距離遠きに過ぎて不便なので元禄十年内藤新宿を建て甲州道中の起點の宿とされ、享保の初め廢されたが、その後、

明和九年壬辰二月廿四日

四谷内藤新宿に問屋場宿次を建立、傳馬を出し遊女を置事御免あり(半日閑話)

安永元年壬辰四月日

甲州道中は江戸、高井戸宿と人馬繼來候處、内藤新宿繼場に相成、當月十四日より、登りは

江戸・内藤新宿・高井戸宿・下りは高井戸宿・内藤新宿・江戸と人馬繼立候間、可得其意者也

右之趣向々へ可被相觸候

右之通、可被相觸候(御觸書新三十三)

と觸れ出されて再興されたものである。

この四宿の地も今は東京區内に包含され、其の發展は目覺ましく全く近代的市街となつたので驛傳の宿驛時代は想像だも許されない。たゞ品川だけが國道が別に拓かれたので元の海道筋だけは僅かに知られる位である。してこの四宿の宿内狀勢がどんなものであつたかを比較して見ると

凡そ次の様である。

宿名	宿内町並	宿内人別	男	女	惣家數	旅籠屋と惣家數の割合
品川宿	高輪町境より大井村境迄 入口瀧野川村境より前野村境迄 南山谷通り淺草繩手 西箕輪通り新町 大久保横町境より 右角管村境迄 左千駄ヶ谷村境迄	南北十九町四十間餘 二十町九間の内 南三十五町四十七間餘 西三十二町七間 東西九町十間餘	三二七二人	三六一八人	一五六一人	〇・〇六
板橋宿	一、四、四〇間	六八九〇人	一〇五三人	一三九五	五七三人	〇・〇一
千住宿	一、五、四九	二四四八	五〇〇五	四五五一	二三七〇	〇・〇二
内藤新宿	二、二、一九 九、一〇	九九五六 二二七七	一一七二	一二〇五	六九八	〇・〇四

この表は天保十四年の各宿明細に依つたものであるが、これによると今は想像さへもつかぬ四宿は徳川幕府の交通政策に追従してこんな情勢下に置かれてゐた事がよく判る。人口戸數から見れば千住宿を第一として品川・板橋の順となるに拘らず戸數に比して旅舎の數は板橋宿が最高率を占め戸數の一割弱となつてゐて、高級公認放舎である本陣脇本陣の數は四宿中最も多い。

また日本橋の起點からこの四宿への距離は品川宿二里、板橋宿二里半、千住宿二里八町、内藤新宿二里、(下高井戸宿四里)で、江戸からの駄賃人足賃は道中奉行によつて高札に公示されてゐたのだが、勿論時に従つて其の高には差違があるが、一例として享保頃の荷駄と人足の賃錢を比較して見ると

品川まで 荷物一駄九十四文 人足一人四十七文  
 板橋まで 荷物一駄九十四文 人足一人四十七文  
 千住まで 荷物一駄九十一文 人足一人四十七文  
 下高井戸まで 荷物一駄百四十九文 人足一人七十二文

で、其の頃の泊りは木賃(賄ナシ)主人三十五文、召仕十七文、馬二十五文であつた。

江戸四宿の情勢は大たいこんなものであるが、なほこの各宿にあつた大名其の他高級武家の宿泊する本陣脇本陣の程度を見よう。

宿名	本陣建坪	脇本陣建坪	備考
品川宿	一三五 <sup>坪</sup> 門構支關	一〇三 <sup>坪</sup> 門構支關	二二二 <sup>坪</sup> 門構支關
板橋宿	九七 門構支關	一〇九 門構支關	一〇九 支關附 類焼
千住宿	一二〇 門構支關	一三六 門構支關	
内藤新宿	九〇 門構支關		

この本陣脇本陣の數と大きさは天保の書上に據つたものであるが最も重要な交通幹線であるだけに品川宿の旅舎が大きく板橋宿はそれに次ぐものである。して參觀交替でこの主要な二つの幹線を通行し品川と板橋へ宿泊を求めた大名は、文政年間の寄合評定で定められたところでは、東海道が二月六家、三月三家、四月五十二家、五月三家、六月四十一家、中山道では二月二家、三月一家、四月三家、六月十七家で外に東海道中山道何れを通行するもよい事になつてゐる大名が時に板橋宿に宿泊するのである。

こうして江戸の四宿は大名を初め庶民の往來に非常な賑ひを見せたのであるが宿内の生計状態は、これも天保の明細書上によると、次のやうな模様がわかる。

○品川宿は宿驛として往還筋に旅籠屋の多いのは當然であるが水茶屋・あら物屋・煮うり屋が斷

然多く、これに次ぐものは飲食物を商ふ店で、諸職人も亦多かつた。またこの宿では男は繩をなひ蒔を織り日雇稼をし女は糸をとり木綿を織る外は別に手業といふものはなく、旅籠屋渡世には半農もあつた。

○板橋宿は農業の外旅籠屋は旅人の休泊を請けて渡世とするが、食物を商ふ店も茶店も多く、この外に往還の渡世商人や職人もあつた。そしてこの宿の男は繩をなひ、女は糸機等を手業としてゐた。

○千住宿は本陣脇本陣の外大中小五十五軒の旅人の休泊を渡世とするものがあり、飲食物を商ふ店や茶店もまた諸商人も多かつた。この宿の男は往還稼又は菓細工をし女は少しばかり木綿を織つた。農家では五穀の外時々野菜を作り日々米穀野菜物の市がたつてゐた。

○内藤新宿は農業渡世の者は無く旅籠屋は旅人の休泊を請け下宿茶屋があつて下宿の外に旅人休泊の案内をした。この外食物を商ふ店茶店があつたが其餘は諸商人諸職人で、宿内の男は往還稼をし女は見世商をしてゐた。そしてこの宿の最寄ではとふからしを作り「内藤とふからし」としてこの所の名物とされてゐた。

四宿内の生計状態といへば凡そこんなもの様であつたが、由來宿驛の旅籠屋には平旅籠屋と食賣旅籠屋とがあつて食賣旅籠屋には食賣女即ち飯盛女がゐた。道中奉行はこの賣女の取締には

いつも手を焼いてゐた。そして表向には二人迄の食賣女を置くことが許されてゐた。この食賣女については四宿の内、内藤新宿を除く他の三宿に對して明和元年八月の御觸書を以て

品川板橋千住旅籠屋食賣女、唯今迄一軒に兩人宛差置候處、此度道中奉行にて吟味之上、右三宿計食賣女數増申渡候、以來御定より過人數置或紛敷筋も有之、町方より捕方等差遣候儀も候はゞ、道中奉行へ懸合候上差遣候様可被心得候

と觸れ出され食賣女の數は公然増加された。而してこれが後に四宿遊女屋の存在となつた。また品川宿のこれ等旅籠屋に對しては慶應三年宿役人から次の様に申渡された。

一、間廣旅籠屋食賣女座敷持の分八疊、次の間四疊に限り可申、近年手廣の座鋪向相補理候由相聞候間、今般普請建候節は、仕來通の間數に相改可申事

一、小間旅籠屋食賣女金二朱と錢百文の分座鋪六疊一間に致し、二枚着に限り縫模様等不相用、夜具の儀は半絹にいたし、金二朱の分は無部屋にて前同様一枚着に限り、夜具は木綿に限可申事

これは慶應三年十二月宿内惣焼失の爲、再築を機會にかくも取締られたもので、如何に旅籠屋が抱女によつて利得せんとしたかが窺はれるのだ。また表間口五六間以下は小間旅籠といひそれ以上を廣間旅籠と稱へたが、これ等の旅籠に對し天保の改革は一般庶民の家作と共に其の家作にも



制限を加へ勤儉節約を奨励した。即ち

一、小間旅籠屋表間口の儀、間數四五間に限り、表の方三間通り程平家造にいたし、家根其外見世先格子、臺上下夕なげし付ケ鏡板相用候義致間敷都て座敷向間取御用宿勤方辨理第一に存普請可致事

一、壁・襖・屏風・張付類に金銀箔・砂子は勿論大綾其外大形にて目立候品不相用、且襖縁・障子骨黒塗にいたし候儀相止可申事

といふ風に可なりやかましく取締られたのであつたが、これが長く続いたかどうか、恐らく間もなく空文となつて仕舞つたであらう。

江戸の四宿を比較して見ると凡そこんなもので旅人往來の状況と宿の事情とでそれぞれの特徴があるが、今度は品川板橋を主として其の宿々の展望を記さう。

## 品川宿展望

東海道五十三次の兩端として、下りの大津宿と共と品川宿は上りの始發の宿であり、東海道往來の終驛でもある。上りの旅人は高輪に見送られてこゝに休憩もしたが、江戸入りの諸侯はまたこゝで旅装を整へたことであらう。品川宿が傳馬を出し驛傳のことに従事したのは天正の頃とされるが、

慶長六年正月徳川家康彦坂元正等に命じて東海道を巡視せしむ此時品川郷を以て驛傳に列し

驛馬三十六匹を置しめ五千坪の地子を免す

と新編相模風土記稿に記るる通り、慶長六年に始めて品川驛が置かれた。爾來驛として役立つべくその機構は漸次整へられたものらしく、更に參觀交替の制度の樹立によつて強化された。東海道名所圖繪には「日本橋まで二里、品川の驛は東都の喉口にして、常に賑しく、旅舎軒端をつらね、酒旗、肉肆海莊をしつらへ、客を止め賓を迎へて、絲竹の音今様の歌艶しく、渚には漁家おほく、肴わかつ聲々、沖にはあごと唱ふる海士の呼聲おとづれて、風景足らずといふ事なし」とあり、また文久年間の御上京道記には「本陣鳥山又左衛門、問屋源左衛門、年寄代久兵衛水府御用石倉四郎兵衛、驛中十丁家數三百三十八軒内八十六軒旅舎賣女多し、内十四軒賣女無是を平旅籠屋といふ」と幕末頃の品川宿のことを記るしてゐる。だが宿驛華やかなりし頃の正確な宿勢は、天保十四年に宿々から書き上げた明細帳「東海道宿村大概帳」によれば次の様である。

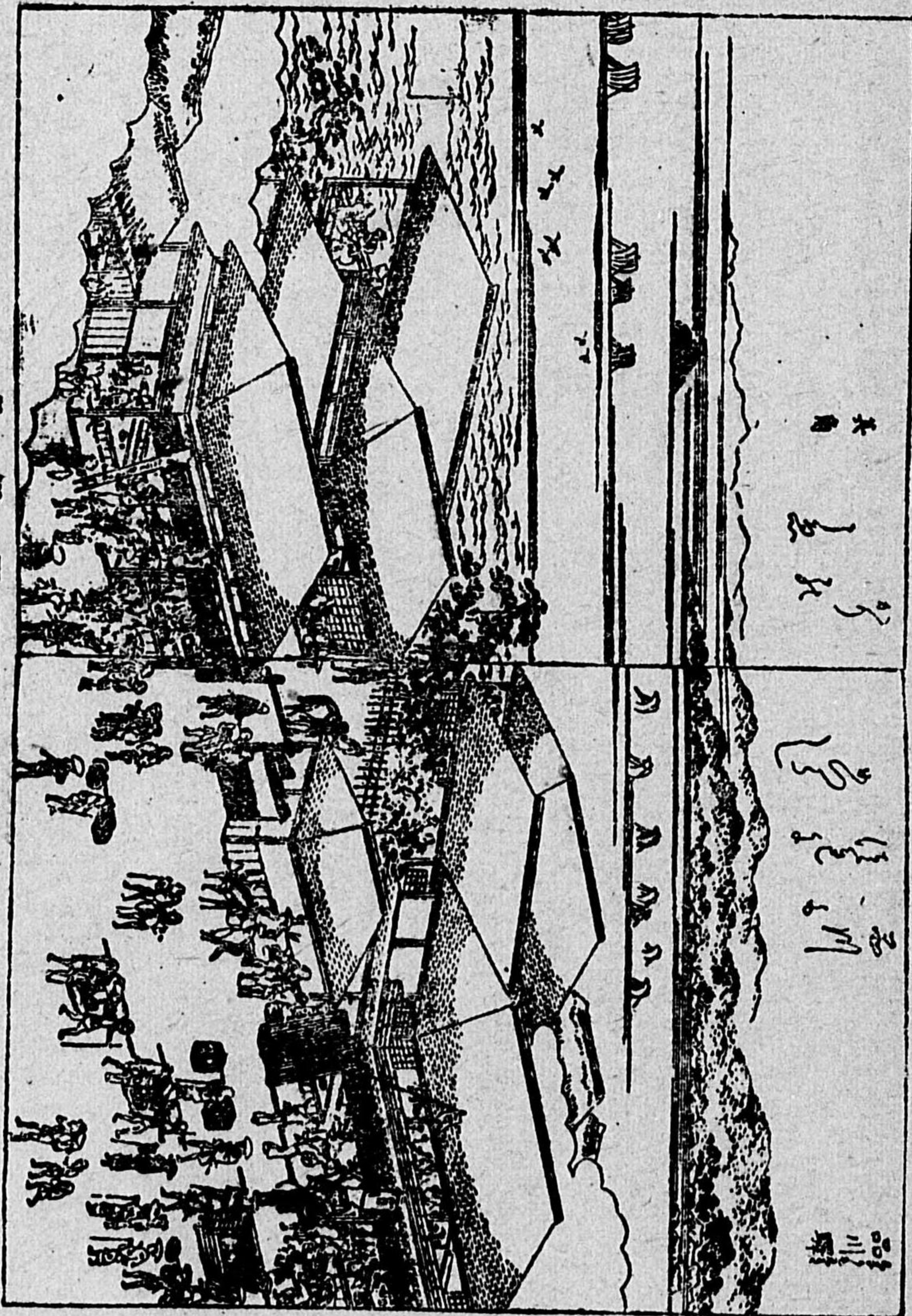
築山茂左衛門御代官所

武藏國荏原郡品川宿

江戸へ二里

川崎宿へ二里半

輪町境より大井村境迄不殘家並



品川驛 (江戸名所圖繪所載)

- 一、宿内町並 南北十九町四十間餘、但御朱印地除地々先共
- 一、宿内人別 六千八百九十人
  - 内、男三千二百七十二人、女三千六百十八人
- 但品川臺町寺社門前地の分人別は町奉行にて支配いたす
- 一、宿内惣家數 千五百六十一軒

- 内
  - 本陣(前掲) 北品川宿一軒
  - 脇本陣(同) 南品川宿一軒
  - 同 (同) 同歩行新宿一軒
- 旅籠屋、九十三軒、内、大九軒、中六十六軒、小十八軒
- 一、高札場一ヶ所 北品川宿地内建有之
- 一、荷物買目改所 一ヶ所 南品川宿地内
- 一、人馬繼問屋場 一ヶ所 南品川宿地内
- 一、此宿より川崎宿迄の間立場 四ヶ所
  - 南品川宿地内字觀音前 品川宿へ六町半
  - 川崎宿へ二里十一町

- 大井村内字濱川町 品川宿へ十八町
- 川崎宿へ二里
- 大森村地内字谷トノ宿 品川宿へ一里
- 川崎宿へ一里半
- 雑色村地内字柳ノ立場 品川宿へ二里
- 川崎宿へ十八町
- 一、此宿兩側家並にて並木無之東は海面西は田畑也
- 一、農業の外旅籠屋は旅人の休泊を請又は食物を商ふ茶店有之其外諸商人諸職人多し
- 一、此宿男は繩をなひ藪を織日雇稼いたし女は糸をとり木綿をおる其外仕馴たる手業なし
- 一、此宿一休平地にて山坂無之見渡し山々有之且此宿より隣村又は田畑耕地へ出る小道有之共重立候脇道なし

これで宿驛股賑なりし頃の品川宿内の情勢は判るが、更に弘化三年の「品川宿々並地圖」から往還筋兩側に軒を連ねた町家を營業別に表示して宿内の商業的狀態を見ると次の様に集計される。

種別	海沿	山側	計
旅籠屋	六七	四四	一一一
水茶屋	二〇	一七	三七
あらゆる物や	七	二七	三四

種別	海沿	山側	計
煮うりや	二二	九	三一
酒屋	一四	八	二二
居酒屋	七	四	一一



往還通	元文以前			寶曆三年			文政年中	天保年中	弘化三年	明治元年
新歩宿行	一八〇			二八	廣間旅籠 七	中旅籠 二〇			食賣旅籠 三一 平旅籠 二	九 二
北品川宿	一八〇			一八	中旅籠 一九	小旅籠 二		内 大 九 三	食賣旅籠 三〇 平旅籠 三	内 食賣旅籠 七八
南品川宿	一八〇			二四	中旅籠 一九	小旅籠 一六		中 六 六 小 一 八	食賣旅籠 四二 平旅籠 八 木錢宿 一	平旅籠 一四
三軒屋	一八〇								平旅籠 三	

この弘化三年以後の旅籠屋の數から見ると食賣旅籠の數は斷然多く歩行新宿に三十一軒、北品川宿に三十軒、南品川宿に四十二軒で、平旅籠は歩行新宿二軒、北品川三軒、南品川八軒、三軒屋に三軒といふ小數であつた。猶ほこの外に世話に出る木錢宿といふものが南品川宿だけに置かれ幕末には其の數合せて二十一軒ほどあつた。溯ればこれ等食賣旅籠の食賣女が天保十五年取締の爲め三宿旅籠屋九十四軒食賣女千四百七人が残らず腰繩で道中奉行へ引立の事があつた。

### 板橋宿展望

板橋宿は中山道宿驛の連鎖である六十九次の一で、江戸からの始發の宿である。天保の書上によれば武藏國豊嶋郡野方領、大熊善太郎喜住御代官所で、江戸へ二里半蕨宿へ二里十町の所にある。この宿の宿勢とも見るべきものは、

- 一、宿内町並。入口瀧野川村境より前野村境迄二十町九間の内、十五町四十九間但御朱印地除地々先共

一、宿内人別 二千四百四十八人、内男 千五百十三人、女 千三百九十五人  
 一、總家數 五百七十二軒

内

本陣(前掲) 字中宿 一軒

脇本陣(同) 同 一軒

同(同) 字平尾町 一軒

同(同) 字上宿 一軒

旅籠屋 五十四軒。内、大三十五軒、中十二軒、小七軒

一、宿高札場 一ヶ所、宿内板橋際に建有之

一、人馬繼問屋場 一ヶ所、中宿

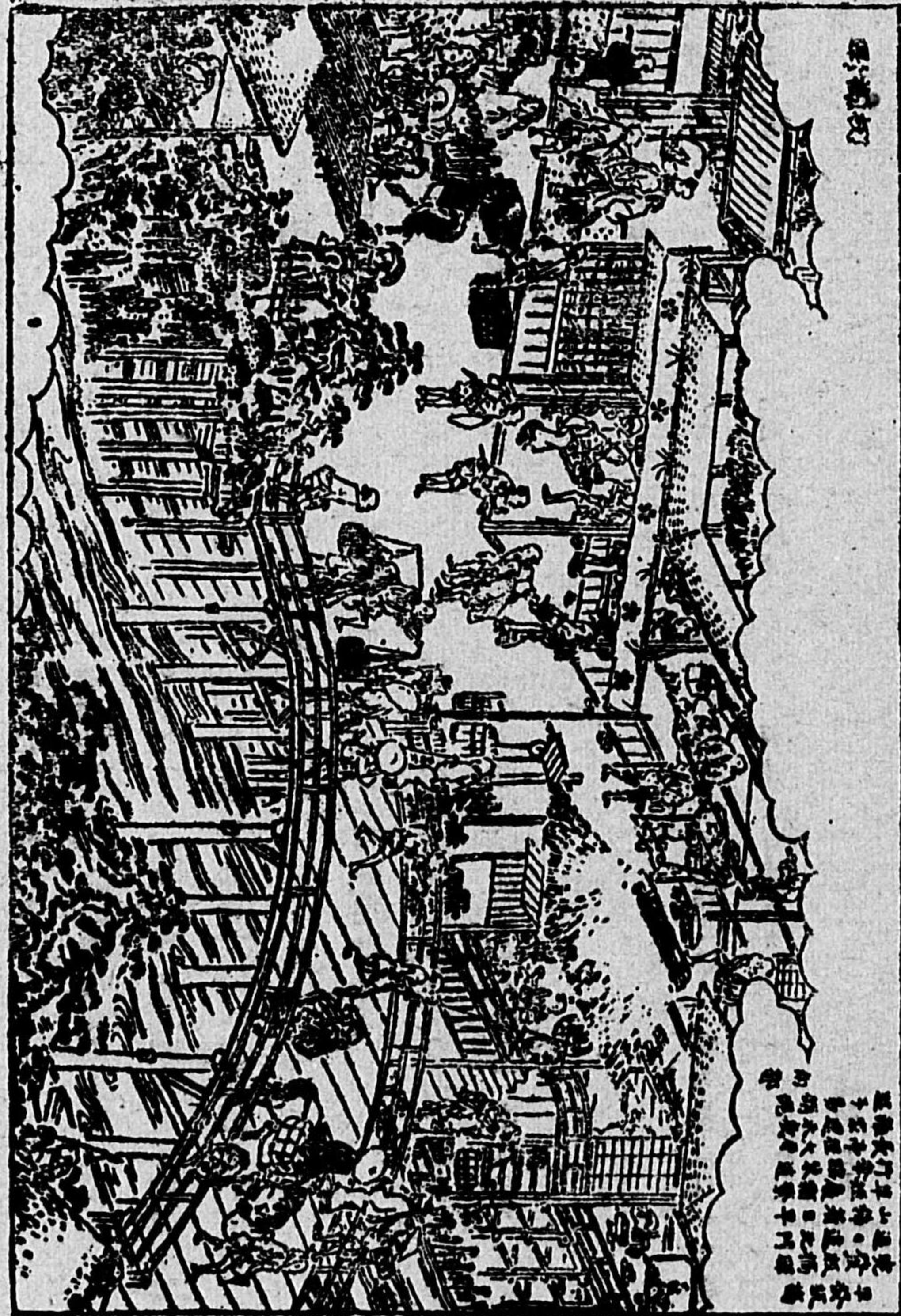
一、荷物貫目改所 於問屋場勤來候由

一、此宿より蕨宿迄の間立場 二ヶ所

志村地内字志村坂 板橋宿へ二三町餘

下戸田村字戸田渡場 板橋宿へ一里二十二町餘

一、宿内往還兩側共多分町並にて並木敷無之



板橋宿(江戸名所圖繪別載)

一、農業之外旅籠屋は旅人の休泊を請又は食物を商ふ茶店有之其外往還の渡世人職人等有之  
一、此宿男は繩をなひ女は糸機等いたし其外仕馴れたる手業なし

一、此宿一體平地にて町並の裏は左右共田畑耕地也往還道宇岩の坂邊左之方縁切榎といへる古  
木有之、且此宿より川越道上板橋練馬等えの脇道有之、其外高田雜司谷王子權現同稻荷瀧  
野川辨天不動並内藤新宿等えの道筋有之共いづれも田畑耕地又は隣村え通る小道也、但此  
宿板橋とのみ唱へ來共一休は下板橋といふ

これが宿驛時代の板橋宿の宿内情勢の一斑であるが、木曾路名所圖會には

此驛は中仙道の東極にして、町十町許あり、所々に花魁店前にならび紅粉を粧うて、花簪を  
さしつらねて、美麗をかざる格子のうち、ゆきかふ旅客は歩をとどめて、あれをこれをと興  
するもの多し

とあり、江戸名所圖會には

中仙道の首にして、日本橋より二里あり、往來の行客常に絡繹たり、東海道は川々の差支多  
しとして、近世は諸侯を初め往來繁ければ、傳舍、酒舖、軒端を連ね、繁昌の地たり、驛舎の  
中程を流るる石神井川に架する小橋あり、板橋の名ここに發るとぞ、板橋を上下に分てり、  
此地を下板橋とす。

と記るされてゐるのを見ても亦、旅人の往來賑かなりし頃の宿の状況を傳ふるものとして、多少  
の参考にはならう。

石神井川に架る小橋の前後、宿内往還の兩側は大部分が家並びで、茶店・煮賣屋が軒を交へ、  
中宿の本陣を始め大小の旅籠屋五十四軒が軒を連ね、中には食賣女さへ抱へて往來の旅人を吸収  
し、本陣附近には傳馬役人の問屋場と旅客荷物の貫目改所があり、この板橋宿も日々相當の輻湊  
さを見せてゐたのである。そしてこの宿は江戸からの初驛だけに、江戸から出るものには休の宿  
であるが、江戸入りをする大名等には泊りの宿として多分に役立つ様である。

この板橋宿は中山道の他の宿々と共に東海道筋とは違つて、加賀・信濃・越中富山を始め江州  
日野・八幡・中郡等の諸商人の頻繁な往來が絶えず、板橋等宿々の旅籠屋にはその定宿定休の目  
印(看板)が特に多く懸けられてゐた。これはこの街道筋に特に目立つものだった。序でに中山  
道に就て簡単に記ると、中山道は江戸から上れば板橋宿を始驛として守山宿に至り草津宿にて  
東海道となり大津を経て京に達する街道で、宿驛時代その各宿からの交通連絡の主なる道筋は、  
追分宿にて越後路に、下諏訪宿にて甲州道中に、垂井宿にて美濃路を経て東海道に連絡し守山宿  
を以て終驛とするものである。而して中山道は交通網の整備によつて東海道と共に本格的に開拓  
されたもので、慶長七年傳馬の駄賃が定められ、同九年に樽屋藤右衛門・奈良屋市右衛門その工

に従つて東海北陸と共に道路を修め一里塚を三十六町毎に築いた。慶長十七年には旅舎の木錢宿  
 錢が定められ其年十月には江戸の附近から道路の修築・架橋・砂利又は石敷の工事が始められた。  
 元和二年に更めて人足賃賦賃の制が定められた。かくして中山道は宿次の重要な往還筋となりそ  
 の機構は整へられたのだが、東海道と同様に寛永年間に參觀交替に役立つべく本陣なるものが設  
 けられた。

## 千住宿展望

千住宿はここから鉢石町に至る日光道中の始驛で宇都宮宿から分れ白澤宿を経て奥州道中とな  
 るのである。この宿の情勢はあまりよくは判らぬが、日光道中宿村大概帳で見ると、

築山茂左衛門御代官所  
 武藏國豊嶋足立郡

千 住 宿

江戸へ二里八町  
 草加宿へ二里八町  
 水戸佐倉道  
 新宿へ一里十九町  
 岩槻道  
 舎人へ二里  
 下妻道  
 大原へ二里

- 一、宿往還 南ハ山谷通り字淺草繩手境より梅田村境迄
- 西ハ箕輪通り新町
- 宿往還長 南三十五町四十七間餘、西三十二町七間
- 一、宿内町並 南北二十二町十九間、但除地寺社地先共



- 一、宿内人別 九千九百五十六人 内、男五千五人、女四千五百五十一人
- 一、宿内惣家數 二千三百七十軒

内

本陣(前掲)

宿内三丁目 一軒

脇本陣(同)

同 一軒

旅籠屋 五十五軒、内大四軒、中三十四軒、小十七軒

- 一、宿高札場一ヶ所 宿内一丁目土手際建有之

- 一、人馬繼問屋場一ヶ所 宿内一丁目

- 一、荷物貫目改所 宿内問屋場脇

但荷物貫目改所日光道中筋二ヶ所

内 一ヶ所 千住宿、一ヶ所 宇都宮宿

- 一、此宿より草加宿迄之間立場一ヶ所

保木間村地内字竹塚

千住宿へ一里五町  
草加宿へ一里三町

- 一、此宿より水戸佐倉道新宿之間立場一ヶ所

上千葉村地内字水門

千住宿へ二十町  
新宿へ三十四町

- 一、宿内兩側家並にて裏は田畑也

- 一、農業の外旅籠屋ハ旅人の休泊を請又ハ食物を商ふ茶店有之其外諸商人多し

- 一、此宿男ハ往還稼又ハ葦細工をいたし女は木綿を少々おる其外仕馴たる手業なし

- 一、此宿日々米穀野菜ものの市立有之

- 一、此宿往還より西の方は町餘引込諸宗之火葬をいたし候寺院十九ヶ寺有之

と記るされてゐる。してこの宿の附近は野菜物の本場なので五穀の外時々野菜が多分に作られ  
生計に役立つてゐた。この宿では旅籠屋五十五軒の内、大旅籠は僅かに四軒で、中小旅籠の数が  
断然多いから他の宿と同じやうに食賣旅籠が多かつたとされる。

## 内藤新宿展望

内藤新宿は甲州道中の江戸からの始驛で其の初めは高井戸宿が初發の宿であつたが、江戸から四里で遠いので先にも記した通り元祿十年に内藤新宿が傳馬の宿となつたが享保の初めに廢され、明和九年再び馬次の宿となつた。この宿の情勢は他の三宿と比較するに都合がよいから、同じ時に調べ上げられた天保十四年書上の甲州道中宿村大概帳で見ると

大熊善太郎御代官所

武藏國豊島郡内藤新宿

江戸へ二里

下高井戸宿へ二里

上高井戸宿へ二里十二町四十間

大久保横町境より右角管村  
左千駄ヶ谷村境迄

- 一、宿往還長 東西九町十間餘 不殘家並 但武家屋敷門前其外寺社地先共
- 一、宿内人別 二千三百七十七人 内、男千百七十二人、女千二百五人
- 一、宿内惣家數 六百九十八軒

内 本陣(前推) 字仲町 一軒

脇本陣 無之

旅籠屋 二十四軒 内、大十二軒、中無之、小十二軒

一、宿高札場 一ヶ所 宿往還玉川上水端建有之

一、人場繼問屋場 一ヶ所 字仲町

一、宿建人馬 二十五人二十五疋

内 六人三匹 國人馬

一、此宿より下高井戸宿迄之間立場 一ヶ所

和田村、代田村、和泉村入會字もぎくぼ

但内藤新宿へ一里五町、下高井戸宿へ三十一町

- 一、此宿兩側家並にて裏ハ諸家の拜領屋敷又ハ二十五騎組與力組屋敷ニ有之
  - 一、農業渡世の者無之旅籠屋ハ旅人の休泊を請下宿茶屋は下宿の外旅人の休泊案内等いたし其外食物を商ふ茶店有之其餘は諸商人諸職人也
  - 一、此宿男は往還嫁いたし女は見世商ひ等いたす其外仕馴たる手業なし
  - 一、此宿南裏通り玉川上水有之
  - 一、此宿最寄にてとふからしを作る尤内藤駿河守下屋敷内重にて右の分上品の由其餘中野村柏木村邊にても作り一圓に内藤とふからしとて此所の名物也
  - 一、此宿一體平地にて山坂并見渡し山々無之且此宿直路は青梅街道にて追分より左の方甲州道中也宿内より大久保・市ヶ谷・青山等へ出る道筋有之
- と記るされてゐて宿驛華やかなりし頃のこの宿の情勢はこれで略ぼ判るが、他の宿に比べて本陣は一軒で規模も小さく旅籠屋の數も亦少いから交通量も少く品川板橋兩宿の様な賑かさは無かつたらしく、其の代り近在から神田の市場へ出す青物を満載した車は夜明け前から引きりなしに通つて絶ゆる間となかつたやうである。

## 五、交通から見た 街道の茶屋と休所

駕籠か徒歩かといふ交通の不便な時代、旅行く人の足の疲れを休め小食事を攝る茶屋といふものはまた無ければならぬ一種の營業である。宿場ばかりでなく町中にも亦茶屋があり道行く人の腰を下した待ち合せもするに便利なためである。分けて見ると茶屋といふものには待合茶屋・定茶屋・水茶屋がある。そして宿場の立場には立場茶屋といふものがあるが、それは定茶屋と見るべきものであらう。街道筋には所の名物として餅屋・團子屋・あべ川屋、其他とりどりの店が有つて旅客の足を留めてゐるが藥屋も亦應急に役立つばかりでなく寸時の足休めにもなつてゐたものが多く、中には堂々本陣にも比敵する程度の家柄のものがあつた。

この種の營業は立派な店舗をなすものもあり、中には商店として見るには聊か疑のあるものもあるが、茲に數種を擇んで交通不便なりし時代の交通に縁の深い建物に就て筆を下して見ることにした。だがこれ等は寧ろ郷土的の香のあるものとして見るのがよいかも知れぬものである。

## 待合茶屋

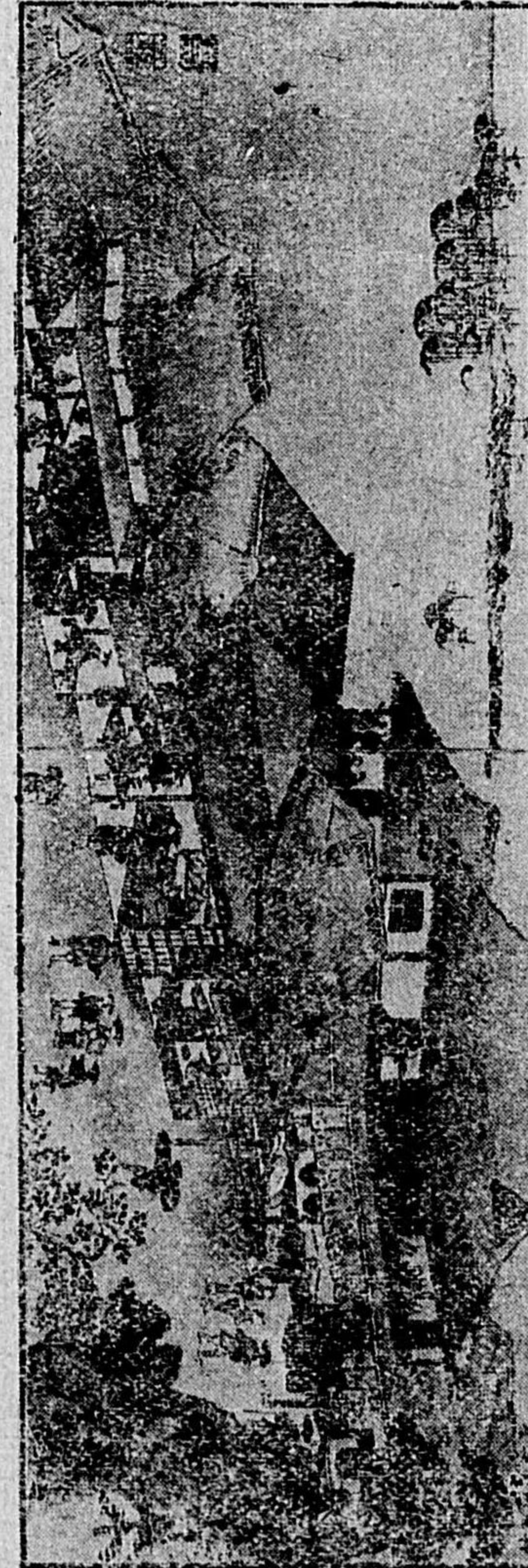
江戸の町には諸所に待合茶屋があつたことは古書に見えてゐる。茶釜を店頭にかけて開帳の出迎とか商人の寄合とかに利用され、また道行く人の一と休の場所にもされた。新橋南金六町の「しがらき茶屋」もその一で新橋南の玉の井、銀座の藤岡を加へて當時この界限に三軒あつたと傳へられてゐて「しがらき」は最も繁昌をしたものであつたが、いつしか破産して其名は信樂新道といふ新道の名として残つたのみであるといふ。其店の模様は江戸名所圖繪に描かれてゐるの

を見ると、構は普通の町家と同じく下家のある而して連子窓を持つ中二階の家で、廣い土間を抱へて大框を廻し店の片方に茶釜を備へ、店先には椽臺が置かれてゐる。「しがらき」の掛行燈と枇杷葉湯の藥湯の建看板は今は見られぬ風情である。だが、かうした店の様子は江戸時代のこの種の店構として何處へ行つても見られる型である。

## 神奈川臺の茶屋

交通の徒歩時代には其交通路の發達に伴うてその沿道に旅人の休息をする爲の茶屋が出来た。

交通文化として自然の發達であつて、宿内宿外殊に宿のはづれを始め間の宿とか眺望絶佳で一息して行きたい所には必ず茶屋があつた。宿外れの立場茶屋でも間の宿立場茶屋でも元來は馬士人足の足憩めに設けられた所であるが、後には自ら旅人の休息所を營む様になり遂には宿泊もさせたので、宿の保護政策として宿泊を禁じた其の初めは正徳五年であつた。また旅籠屋に食賣女



神奈川三茶屋町

即ち飯盛女があれば、おのつとこれに手引するを業とする茶屋も生れた。これを引手茶屋といつたが、之は旅人がほんの休息をし辨當を使ひ名物を食べて行く所謂水茶屋とは自から區別さるべきであらう。

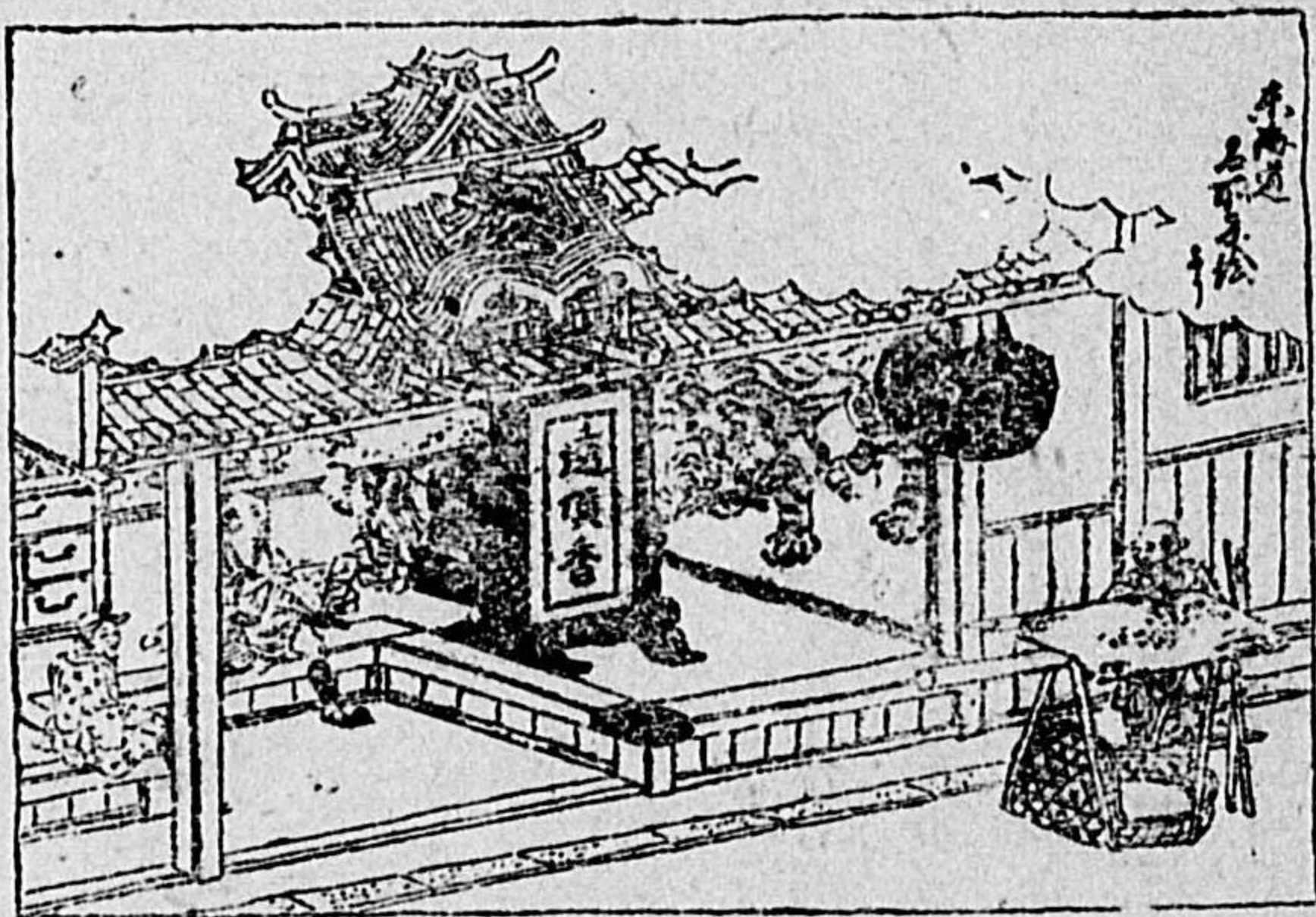
沿道の茶屋といふものは到る所にあつて、江戸入りをする人の迎へや江戸を立つ人の送りは高輪なので、そこには茶屋が軒を列べてゐたとは有名な話であるが、その中に引手茶屋も亦多かつた様である。茲には景勝の地に軒を列べ旅情を慰めた茶屋の一として神奈川臺の茶屋を擧げる。「金川砂子」に「海岸は茶屋町にして神奈川に名高き絶景なり、公卿諸侯多くは此所に駕籠を停、又は貴となく賤となく足を躊躇して此風色を賞し、詩を賦し歌を詠するもあり」とあるのはこの神奈川臺の茶屋を指すので其の模様は廣重の版畫でも御上京道之記の筆者である水戸藩士の描いた繪でもよく判かる。敢て説明を要さないであらう。

交通から見た街道の茶屋と休所 (106)

(107) 交通から見た街道の茶屋と休所

## 小田原の外郎屋

「三絃のトウチン香の其音は千里に聞ゆ虎屋外郎」と狂歌に詠まれてゐるが、それほど小田原には數百年來の名物がある。靈藥透頂香、俗に「ういらう」といふものである。東海道名所圖繪にも「小田原外郎透頂香は大覺禪師來朝の時より日本に傳り北條氏綱こゝに在職の時八棟造の藥店を許して弘めさせける」と記るされ、氣付となり睡眠を去り命を延るとまでいはれた。これから箱根八里の嶮路に掛からうといふ小田原で、かゝる靈藥が名物となつて藥を求め一と足休んで行



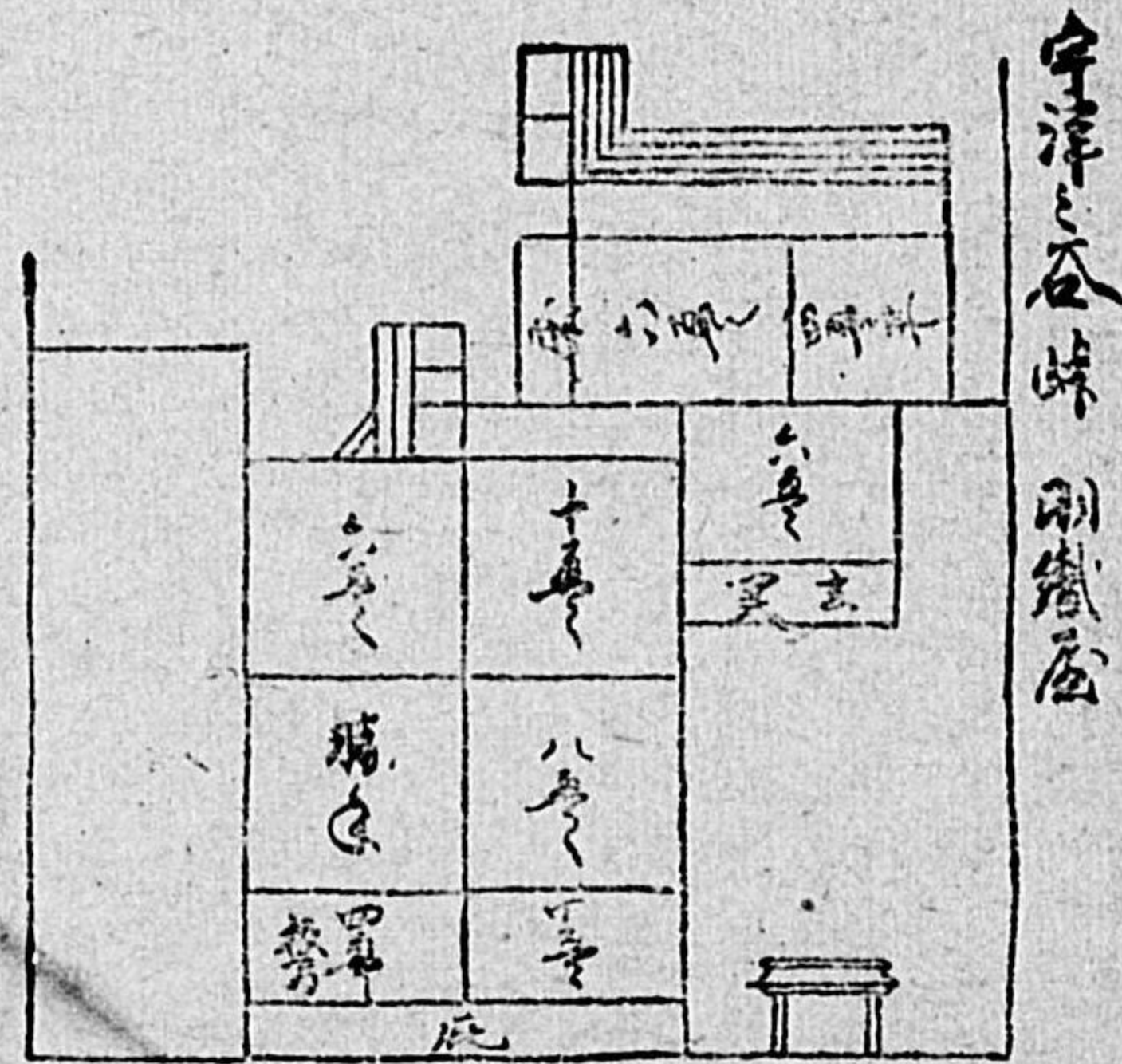
小田原の外郎屋

くといふのは決して不思議ではない。この外郎屋は寛文年間以來町の宿老を勤むる家柄で、其店の形は俗に八棟造といはれ街道筋に名高いものゝ一つとなり、圖繪にも店の模様が描かれてゐる。廣い土間を置き大框を廻らし藥名を書いた衝立を立てた様子は江戸時代の藥店の趣きを物語るもので、家の形は時代に依つて違つてゐたかも知れぬ。明治初年頃のは塗家造りの火燈窓を有する二階家で正面に千鳥破風が三つならび惣家根漆喰の關東風の特徴を持つ立派な構で、圖繪に描くところは多少異つてゐる。遙かに箱根の山を望んで木造の商店が軒を列べる町並にこの外郎の店は特に目立つて見えたであらう。今

も連綿として續いてゐるが建物は震災で焼亡して今は昔とは異つて仕舞つた。

## 宇津の谷峠の立場茶屋

東海道丸子から岡部に出る宇津谷峠、そこは上り下り僅かに十六丁に過ぎないのであるが物淋しい林間の山道で、大昔から「するがなる宇津の山邊のうつゝにも夢にも人に逢はぬなりけり」と業平朝臣の歌にもある通りであつたらしい。さればこの物淋しい難所から講談の種も大分供給してゐるが、旅人の爲めには峠の茶屋が三軒ほどあつた。また峠に近い所に馬子や人足の爲めまた旅人の休息所として上り立場の羽織屋といふ萱葺の店があつた。家の構へ方が本陣を小さくした



宇津の谷峠の立場茶屋(羽織屋)

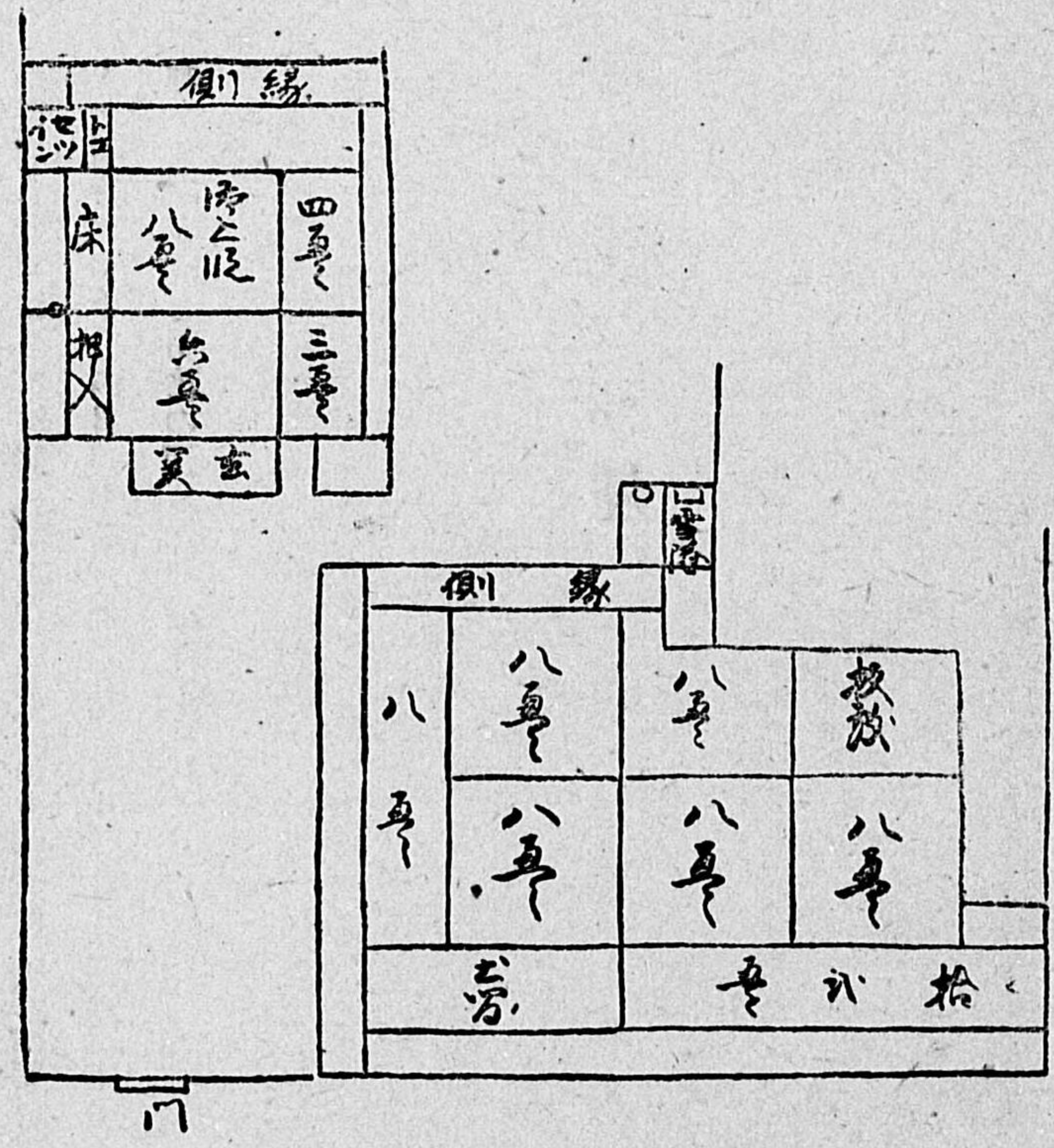
様なので本陣とも潜稱されてゐた様であるが、元來は立場茶屋で峠を越すに一と休する所である。街道に面して全面が庇で腰をかけるに四疊と四疊の板間がある。店に併んで門を構へ正面の玄關付の奥座敷は大名などの小休に使はれた。三十數年前に毀たれて今は跡方もないが明治元年十月五日と十一年十一月三日には長くも明治天皇の御小休の榮譽を擔ひ奥六疊の座敷が御座所に御使用になつたといふ事である。



# 小夜の中山峠の茶屋

こゝは「としたけて又こゆべしと思ひきや命なりけり小夜の中山」といふ西行法師の歌で名高く、夜泣石でもなか／＼話題の多い所である。御上京道之記にも「小夜の中山は菊川を過ぎて登り坂十八丁にあり山中に茶店ありて名物あめと餅を進む風味美にして下値なり」と安くて美味だとあめと餅をほめてゐるが、萱葺で街道に沿ふて細長い十二疊と土間とを通し庇の下に持つ店でそれに續いて座敷がある。門内にも折れ廻つて細長い疊敷と庇とがあつて客の休息に都合よく出

小夜中山 小泉忠六郎

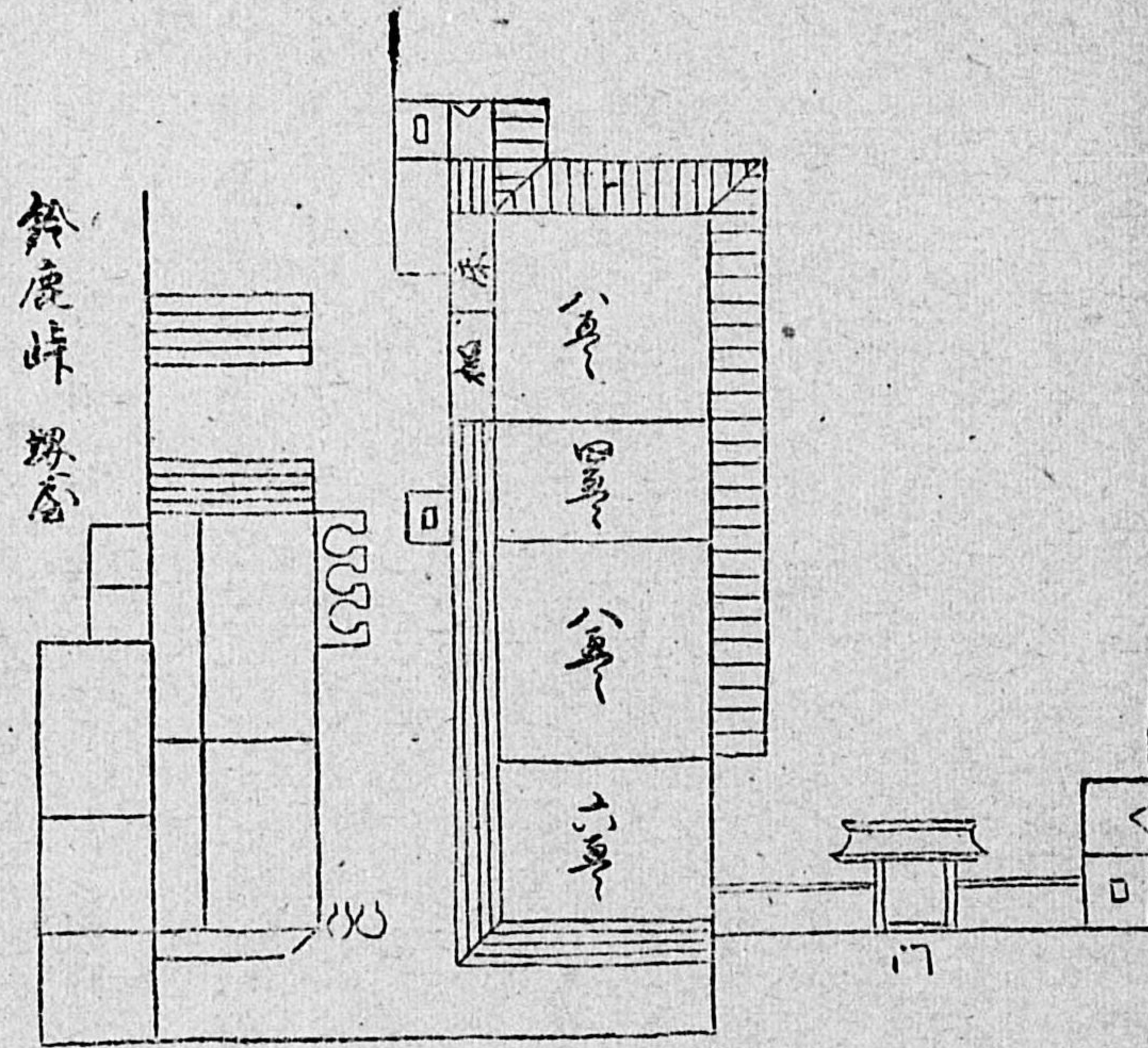


小夜の中山峠の茶屋(小泉忠六郎宅)

來てゐる。この茶店も今ではそこに影も形もないが、ありし昔には明治天皇の御小休に遊ばされた離座敷が有つて明治元年十月四日、十二月十三日、二年三月廿一日、十一年十一月二日の數度無上の榮譽を擔うてゐるほど明治の初めまで残つてゐた。

## 鈴鹿峠の茶屋

「上り下りの札つら馬よ、さても見事な手綱かいな、馬子衆のくせか高聲で、鈴をたよりに小室節、坂は照るてる鈴鹿は曇る、あいの土山雨が降る」は江戸時代から遊藝界に洽く流行した東



鈴鹿峠の茶屋(堺屋)

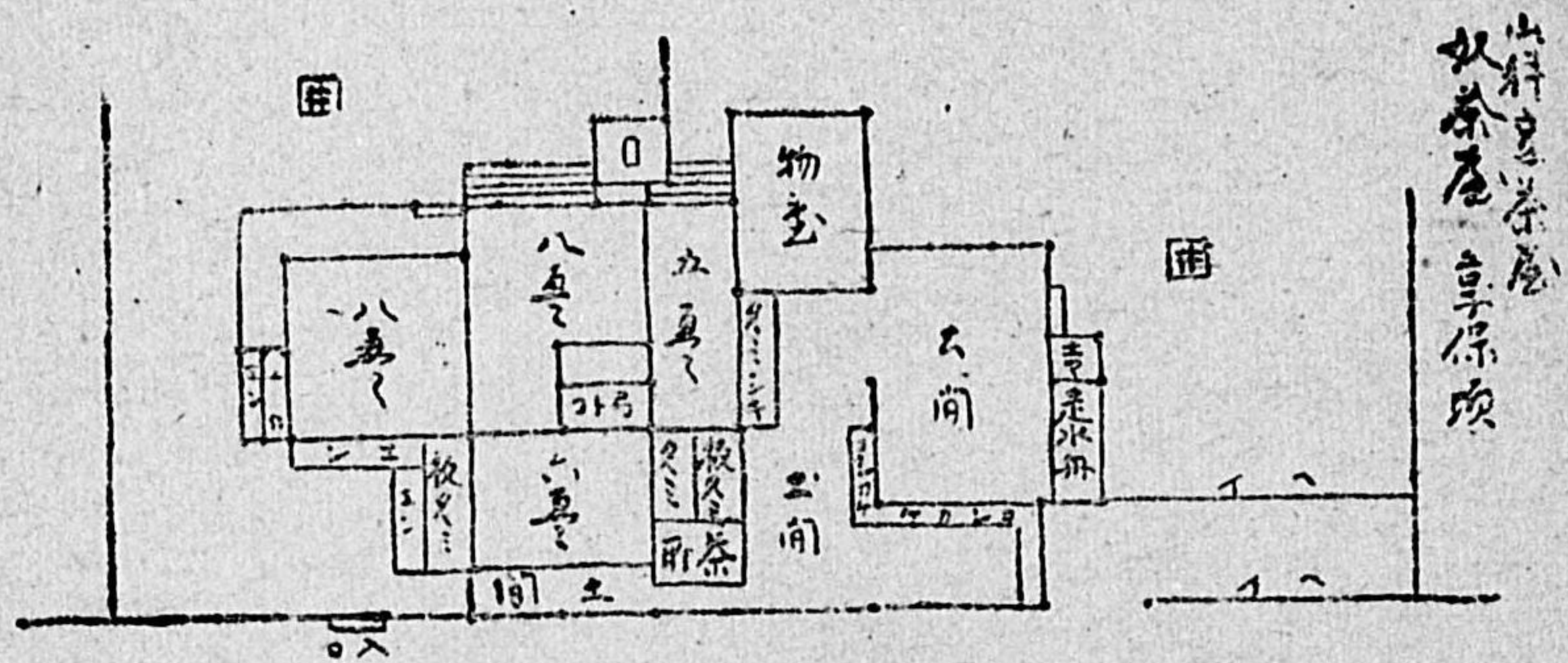
海道宿唄の文句である。登り八丁急な坂で有名な鈴鹿峠に駕籠で上る女でも徒歩で行く士でも足を停むる峠の茶屋が五軒後ち三軒あつたが、交通路と交通機關の變遷はかゝる茶店も人の足を停むるに由なく何れも業を廢して其跡今は全く藁莽に埋もれて仕舞つた。堺屋五右衛門の店はこの五軒の一つであつた。而してこの店が最も眺望に優れてゐたので名高かつた。堺屋は萱葺の店で中央が土間、これに沿うて長い腰掛縁があり店先と奥とに釜があつて奥にも亦腰掛が

ある。店に列んで門を構へてゐるのは公卿諸侯の小休の時こゝから案内をするので座敷としては客に應じて兩方から使ふ様になつてゐた。してこの圖によつて峠の茶屋の模様も知られるのである。

明治天皇御東行の砌元年九月二十三日、十二月二十日と翌二年三月九日と三たび御小休の御用命に預つた名譽ある茶店で奥の八疊の座敷が御座の間に充てられたのである。

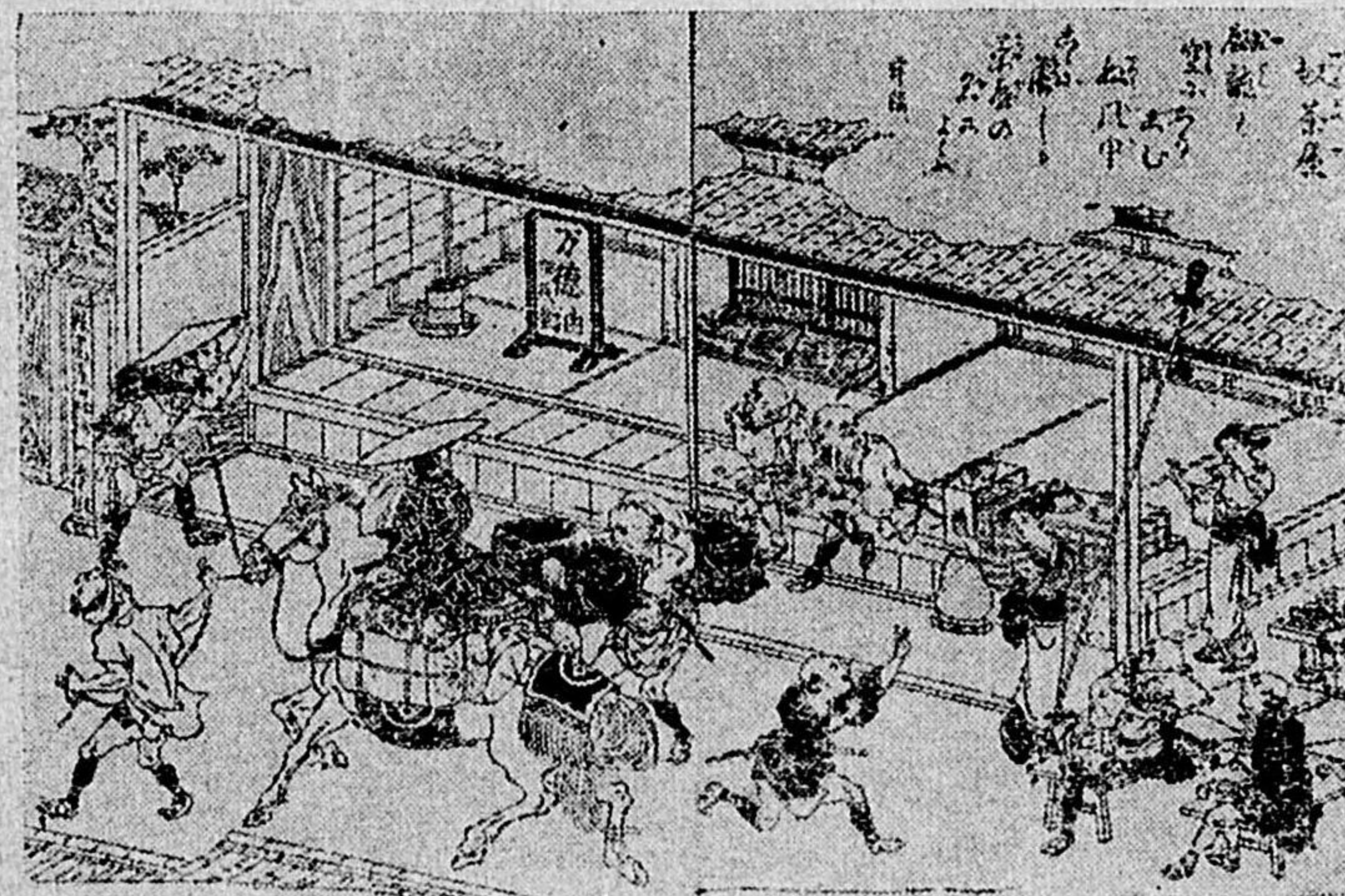
## 梅の木茶屋

石部と草津の間、梅の木本名六地藏村といふ處に和中散の店が三軒あつた本家が是齋である。合の宿ではあり表に是齋の看板を掛け和中散薬湯を飲ませ休息所となつてゐたので梅の木茶屋と呼ばれてゐた。本屋は瓦葺の平家建で街道に面するところは全部が店舗で間口は京間十間程である。店に續て門構があり門の正面は玄關で奥へと座敷は續てゐる廣大な構で奥の書院の襖袋戸は曾我蕭白の筆、慶長元年の普請だと傳へられ今も昔のまゝを傳へてゐる。合の宿で本陣に髻髯たる構なので諸侯は多くこゝを小憩所としたので和中散薬舗とはいひながら定茶屋の様にまた本陣の様に役立つてゐた。江戸時代の店構は前面の殆んど全部が下し戸で店の中央の板間には茶釜を中心として水漕・茶碗置きがあり、一隅の板間には製薬用の石臼・足踏車があつてこゝで製薬をし、店先は土間と椽臺とを設け一面に大庇があつて休息に便利にしてあつた。立派な本陣にも比敵する由緒ある家柄なので明治元年九月二十一日、同十二月二十一日、二年三月八日、十三年七月十三日の數回、長くも明治天皇の御小休所に遊ばされ、今でも昔のまゝに保存されてゐるので、聖蹟として指定されてゐる。



山科の奴茶屋の圖

義侠の心が強く、茶店をここへ設けて自ら奴に扮して弓を取り行人の難を救つたので誰いふとなく奴茶屋となつて仕舞つた。瓦葺の茶店で今も猶残つてゐるが江戸時代定茶屋として行き來の旅人を迎へた頃の店の間取は圖に見る様に間口十六間、街道に向つては全部上ケ戸で内は大半が土間である。茶所と水瓶を挟んで疊敷と腰掛縁とが折れ曲つて設けられ、土間の一隅にはカマドやハシリがある。又昔を忘れぬ弓の置場もある。店の趣きと旅客繁昌の様子は前頁の繪でも能くわかる。店に列んで門構へがあつて玄關付の八疊敷の座敷がある。公卿諸侯とか身分のある方の休息所となるものである。明治天皇は御東行の折明治元年九月二十日、十二月二十二日及び二年三月七日長くもこの店の八疊の座敷を御小休所に遊ばされた。この座敷は今も保存されてゐて貴い聖蹟である。交通に關係する茶屋の話はまだ／＼盡きないのであるが、今はこのくらゐに止めて置く。こゝに掲げた宇津谷峠・小夜



山科の奴茶屋

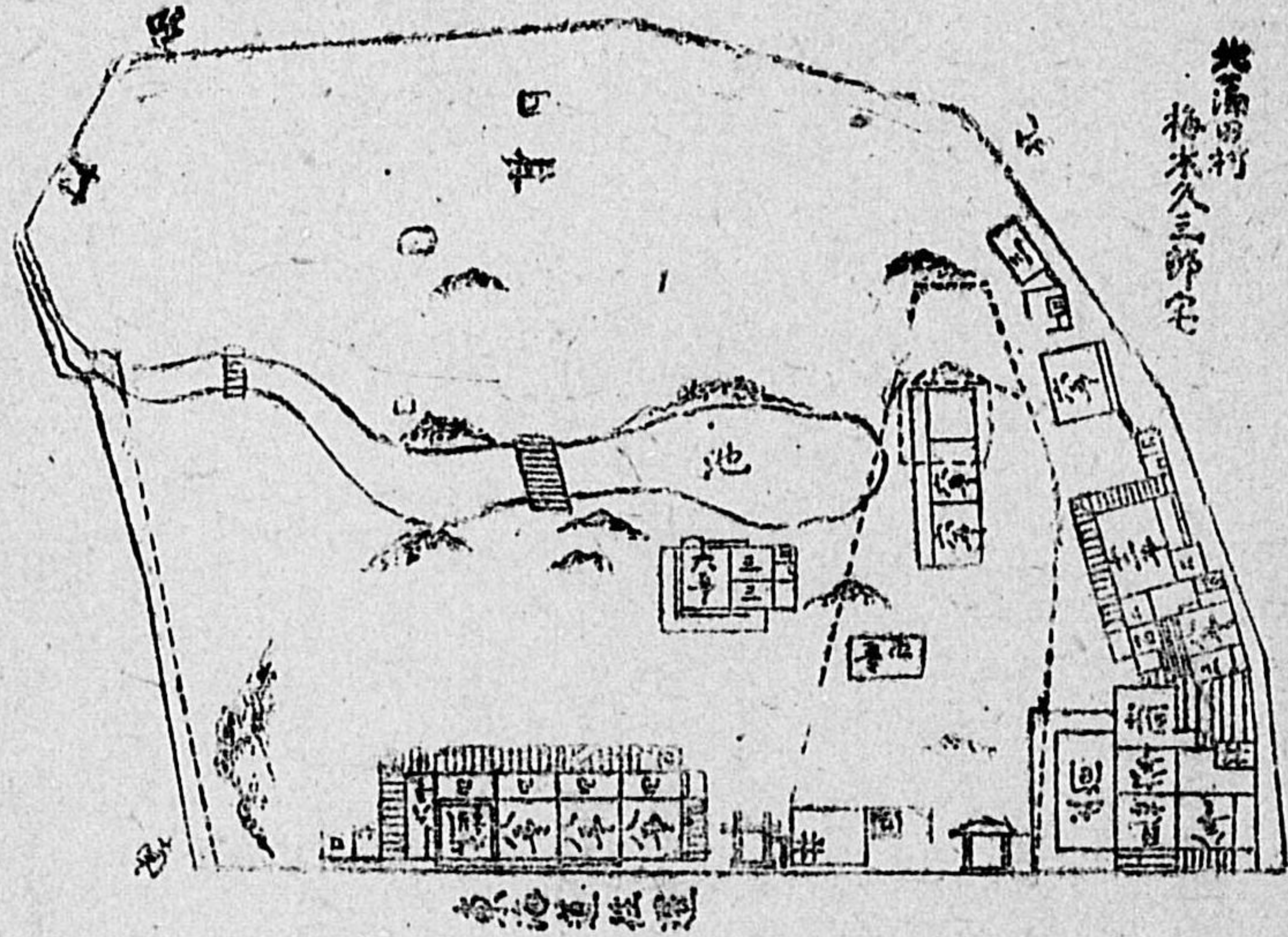
### 山科の定茶屋(奴茶屋)

大津の宿を出て今日は愈々都入りといふ其の日山科の海道に面して店を開く定茶屋に旅の衆は一息するのが楽しみであつた。この茶店は古くから奴茶屋と呼ばれ上り下りの諸侯もこの茶屋に小憩するのを常とした。其昔片岡丑兵衛といふ武士、

中山・鈴鹿峠の茶屋は今全く跡方がなく間取は聖蹟資料となるものでありながら世間には無いもの様である。

## 蒲田の梅屋敷

蒲田の京濱國道に沿うて明治天皇聖蹟である梅屋敷がある。梅屋敷といふのは東海道徒歩交通の時代に、品川・川崎兩宿の間にあつた間の宿場の茶屋で其の庭内の梅の樹が有名だったので梅



屋敷と稱へられてゐた。明治初年には本陣と呼ばれてゐたやうでもあるが、宿驛本陣の規模も形式も備へて居らず、本陣とされるものではなく、たゞ休憩仕度の茶屋である。然し、明治天皇の御東幸に際しては度々の榮譽を忝ふしてゐながら、今日残る資料としては猶ほ不明なところが多かつた。明治天皇御東幸の砌の蒲田梅屋敷に關しては「明治天皇聖蹟大坂行幸東京行幸之卷」に

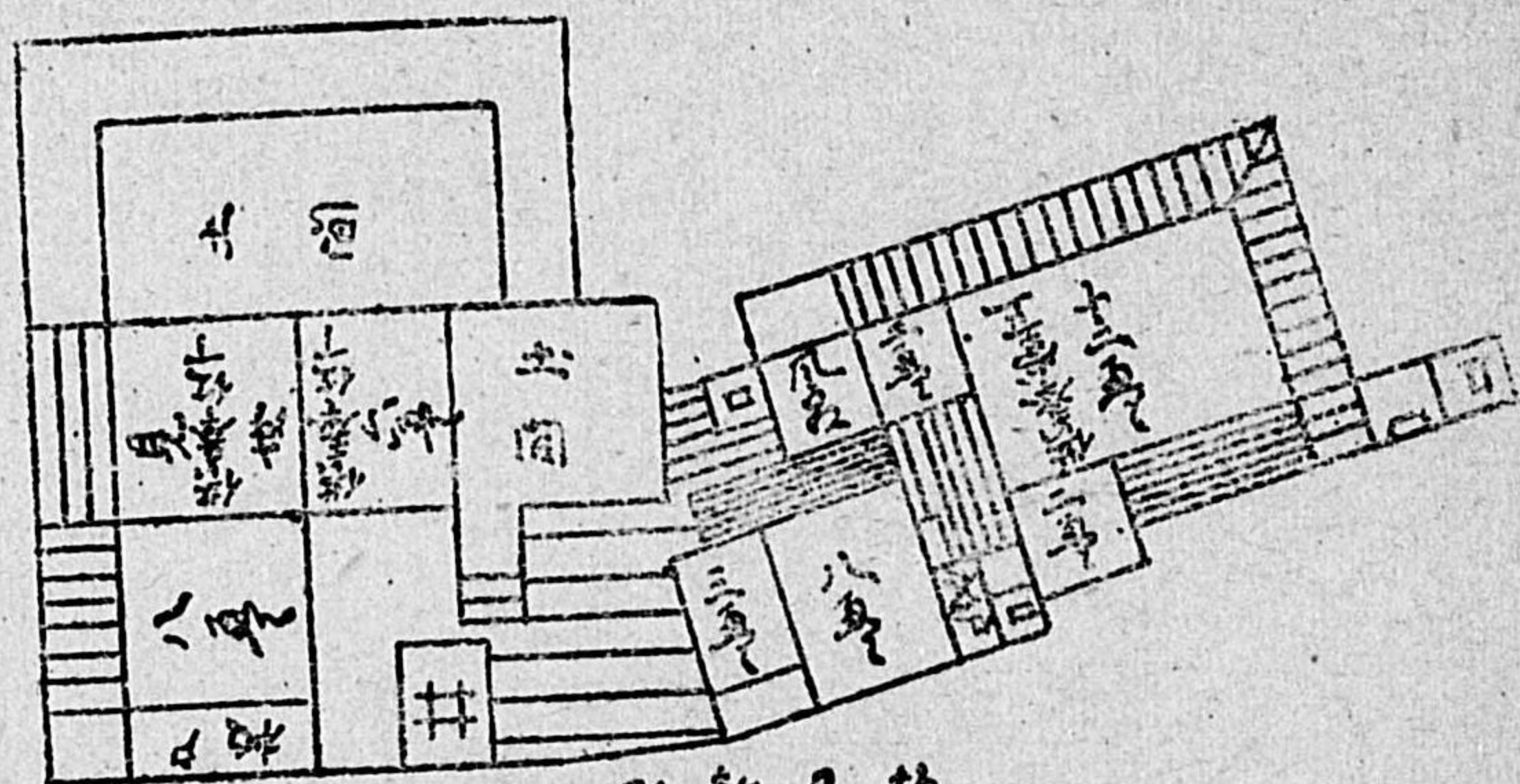
本陣梅林久三郎の宅なり。道の左側に在り。庭内梅樹に富めるを以て、俗稱して梅屋敷と曰ふ。明治元年十月十二日、十二月八日、二年三月二十七日の三たび御小休あらせらる。既にして聖上御東遷の後も屢々御馬を進めて御觀梅の事あらせ



(1) 梅屋敷別荘

らる。爾來星霜を閱すること幾十、明治の末に至りて京濱電氣株式會社の所有に歸し、其宅地の西方一部は軌道敷に入り、尋て京濱間國道の改修せらるるや、當年御座所に充てさせられし家屋亦道路敷に入れるを以て、大正十四年故侯爵蜂須賀正韶等有志相謀り明治天皇蒲田御遺蹟保存會を設立し、以て殘餘の園池及御座所を保存せり。

と詳細に記るされてゐるが、其昔の梅屋敷の全貌は今は舊繪圖に依つてのみ知られるのである。梅屋敷は文久三年家茂將軍上洛の時其二月十三日蒲田梅林小休とあつて、少時休まれた所である。明治天皇御東幸の際は前後三回迄も御小休所に充てさせられ、二年には皇后宮におかせられても御小休遊ばされた所であるが、御東幸當時の圖面は長年さがし求めても遂に得られなかつた。然るに偶然にも關係のあつた役所向から餘程以前に廢毀されて世間に出たと思はれる諸繪圖類の内に、御東幸の際の御座敷割を書入れた梅屋敷の全圖を發見した。依つて御東幸の資料としては勿論、間の宿の茶屋の例としても世間に紹



(2) 梅屋敷別荘

介して置きたいのである。

御東幸の際には東海道の宿々本陣を初め御道筋の御小休と豫定さるゝ家から、間取繪圖三通宛を豫め提出させそれに御座敷割、新規取建の部分、並に幕張個所等を朱書して使用したものであるが、梅屋敷の圖もこの三通の一つであるとされる。圖は幅一尺二寸三分長一尺七寸三分で梅屋敷の全體の配置を示し「御小休所北蒲田村梅木久三郎宅東海道品川宿」と記るされてゐるところを見ると品川宿から提出したものであらう。梅屋敷の全貌はこの圖に依つて能く判る通り東海道往還に面して冠木門があり其の左の一棟が休所で御座所に充てさせられた建物である。別に屋根付門があつて其右の建物は往還に沿うて見世がある。屋根付門の奥に三間續きの一棟があるが、此處に御内侍所が新規に取建てられた様で四方は注連張と記るされ、周圍には廣く幕張を以て區切られてゐる。

る。池の東南に土庇付の小座敷があり、池の西北には天神社が祀られてゐる。

梅屋敷の惣構は以上に述べた通りで其の配置や間取から見ると、大きな土間を持つ見世を街道に沿うて取り、土庇又は切目椽のある座敷を別構として有するところは、街道筋殊に間の宿の定茶屋の規模である。本陣としての使命を果たすにはそれに相應するだけの規模になつては居らぬが間の宿の定茶屋が後世本陣を濫稱してゐた例もあるから、この定茶屋も亦かく稱へたかも知れない。更にこの總圖から主なる建物を拾ひ上げて見ると、

御小休の御座所に充てさせられた一棟は、疊廊下を繞らす十八疊四間續きのもので、奥の上段八疊の間が御座所で次の八疊が「御前詰」「御兒」第三の間が「輔相」「議定」第四の間八疊が「辨事」と記るされてゐる。

往還に面して見世のある建物は、見世の間と其奥六疊の座敷に「供奉仕丁」奥の十二疊の座敷に「供奉堂上」と記るされ、更に其の離れ六疊の座敷には「トノイ」と朱書されてゐる。

古い時の梅屋敷はこんなもので明治時代迄は梅の名所として東都の人の觀梅に賑はつた。

## 六、東海の御關所

江戸時代でも街道筋の要所には關所が置かれ旅人を取締つたことは普く世に知られそこに幾多の説話も残されてゐるが、東海道筋にも他の街道筋と同様に關所が設けられて上り下りの旅人を改め殊に重要な交通幹線だけに、この海道の關所は俗に入り鐵砲に出女と傳へられてゐた程に嚴重とされてゐた。兎に角關所といふものは案外たやすく通れるがまた厄介な難所でもあつたから交通警防制度の一つの存在としてまたどんな規模の建物があつたものかを記るして見よう。

東海道に建てられた有名な關所、それは今切(新居)關所と箱根關所とで、箱根は今其の址を残すのみで何の遺構も無いが新居には番所の建物が猶ほ残され關所時代の佛を傳へるものがある。今切關所は慶長五年の建置とされ寶永五年今の所に置かれてゐるが、其の後本坂通りを迂迴して往來する旅人の爲めの番所として氣賀にも關所が置かれた。それは凡そ元和五年の頃とされ、これで濱名湖を挟む二筋の道は押へられた。箱根の關所は箱根置驛と殆んど時を同じく元和五年仲春今の所に建てられたが、この關所を避けようとするれば鞍掛山の西を廻る道があり北には足柄峠・長尾峠より又は御殿場より小田原へ出られる道もある。鞍掛山を通る者には根府川、足柄峠よりする者には矢倉澤に、長尾峠からは仙石平村に、又御殿場道よりの者には谷ヶ村・河村に番所が



置かれ、箱根南北の道々は押へられた。だが何といつても箱根と今切が重い關所で、箱根を中心とするものでは、寛永・寛文・及び天和の觸書には箱根・根府川の名が見え、正徳には箱根・根府川・矢倉澤が擧げられてゐる。而して箱根以外の番所は其の建置の時が明らかにされないが、仙石原は寛文十二年の記録に見えてゐるから、何れも其の以前から置かれたものとされるやうで、根府川が箱根に次ぐ重い番所となつてゐる。「諸國關所」によると、

○箱 根 (○印重き關所)

○根 府 川

右二ヶ所の分女の儀は御留守居證文を以相通し候

△河 村 (△印輕き關所)

△谷 ケ 村

△仙石平村

△矢 倉 澤

右四ヶ所は女一切相通不申候小田原の女は領主家老證文を以相通申候

○今 切

右は女の儀御留守居證文を以相通申候

○氣 賀

右は尾州東三河遠州駿州より罷通候女は其領主駿府町奉行判鑑にて相通申候、所の女は名主證文にて相通申候

とあつてそこを通行する女のこと、特にやかましくされ、幕府の女人抑留政策が庶民にまでかなり面倒を掛けてゐる。

この關所の「定」といふものは可なり細い點までも定められ又度々觸出されて、殊に女改に至つては實に綿密其の繁に堪へなかつたらうことは能く人の知るところである。一々其の例を擧げることとは面倒であるから茲に寛永二年の定を其の古い例として擧げれば

定

- 一、往還之輩番所の前にて、かさづきをぬがせ相通すべき事
- 一、乗物にて通候者、乗物の戸をひらかせ相通すべし、女乗物は又女に見せ通すべき事
- 一、公家・御門跡・其他大名衆往還の刻、前かどより其きたこれあるべく候間、改るに及ぶべからず、但不審の事あらば格別たるべき事

右此旨を相守るべき者也仍執達如件

寛永二年八月二十七日

奉 行

又、今切關所の高札は今切關所看板寫に

定

- 一、關所を出入る輩乗物の戸をひらかせ笠頭巾をとらせ通事
- 一、往來の女つぶさに證文に引合せて通すべき事
- 附乗物にて出る女は番所の女を指出て相改むべき事
- 一、手負死人並に不審成もの證文なくして不可通事
- 一、相定證文なき鐵砲は不可通事
- 一、堂上の人々諸大名の往來かねてより其間のあるは不及沙汰不審の事於有は誰人によらず可改事

右之條々嚴密に可相守也仍執違如件

正徳元年五月 日

とあり、又同時に番所の作法といふものもあつて次の様に定められてゐた。

覺

- 一、御名代御通行の節上番の者上下にて白洲迄可致下座此節の加番至時請差圖事
- 一、上使並御目付中通之節は羽織袴にて薄縁の上可致下座事

- 一、日光御門跡・尾張大納言殿・紀伊大納言殿・御老中若年寄衆・京都所司代・大阪御城代、右の御衆中御上下之節は上番二人同心四人加番可出、上番は上下白洲迄可致下座事

一、御茶壺

右は羽織袴にて薄縁之上可致下座事

- 一、攝家親王御門跡方並公家宰相以上之御方には上下可致下座事
- 一、勅使院使之公家衆は宰相以下にても下座可有之事

正徳四年六月

かうして關所役人も身分ある人と御茶壺の道行には夫れぞれ敬意を表するのであつた。又武器の關所通行は「諸國關所」に

御關所武具等通行の書付

- 一、下り鐵砲御老中御證文を以相通候事
- 一、鐵砲の外武具改無之候然とも其品に寄改候由
- 一、弓鐵砲其外武具無之候て然不審體御座候はゞ改候由の事
- 一、鐵砲數筒は御老中御證文には通候由の事
- 一、弓長柄等數多の節は其家の家老手形にて通候由の事

と記るされてゐる。所謂入鐵砲といふものは老中の書付なくしては通過させなかつたのであるが、關所破りには峻烈な刑を以て臨んでゐた。

又今切關所の覺書によると、

御名代、鐵砲御持たせ次第但家老置手形

上 使 鐵砲數同斷、自分置手形

二條大阪御番頭御加番御番衆 所々在役人衆京都所司代同町奉行 大阪御城代御定番町奉行

伏見奉行 長崎奉行 伊勢山田奉行 奈良奉行 鐵砲數同斷 自分置手形

尾張大納言殿 鐵砲二十五挺家司置手形

紀伊大納言殿 同斷

松平加賀守殿 參府の節鐵砲五挺持參に於ては御證文有之

とされ、この外御目付等が公用で登る時分には持參の鐵砲に對して番所に置手形をし、下りの時それと引合せて通るのであつた。

女については先にも述べた通り更に面倒であつたが、また面白い事もあつた。「諸國關所」によれば、

關東より登る女、

甲斐・伊豆・相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・飛騨・信濃・上野・下野・陸奥・出羽・

越後・佐渡、拾六ヶ國は御留守居の手形

駿河國より登る女は駿河町奉行の手形

上方より下る女今切に掛る分

大和・山城・伊賀・志摩・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐・播磨・美作・備前・

備中・備後・安藝・周防・長門・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐・筑前・筑後・豊前・豊後・

肥前・肥後・日向、三十一ヶ國は所司代の手形、但所司代在江戸の時分は京都町奉行手形、

攝津國河内國より下る女は大阪町奉行手形

和泉國より下る女は堺奉行の手形

この様な手形が無くては關所は通れなかつた。正徳四年改の今切關所の定書も略ぼこれと同様であるが、伊勢參宮・佛詣・湯治・順禮の女は「手形に上下の文言不入候共望次第に五十日七十日の日切書替手形可出事」とされ餘ほど自由になつてゐる。又手形に記載する廉もなか／＼細く、

一、面部襟咽乳より上並手足都て見え渡る所

出來物の跡、切疵突疵の跡、灸の跡、腫物膏藥張

一、髪の中

出来物の跡、切疵突疵の跡、灸の跡

釣ぬけ釣はげ、櫛摺小枕摺、前髪切但至て短く切候は可書載候  
後れ毛、左右の髪切、中狭み髪延立、髪至て薄き方

といふ風に外から見ゆるところ見えぬ所の疵までも書くことになつてゐるが、禪尼、比丘尼、  
尼、髪切女、小女は疵所まで書き載せずともよい事になつてゐた。そして「禪尼とはよき人の後室  
又は姉妹などの髪そりたる者、尼とは普通の女の髪剃たる者、比丘尼とは伊勢上人善光寺上人な  
どの弟子又はよき人の召使に有其外熊野比丘尼等、髪切とは髪の長短によらず小切候とも又は中  
はさみ出来物上などはさみ候共何れも髪切也、額ぬけ髪はへ揃はるは髪切に無之、小女とは當  
歳よりふり袖の内は小女なるべし」と定義づけられ手形に記載されるのだが、亂心・手負・囚人  
・首・死骸は男女その様に書き載せられる定である。

これ程までに女人の關所通行は事面倒であつただけ、當人も困れば番所役人も取扱にこまつた  
ことがある。それは懐妊の婦女で途中で生れた子が女子であつた時のことである。そこで文化年  
間に御留守居へ問合せたのだが、其の回答は

一、懐妊之女御關或御手判相願候節、證文は認候儀と奉存候何ヶ月より認入宜敷御座候哉

「下ケ札 (回答) 懐妊之女證文へ書載可有之候得ば御手判へも認入申候、何ヶ月よりと申御

定無御座候

一、御手判御渡後、旅中にて女子出生之節如何相心得可申哉

「下ケ札 懐妊之儀御手判へ認入有之候得者、旅中にて女子出生有之候ても、通行差支之儀  
無御座候

一、箱根關所無滯罷通、今切御關所前にて出産女子出生仕候節如何相心得可申哉

「下ケ札 前文之通差支之儀者無御座候

一、懐妊之者御手判に御書載せ可有之哉、右候得者兩御關所前にて出産、男女不限死去仕候か  
流産等仕候節、如何相心得可申哉

「下ケ札 御書面之趣、出生之女子致死去候か、流産等有之候は差添方より其譯御斷有之  
候得者、差支之儀無御座候

一、同出産女子出生、萬一母計病死仕候節、如何相心得可申哉

一、懐妊に無之、御關所前か、旅中より萬一病死仕候節、御手判之儀如何取計可申哉

「下ケ札 御書面ニケ條御關所前にて死去致候節は、差添え方より其譯御斷り有之候得者、  
差支之儀無御座候

文化九年壬申正月十二日

懐妊と記載してありながら母子二人となつて關所前に掛ることもあらうし、死産流産で腹が小さくなつて手形面とは違つたことになる場合もあつたらう。また時には女兒ばかりが残されて同行の者に抱かれて關所を通らねばならぬ事も出来ぬとは限らぬから、關所役人としては豫め心得て置かねばならなかつたのである。而して「懐妊之儀は申立候は書載候道中にて出產女子之節人數相増候故書載候事にて都て懐妊の有無を相糺書載候筋にては無之候右之通に可有心得候」といふことで懐妊の有無を取糺す様な事をして女人を苦しめはしなかつた。

かうして東海道の往來には箱根と今切の關所で、所謂眼こぼしが有つたとされながらも、旅人は屢と改められたが、幕府を終末づけた慶應年間にはこの面倒な手数は一切解消されて萬石以上以下の面々へ

一、婦人通方之儀別段之改無之、總而男子同様之振合を以相通し、小女も振袖留袖勝手たるべ

き事

一、首・死骸・亂心・手負・囚人等手形無之共、指添之者より證書差出通行可致事

一、剃髮・總髮・かふる等總而別段之改無之候事

一、諸役人急御用之節上下共夜中も通行不苦事

一、是迄印鑑引合通行之分、以來其儀に不及候事

右之通可相心得候

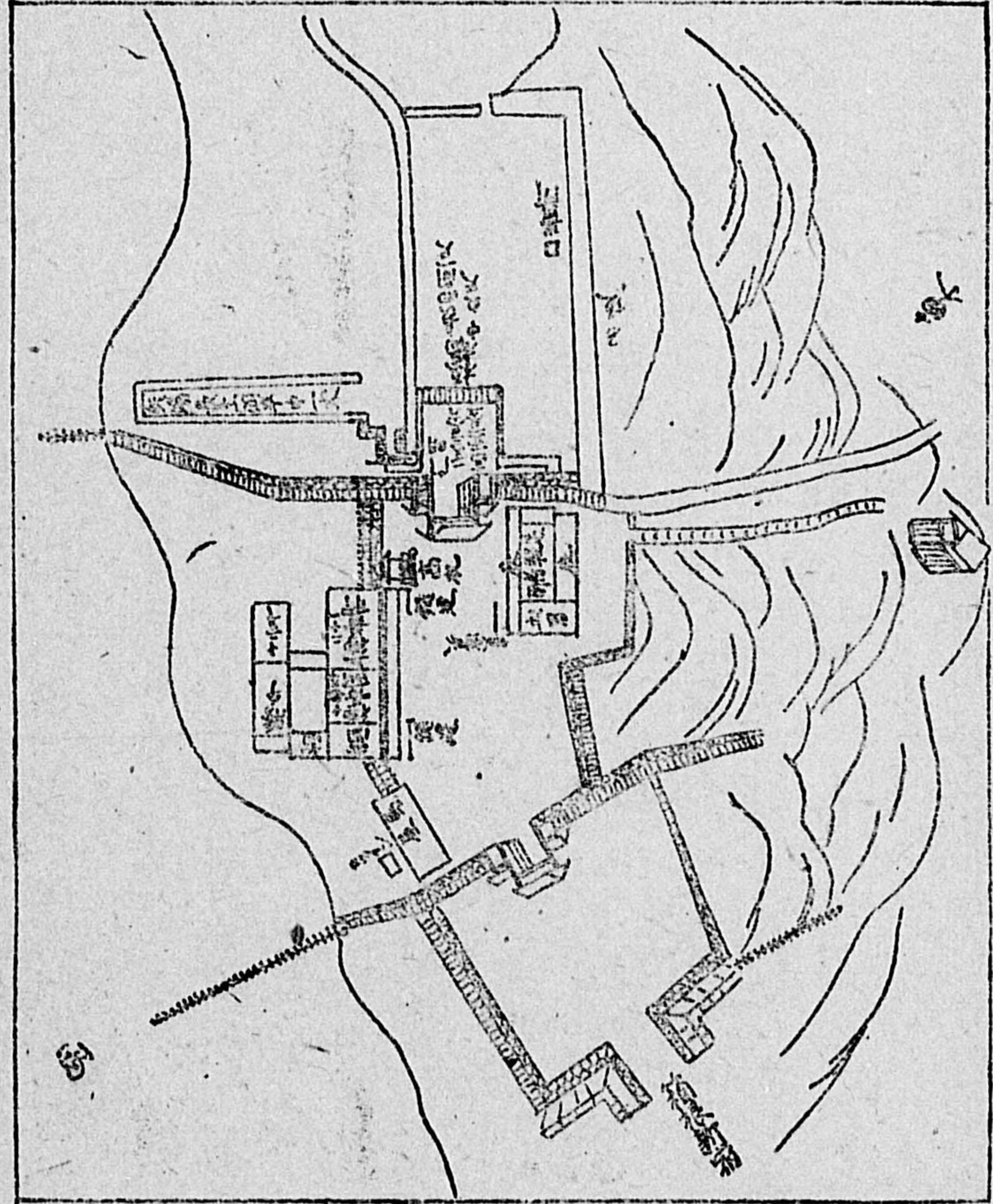
慶應三年丁卯七月 日

と達せられ、皇政復古と共に武家時代の交通政策に依る關所改も今は宿驛時代の夢物語りとなつたのである。して天保三年御留守居石川左近將監への御問合書に對する挨拶の中に「但新居と御認有之候得共今切關所と認可申事」と特に注意されてゐるのは「今切關所」が正式の名で、今日でも舊新居關所ではなく舊今切關所とすべきであることを教へてくれてゐるのである。

かうして關所といふものは旅人に相當厄介視されたところだけに、其の規模と建物とがどんな風であつたか、誰もが一寸知りたくなるからそれに就て少し書いて見よう。

**箱根關所** この關所は箱根山中屏風山の麓なる蘆の湖畔に在つて西南は湖水を帯び東北は屏風山が添ふてゐて、上りは新谷町を経て關所にかゝり下りは箱根宿を通つて關所前に入る。江戸寄りの門前には千人溜りと稱する廣場があつて、ここで關所を通る同勢を揃へたとされ、上方寄りの門前にも亦同様な廣場が設けられてゐた。前後二ヶ所の門の間には湖水寄りに面番所、山側に向番所があつた。面番所は打廻し土庇の入母屋造りで、上御番所・御番及び土間の三間が正面に在つて其の背後に勝手の間が置かれ、凡五十一坪餘の建物である。その前面には高札場と鑓建があつた。向番所は足輕の詰てゐる番所で、入母屋造り前後に庇を構へその前面には責道具が嚴

箱根御關所之圖 (小田原及箱根史蹟に據る)

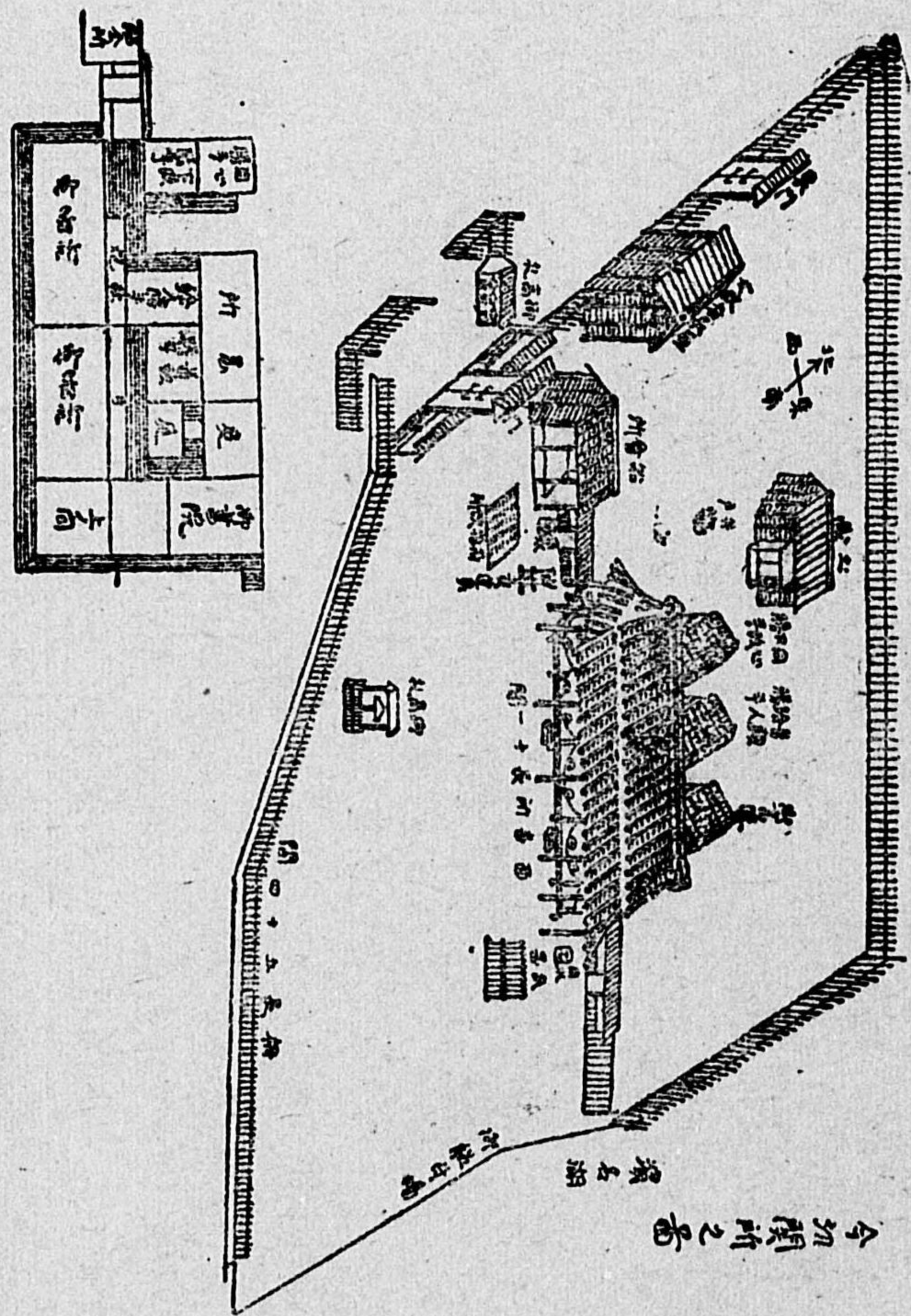


箱根御關所之圖

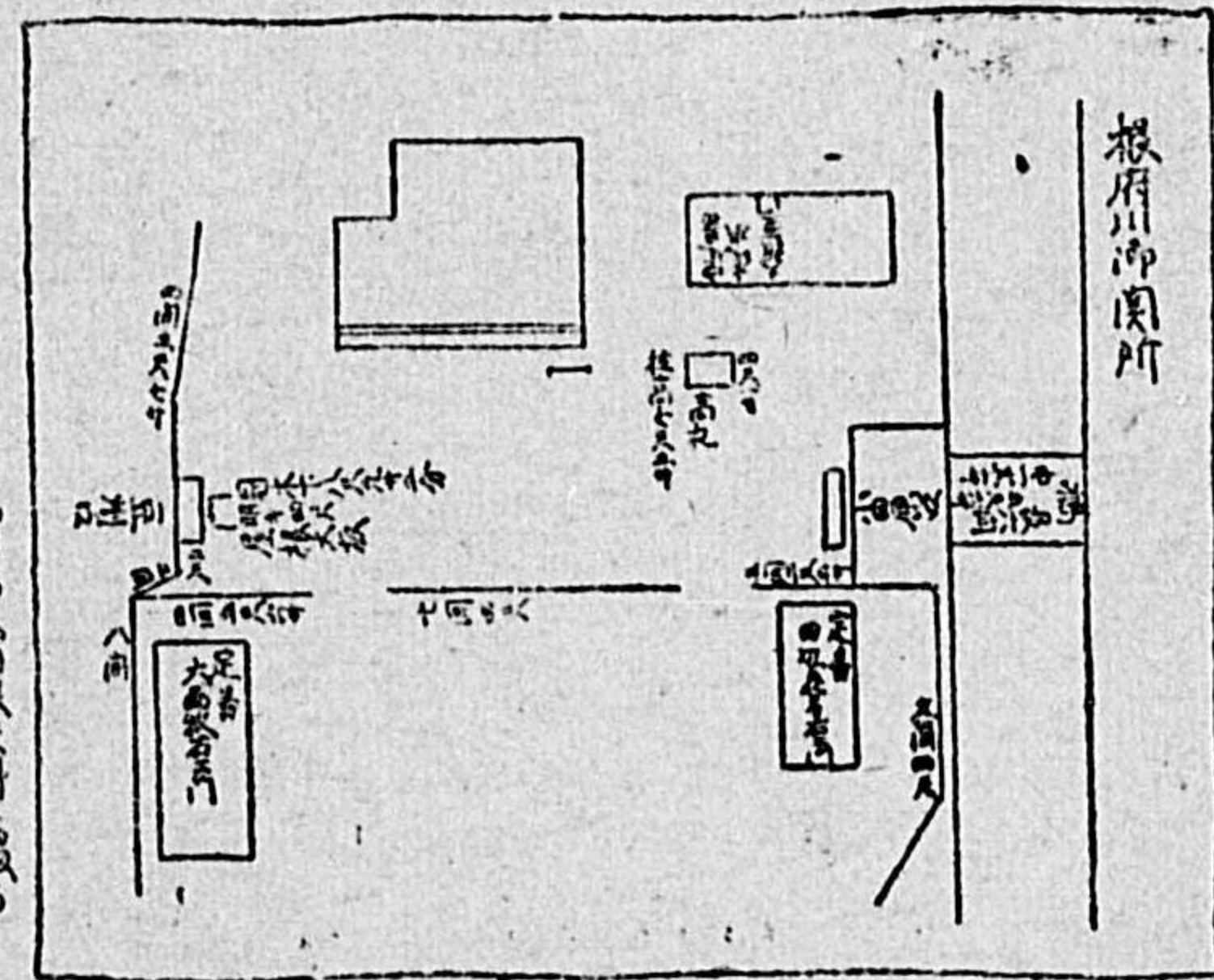
然と建てられてゐた。一たい關所の門は大體明け暮れ六ツ時と定まつて居たが、四季によつて朝夕共に人顔の見分けられる位の時刻に門が開閉された様である。従つて一番越として關所にかゝる者は前日下りは箱根宿に上りは新谷町に泊つた旅人で、それが夜の明けぬうちから兩門外に一杯詰かけて居るのであつた。こうして定番の改めを受け相方へ旅を續けるのである。

**今切關所** この關所は新居宿濱名湖畔に置かれ一方は船付場で他方には大門が開かれその前には高札場が置かれ廣場が設けられてゐた。面番所は敷地の略ぼ中央に南向きに建てられ、これに連なつて船會所が設けられ、敷地の後半には女改者長屋と土藏とが設けられてゐることは載示の圖に見らるゝ通りである。面番所は東西十一間の瓦葺入母屋造り三方に廻り縁を持つ土庇を構へた凡五十七坪の建物で、正面に上之間及び御番所二室を東西に連ね背後に御書院、番頭給人勝手添へた間取構成となつてゐる。この面番所の前面左に鑓建右に責道具が備へられ前方には高札が据ゑられてゐた。番所前の大きな空地と船會所の存在は船付場を有する關係によるものとされる。こうして舞坂宿より舟行のものは關所を通つて新居の宿へ入り、宿からは關所を経て直ちに濱名湖上の客となつた。

**氣賀の關所** 其の規模は明らかではないが、關所の地域が日本交通史の研究に従へば、御關所敷間數として三地域合計坪五百五十二坪三分六厘四毛、裏藪敷分反別二反二畝九步三分六厘四



(141) 東海の御關所

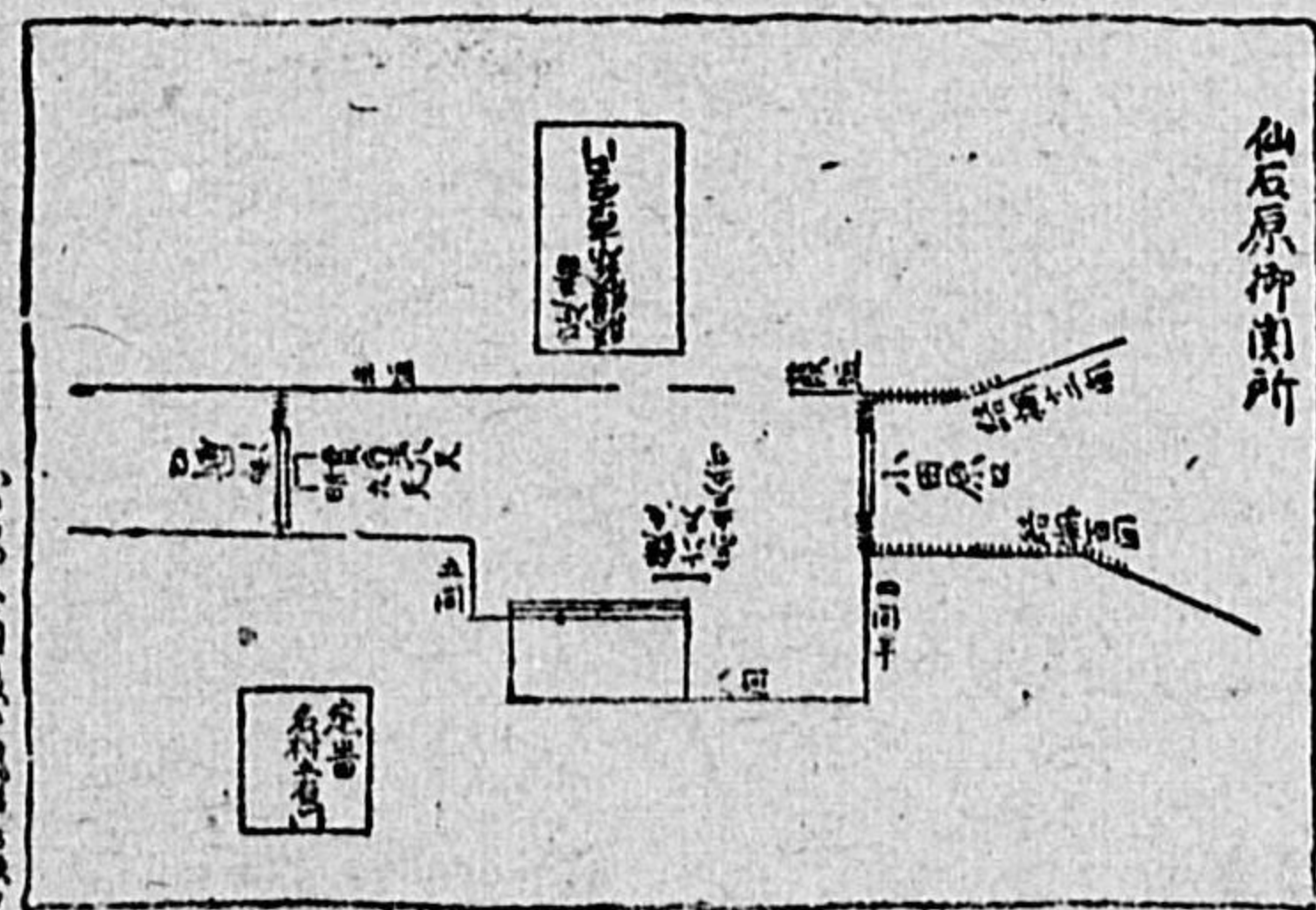


毛とされてゐるから相當な規模を備へてゐたとされよ  
う。

根府川御關所 豆州口の門から小田原口の門迄凡二  
十間で面番所と定番小屋三棟が設けられ小田原口寄りに  
高札が据ゑられ鍵建が  
備へられてゐた。

仙石原御關所 御

あつた。この根府川・仙石原は共に小規模であるが場所がら定  
番の役宅が構内又は關所に隣接して設けられてゐたのである。



東海の御關所 (140)

七、伊萬里の陶器藏屋敷と  
津和野の紙藏屋敷

町奉行業改女手形の一例

(縦一尺一分巾六寸二分)

女上下貳人内前髪先切髪之中釣はけ並出來物之跡有之女壹人前髪先切  
髪之中釣はけ有之女壹人從江戸駿州原宿迄箱根關所無相違可被通候  
通旅籠町重左衛門店普次郎從弟女並下女之由證人共致請狀町年寄  
加判其上小田切土佐守殿村上肥後守殿改付如斯候以上  
寛政十年午四月六日

肥前  
内記  
甲斐  
因幡  
箱根  
人改中



江戸といふ城下の都市は言ふまでもなく政治的都市で大名旗本以下武家の生活からこの大都市は成立つてゐた。商家とその商業とはいはゞこの武家の生活の爲の必要から繁昌したとも見られるので、物資の集散も亦その大部分はこの都市目當の消費的集散に過ぎないものであつた。従つて日本橋を中心とする江戸の川の港ともいふべき地域には白壁の軒を連ねた河岸蔵・土手蔵を初め商蔵地は有つたが、蔵屋敷の集團は遂に見られなかつた。寛永の頃淺草川即ち後の隅田川々口である海の港ともいふべき地域に十數國の諸侯は蔵屋敷を持つてゐた。恐らく米蔵屋敷と思はれるが後にはそれすら見えなくなつてゐる。江戸幕府の米廩即ち蔵屋敷は淺草と本所に在つたが、幕府への上納米の蔵で主として武家食祿に支給された米である。その大部分は札差の手に依つて金に換へられ庶民の消費に充てられたことは武家と札差との貸借關係に因つて能く知られるのである。

だから江戸に入り來る物資は社會經濟から見れば江戸の自己消費に過ぎないから、蔵屋敷の存在が特に必要でもなかつた。そこに江戸と大阪との間に大變な相違がある。大阪は由來商業を以て發達した。それは今更言ふ迄もない事で江戸の消費的城下であるに對して大阪は商業的城下で

ある。物資の集散も亦江戸とは趣を異にしてゐるので諸國の大名は大阪をその目標に置いてゐた。而も諸大名は藩の財政策として各自が領内に於て獨自な物産の産出を企てその産業と共に藩外輸出を奨励したので陸路運送の不利を避けて漕運に依つて主として大阪へと廻漕した。かくして藏屋敷の存在が必要となり主として米穀倉庫と役宅とを備へた藏屋敷をここに構へ、同時にその國産物の藏屋敷をも備へてゐたものがあつた。藏屋敷は諸國の大名ばかりではなく寺社のもあり幕府旗本や諸國老臣のものもあつたが年々領内に産する物産即ち藏物を販賣して藩財政を支へんが爲めに存在の意義があつたので江戸時代を通じて大阪が經濟上商業上に覇を稱へたのはこの藏屋敷の存在にあるといふても差支ない位である。

大阪は水利の都市であり舟運の町でありまた川の港であつた。故に藏屋敷はいづれも漕運の便に富んだ位置に構へられ、其數實に百二十餘を數へたのは天保の頃である。尤も一藩にして二ヶ所構へたものもある。

上町には……土浦・神戸(伊勢)・下館・紀伊

船場には……彦根・盛岡・吉田(伊豫)

天満堀川以東には……岸和田・黒羽(下野)・高槻(攝津)・津・忍・惣社(備中)・名古屋・高崎

田安・能瀬(寄合)

天満堀川以西には……沼田・府中(對馬)・尼ヶ崎・佐伯・弘前・佐賀・小城(備前)

堂嶋には……松山(伊豫)・忍・時枝(豐前)・岡田(備中)・新田(肥後)・小田原・足守(備中)・

大村・桑名・久留米・三ヶ月(播磨)・名古屋・庭瀬・丸岡(越前)・長岡・廣嶋・秋田・久留米・延岡・中津・富山・人吉・臼杵・壬生(下野)

土佐堀川江戸堀川間には……松江・蓮池・福山・萩・新谷(伊豫)・久留米・出石・徳山・鹿兒

島・林田(播磨)・小松・三田(攝津)・飢肥・富岡(阿波)・佐土原

江戸堀川京町堀川間には……名古屋・高鍋(日向)・津和野(石見)・五島・磐城平・須本・徳島

阿波堀川道頓堀川間には……松前・徳山・鹿兒島・高知・須本

安治川木津川間には……萩・清水・田安・一橋

の藏屋敷が土地を連ねて構へられてゐた。諸藩藏屋敷の集團地ともいふべきは中之島で

成羽(備中)・仙臺・濱田・福井・唐津・水戸・島原・金澤・松山・山形・府中(長門)・岡

(豊後)・府内(豊後)・岡山・平戸・大洲・宇和島・秋月・福岡・鳥取・日出(豊後)・森(豊

後)・今治・廣嶋・大垣・久留米・明石・岩國・姫路・柳川・高松・徳島・丸龜・熊本・鹿島

(備前)・杵築・津山・龍野・安志(播磨)・小倉・西條

等の藏屋敷境を接して構へられてゐたところは、實に大阪の大阪たるの觀があつたことであら

う。幕府の御蔵も亦難波に置かれてゐた。

幕府の御蔵を始め諸侯の蔵屋敷の規模が如何なるものであつたか、それは幕府時代の倉庫建築の一體系として社會經濟史的に興味ある問題となるが、この米蔵屋敷に關しては今は觸れぬことにして伊萬里の陶器蔵屋敷と石州の紙蔵屋敷の二つを撰んで其の規模を明らかにして見よう。米穀の蔵屋敷も部分的な若干の相違こそあれ大體の規模に至つては茲に示す二種のものと同様の異ひはないが、川岸揚の倉庫である蔵屋敷と入堀を有する蔵屋敷と二様の系統はある。

## 伊萬里の陶器蔵屋敷

有田焼は遠く佐賀藩の始祖鍋島直茂が征韓の役に豊公に従ひ遠く韓地に渡つた時、彼の地の陶工を伴れ歸り、盛んに製陶に従事させたのに初まる。其の後名工柿右衛門の研鑽は有田焼の特色を現して名聲を天下に擧ぐるに至つたのは餘りにも有名な話である。かくてこの頃から有田製品の聲價は汎く四方に傳播して販路も亦廣く東國に迄及んだのである。佐賀藩はこの製品の藩外輸出の爲めに米穀の蔵屋敷と共に大阪に伊萬里の陶器蔵屋敷をも構へてゐた。一たい有田は窯業地

であるが交通の便が悪かつたが爲めに積出し港である伊萬里港の名が冠せられて、伊萬里焼と稱されたので蔵屋敷も伊萬里とうき蔵と呼ばれてゐた。

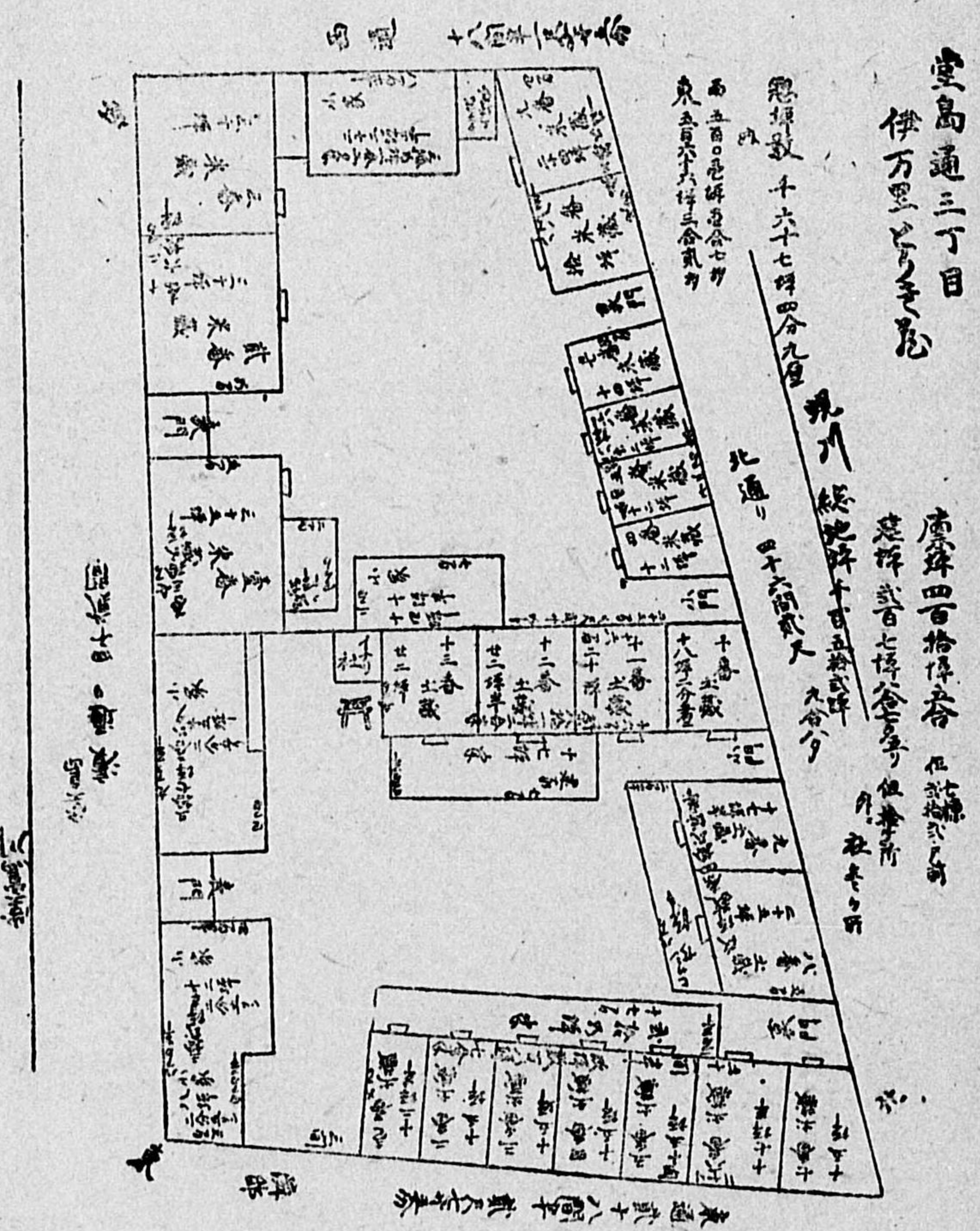
鍋島藩の大阪蔵屋敷は其の本邸が天満十一丁目にあり陶器蔵は堂島川沿濱通りにあつた。この蔵屋敷の本邸は元祿時代から在つたもので而も蔵屋敷の集團地が元祿時代の開拓であるから、この蔵屋敷は開拓の當初から構へられてゐた様である。

本邸である米穀の蔵屋敷は敷地總坪三千四百二十八坪餘外に預地九百八十六坪程の廣大なるもので南濱通りに水門を開き構内に船入の堀があり、米蔵は十一棟三十二戸前で役宅を初め役人の小屋・仲仕長屋等が構へられてゐた。

堂島川の蔵は土地の總坪數一千六十七坪餘で東半部の五百六十六坪ほどが陶器蔵で西寄りは米蔵である。

米蔵 四棟九戸前 役所小家二棟  
陶器蔵 三棟十三戸前 役所小家二棟

で陶器蔵の三棟は一番乃至七番土蔵の棟が百八坪七合半、八番九番土蔵の棟が四十二坪半、十番乃至十三番土蔵の棟が八十一坪二五で一戸前の廣さは十二坪半乃至二十五坪である。構内一般の配置は圖に明細であるから茲に蛇足を加へないが蔵の構造は當代一般の米蔵と同じく瓦葺塗籠造

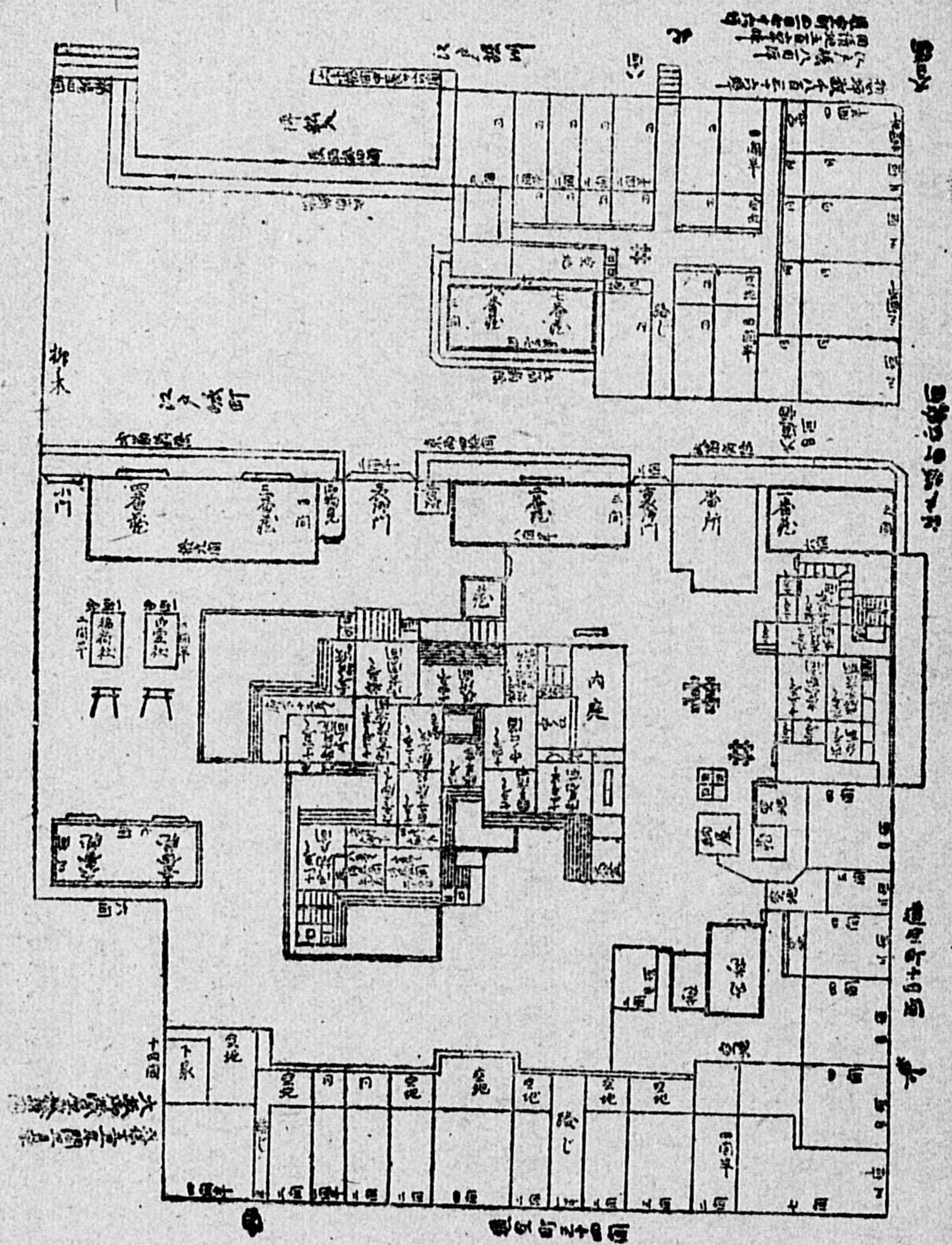


伊萬里の陶器蔵屋敷の圖

りであつたものと想像される。十三戸前二百三十二坪程の土蔵に年々出し入れされた伊萬里焼の量がどの位のものであつたかは資料の存するものが無いので不明である。

### 津和野の紙藏屋敷

石州龜井家の津和野藩は地名を冠して呼ばれる程に有名になつた石州半紙の生産地であり、各地に其の販路を開拓してゐた。従つて佐賀藩が伊萬里陶器藏屋敷を大阪に構へてゐた様に津和野藩も亦紙の藏屋敷を持つてゐた。



津和野の紙藏屋敷の圖



享保十三年から陸奥石ノ巻と大阪難波村に於て寛永通寶の銅錢を鑄た。難波村の鑄錢場は道頓堀裏戎橋筋から西に當り錢座支配人を中村忠兵衛・丁字屋喜兵衛・島屋嘉兵衛の三人としたが同十五年に至つて廢止された。この鑄錢場の規模は未だその當時の圖が見當らぬので明確に知るこゝとが出来ないが、百文錢即ち天保錢の開鑄に際してその吹立所が同じ難波村に設けられその圖面が幸にして手元に残つてゐるからそれに就て簡單に記るさう。

百文錢の鑄造に就ては大日本貨幣史に

天保六年當百錢を鑄る。九月令して曰く、今回世上通行のため新たに當百錢を鑄造す、而して此錢一個を以て他錢の百文に當つ、通行して滯る勿れ。

右天保錢は天保六年始めて之れを鑄造し、其後は萬延年間最も多く鑄造したり。此萬延の鑄造は諸藩札を停め當百錢と交換せしめんとの策にて、乃て毎日三十萬枚鑄造に及びしが遂に銅乏しくなりて其事行はれず、空しく只當百錢の數のみ増加したり。

と記るされてゐるが、その百文錢の吹立即ち鑄造は江戸橋場の銀座下吹所を天保六年に新規建て直して錢座の百文錢吹立所とし同年開鑄をしたのが始りて、爾後各地で鑄造された。橋場の百文

錢吹立所の規模は

用地惣坪 千六百二十七坪五合  
建物惣坪 七百五十九坪七合五勺

内

役所並勝手焚出所共 八十一坪二合五勺

外柿屋根 六坪

鑄錢方仕上方 四百十八坪七合五勺

外柿屋根 三十一坪五合

役人長屋 百六十二坪五勺

表門裏門仲門共 三ヶ所

で川に面した長方形の地所である。ここに掲げたのは其の取建當時の總圖で

其後大阪南難波にも亦百文錢吹立所が設けられた。ここに掲げたのは其の取建當時の總圖で

面の示すところに依ると

總地坪 二千七百坪餘

惣建坪 八百八十八坪七合五勺



鑄錢方仕上方

四百十八坪七合五勺

外柿屋根

三十一坪五合

役人長屋

百六十二坪五勺

表門裏門仲門共

三ヶ所

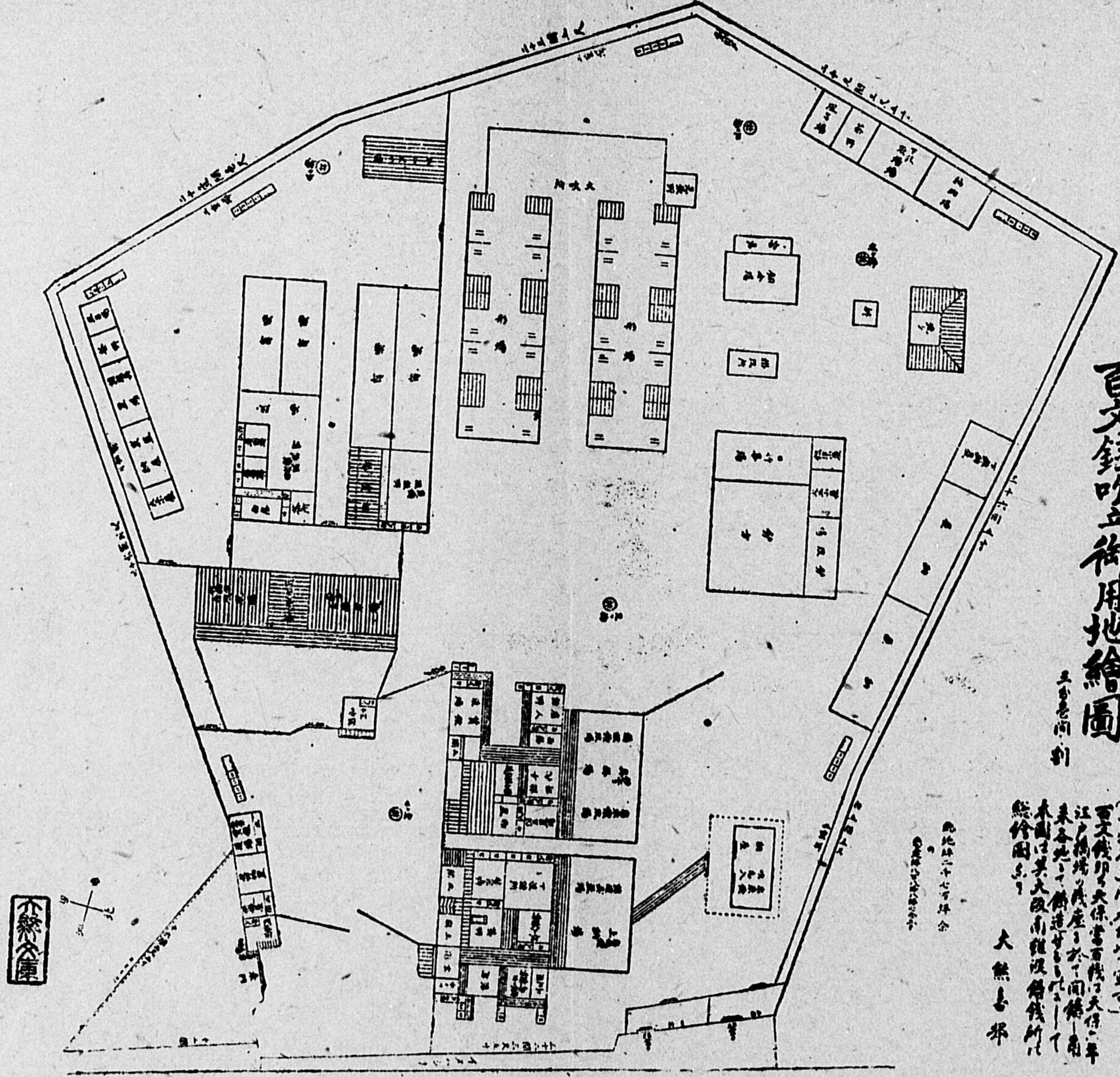
で川に面した長方形の地所である。

其後大阪南難波にも亦百文錢吹立所が設けられた。ここに掲げたのは其の取建當時の總圖で圖

面の示すところに依ると

總地坪 二千七百坪餘

惣建坪 八百八十八坪七合五勺



南難波村  
百文錢吹立御用地繪圖

三ヶ所開削

大藏省又傳本外以下寫す  
百文錢吹立所係當百文錢吹立所  
江戸橋本所係座す於て同條一  
本圖は其大阪南難波御用地  
繪圖也  
大藏省

總地坪二千七百坪餘



門番所、物置、賃銀渡場等	一	棟
中門番所	一	棟
便所	六	棟

で、橋場の鑄錢所よりは少しく規模が大きかつた様である。

又圖面に示された建物の配列から見ると、納屋から銅合場を経て形場に於て鑄造され、荒錢取扱所に行き、それから出来錢取扱所に送られ、然る後ち出来錢改場を経て出来錢上納場に行き、出来錢吹元入納屋に納められる順序に總てが排列されてゐる。

インペリアル、ミントに相當するものは佐渡の相川と江戸の金座とであるが銅錢の鑄造所として殊に天保錢鑄造の工場として難波村にこの様な吹立所のあつたことは社會經濟資料の一としてまた幕府直屬の工場建築の一體系として参考とされるものであらう。猶ほ餘談ではあるが、天保錢の錢文筆者については自分が少年の頃老父から話されたことを半ば記憶してゐるが、それによると、幕府は天保通寶の文字を五名の當時の學者に書かせ、それを支那に送つて審査させ、當選した菱湖の筆を採用したものであると、今日の所謂競技法に似て面白いことである。

## 九、家作に關する

### 物價勞銀と店賃地代の抑制

## 物價勞銀の抑制

江戸幕政時代明暦三年の大火は江戸の大半を灰燼にした。其の焼けた區域は當時の資料を以て試みに計算すると凡そ江戸府内の五割五分に相當するのである。ここに於て幕府は道路の擴張・火除地——防火空地——の設置を企て町名主其の他の者を立會はしめ路線と地區を定め、別に江東を拓いて家屋の復興を急がせた。然し勞力の不足と勞銀の昂騰には非常な困難を嘗めたので其の救済の方法として先づ諸職の勞銀の最高を次の様に定めて調節をした。

上大工 一人ニ付銀三匁飯米共ニ。  
上木挽 一人ニ付銀二匁飯米共ニ。  
上屋根葺 一人ニ付銀三匁飯米共ニ。  
上壁塗 一人ニ付銀三匁飯米共ニ。  
上石切 一人ニ付銀三匁飯米共ニ。  
上疊刺 一人ニ付銀三匁飯米共ニ。

右上職人は直段定の通たるべし夫より下職人は可爲相對事。

尋で翌萬治元年及び二年には

金一兩ニ四十五人トビロノ者。

金一兩ニ六十五人普通道具持候日用。

金一兩ニ七十人道具ナシノ日用。

トビロノ者モ日用頭札出シ可申事。

中人モ日用ハ常ノ日用ニ可仕事。(元年二月)

金一兩ニ七十五人普日用。

金一兩ニ七十人道具有。

金一兩ニ五十人薦口ノ者。

如是當年ヨリ日用費相極申候間少モ相背葦於有之ハ急度曲事ニ可申付者也。(二年正月)

といふ様な町觸を出し、薦職及び日傭人足の費錢に制限を加へて勞銀の昂騰を抑制した。

天和二年正月には諸物價の値上げを禁止し元禄八年再び「諸式ムザト値上致ス間敷」といふ町觸が出され、寶永三年正月にも重ねて「諸商賣物諸賃銀駄賃高値に仕間敷」と申渡された。また享保五年三月江戸大火の直後には諸職人の勞銀と物價は昂騰を見せたので幕府は

大工屋根葺其外諸職人手間賃並諸色之値段上げ中間敷候若高價ニ致候儀相聞候ハ、遂吟味急度可沙汰候條此旨町中不殘可被相觸候事

と沙汰をし、同年二月及び十七年三月にも前年の大火の後を享けて「大工屋根葺諸職人手間賃並竹・丸太・葭・ヨシ簀・苦・菰其外直段上げ中間敷」と達せられ、寛政六年にも同様「材木類並職人手間不相當ノ高價致間敷」と觸出されたが、天保十三年三月の諸色直段引下げの斷行に際しては日用品の引下げ價格を公示し日用品以外では次の通り引下げさせた。

石工手間一人ニ付飯米鑿代共五匁五分を四匁八分に

疊表一枚 六匁八分を四匁一分に

六匁二分を三匁七五に

蠟殺灰一俵 二匁六一を二匁二二に

石灰 一俵 二匁を一匁七一に  
一匁七一を一匁五に

而して「諸色とも直段引下げ候様可致目用の品は別ての儀に候向後直段引下げ候とも品をおとらせ、又は形を少く目方を減し却て高直にも相當り候様成不埒の儀致間敷……」とインチキをも取締つてゐた。

又嘉永三年の火災後に

無謂、材木・釘・鐵物類或は諸職人作料人足賃錢等に至迄引上ノ儀有之候ては以之外の儀に付右渡世のもの共へ一人別に可申通候

と達示して引上げを抑制した。かくて幕府は變災の度毎に又は好景氣に引ずられて法外に昂騰する物價勞銀の値上りを抑制し其の調節を計つて來たのであるが、文化三年の大火による諸材料拂底の爲めに中流以下の救濟策として萬石以上以下の武家に、差支なき限り普請を延期させ民屋の建築を速成せしめて調節を試みた事もある。

此度の火災武家町方共夥敷類焼に及び竹木並に諸色拂底にて世上可致難儀旨萬石以上以下の面々表向其外難差延所は格別其餘は緩緩普請可被申付候云々

とあるのは即ちその例で、こうして勞銀等の抑制を計り資材の轉換を企てたのである。

## 地代家賃引下げと公定値段

以上は機に應じ變に處し幕府の採つた物價勞銀等の昂騰抑制に關する政策と見るべきものであるが、我々の最も注意を呼ぶものは地代家賃の昂騰抑制と従前の地代家賃迄への引下げを行はしめた事である。嘗ては享保年中地代家賃二割引下げ方を斷行し其の後寛政年間再び一割方引下げを申渡し或る程度までの成果を擧げてゐたが、天保十三年九月に市中地代店賃引下げ方を町奉行から申渡した。其の引下げ方法は

惣町地代店賃引下げ方仕法は寛政度以前の振合に可致との御趣意に候間、町々にて右寛政以前の地代店賃一坪當りの古帳面書もの類地主地借店借共迄取調しかと證據に相成る書物類を見出し、其古書物に有之地面の通當時地代店賃一坪當りを見合の手本にいたし其町内一町の内にても表通り裏通り或は新道にて地位三四段程も甲乙可有儀候共其地面限り當時の地代店賃一坪當りを見本の一坪當り被引合候得ば、地面位ニ付相分申候、右位付分り候上は見本地面の古來一坪當りを元立に致し地面毎に地代店賃引下げ候得ば寛政度以前へ立直り可申候

一、店賃にて一坪當り立候ては事柄分り兼候間最早地面限寛政度以前の地代斗を相定尤明地又は地主住居等も可有之候得共地面内路地井戸雪隠芥溜等の地坪を引去り其餘建坪可相成分は地代に積立て一圓に地代の上り高見詰右の内にて今般町入用御年貢地頭收納物等取賄候上地主手取金を見居置候間其上貸店有之分は其所の上家位付は別紙表店上中下の上家代を場所柄に應じ盛付右上家代一坪當り此度引下候地代の一坪當りと合候間店賃の一坪當り出來候仕法にて調方致候得は朱書雜形下札の店賃一坪に付何程内上家代何程と申仕譯相分申候

一、上家代を上り高にて取立候仕法は新規普請を六ヶ年に割右一ヶ年分を十二月に割候て一ヶ月分地代へ合候得は店賃一坪に當り出來申候尤此仕法にて六ヶ年に上家代地主へ取上候道理に候得共六ヶ年の内には明店又は店賃滞店主煩等勘定外之損失有之候間六ヶ年に割付候て十

ヶ年に漸上家代取上り可申哉に候得共十ヶ年過候得は又は大修復も相廻り候儀に付右之割付にて地主手取上家建方取締も可相成哉の見込に致し候

といふ様な方法にせよと申渡された。この申渡は委細を盡してゐるが其の文句は幕府觸書の慣用語調で一讀しただけでは判り難いので、要約すれば、寛政以前の地代店賃一坪當りの判る確實なる古帳面の一坪當りを基準とし、現在と比較し、其の町内の地位チガイを知り、次に一地面毎に古來の一坪當りを元として寛政以前迄の賃料に引下げるといふのである。それには先づ以て寛政以前の地代を定め、空地、地主住居の地、路次の如き共用の土地、井戸便所芥溜の如き共用施設の土地を除きたる部分を以て地代収入の地として其の總額中即ち寛政以前の地代より公課金に相當する金額を扣除したるものを地主の収入金と定める。然る後貸家ある分は家賃算出の標準に依つて算出したる店賃をも加へて店賃一坪當りを割り出すといふのである。

かうして江戸町中の地代を引下げさせ、又町家の表貸家と裏貸家の普請金即ち建築費の標準とそれから打算した一坪當りの店賃の標準を發表して町家の店賃を引下げさせたのは、家賃地代昂騰抑制の一と見るべき方策であつた。今家賃の標準とするものを判り易くするため表に作つて示すと次の通りである。

裏家賃店普請金			表貸店普請金		
裏	裏	裏	表	表	表
瓦葺一坪	瓦葺一坪	瓦葺一坪	瓦葺一坪	瓦葺一坪	瓦葺一坪
裏	裏	裏	裏	裏	裏
二階	二階	二階	二階	二階	二階
下中上	下中上	下中上	下中上	下中上	下中上
二兩二分二朱	二兩二分二朱	二兩二分二朱	二兩二分二朱	二兩二分二朱	二兩二分二朱
銀百三十五匁	銀百三十五匁	銀百三十五匁	銀百三十五匁	銀百三十五匁	銀百三十五匁
六ヶ年二割	六ヶ年二割	六ヶ年二割	六ヶ年二割	六ヶ年二割	六ヶ年二割
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
十二ヶ月二割	十二ヶ月二割	十二ヶ月二割	十二ヶ月二割	十二ヶ月二割	十二ヶ月二割
三五八	三五八	三五八	三五八	三五八	三五八
四五七	四五七	四五七	四五七	四五七	四五七

家作に關する物價勞銀と店賃地代の抑制 (170)

これに依ると貸家建築費と表家と裏家とに分け、それを又三種及び四種の程度に區別して更に其の各を上中下の三通り即ち二十一級として一ヶ月一坪當りの店賃を割り出して標準としたものである。この標準は當時の民屋の程度を調査し、資材勞銀其の他を考慮し、町奉行所町中取締方に於て作成したものとされたのである。

この標準を作り引下げを行はねばならなかつた當時の實際の家賃は資料が少く餘り明瞭にはならぬが、筆者所藏の資料十五ヶ町に就て見ると地代を加算した店賃は地代を含まざる算出標準の二倍乃至三倍強で、引下げの實績二三を拾つて見ると次の様である。

町名	表店賃一坪	裏店賃一坪
三嶋町	三匁七五 (舊四匁一七)	二匁七 (舊三匁)
柴井町	三匁三 (舊五匁)	三匁 (舊四匁)
大傳馬鹽町	四匁三 (舊五匁五)	三匁 (舊四匁)
大傳馬町	四匁二八 (舊四匁七五)	三匁一 (舊三匁四)
木挽町六丁目	四匁一六 (舊四匁五)	二匁八八 (舊三匁)

以上は地代家賃の引下げと、貸家の建築費を規準として打算したる未だ曾て見ざりし家賃算出の

(171) 家作に關する物價勞銀と店賃地代の抑制



標準を示し、其の引下げを行つた幕政時代の政策としての過去の事例の一である。  
 そしてこの引下げを行ふに當つては地代店賃の上り高と手取金(實收入)を町中から調べ上げたも  
 ので其の數例を參考として擧げて見よう。

(一) 本石町三丁目北側西角より五軒目

表京間 八間半 地主 長兵衛 家守茂助 天明八申年八月買求 沽券金千二百兩  
 裏行 二十間 一ヶ年上り高

金二十八兩

地代

金六十三兩一分銀九匁

店賃

メ金九十一兩一分銀九匁

内

金十兩銀九匁

町入用

金四兩

積金

金七兩

家守給

メ金二十一兩銀九匁

差引 金七十一兩一分

手取金

(二) 本銀町一丁目御堀通南方

表京間 十間三尺二寸 地主こん 家守源兵衛 寛政六寅年五月買求 沽券金千百兩  
 裏行 十九間 一ヶ年上り高

金五十兩銀六匁

地代

金五十九兩三分銀九匁

店賃

メ金百九兩三分銀九匁

内

金八兩一分銀二匁二五

町入用

金六兩一分銀九匁二六一

積金

金十兩三分銀七匁五

家守給

メ金二十五兩二分銀四匁一一

差引 金八十四兩一分銀四匁一一

手取金

(三) 室町二丁目西側南角より四軒目

表京間 五間 地代店賃上り高一ヶ年分 金八十二兩程  
 裏行 二十間 沽券金千百六十兩 内



が天保の勤儉節約の奨励と物價昂騰の抑制で、從來未だ曾て見ざる程の多角的な取締を斷行した。この現はれの一として地代店賃の引下げが從來よりはより具體的方策に依つて行はれた。

翻て江戸中期以降の全國人口を見ると幕末に及ぶまで大なる増加を見せてゐない。これは農村生活の不振が産兒制限の風習を襲踏すべく餘儀なくさせたのも其の原因の一である。而して商人階級の奢侈生活に刻戟されて百姓の都會集中離村の傾向を強め江戸は諸國の掃溜とならんとした。勿論出稼の類に等しきが故他家に住み込むか又は裏店に借家し遂に窮民の發生となるに過ぎない。従つて人口の増加を患ふるよりは寧ろ町中取締及救濟上の不便に鑑み既に寛政二年及び天保十年に於て舊里歸農の觸が出され歸農就耕が申渡されたが、天保十五年の御觸の内にも

一、近年御府内へ入込裏店等借請居候ものゝ内妻子等も無之一期住同様のものも可有之左様の類は早々村方へ呼戻可中事

右の通被相觸候

とあつて、重ねて離村を戒め、歸農すべく觸れ出されたのである。

全國的に勤儉節約を奨励し物價の昂騰を抑制して中流以下の窮乏を救濟せんとし且つ江戸に於ける地代家賃の引下げを觸れ出した天保頃の社會情勢の一端は凡そこんな風であつた。

(昭和十四年九月稿)

## 十、日光東照宮の造營

## 元和創祀の日光山御宮

元和年間に創祀された日光山東照大権現の御宮に就ては「上野御宮由來記」に

一、元和二丙辰年六月日光山權現様御宮地繩張之儀被仰付日光<sub>ニ</sub>罷下り所々見分仕候處古來より頼朝建立の堂有之候場所御宮地に可然と奉存候故繩張仕繪圖相認め歸府差上候處被爲御意叶候之旨蒙御懇之上意右御普請の惣奉行高虎と本多上野介<sub>江</sub>被仰付候右御宮地見立繩張之儀被仰付候も權現様御遺命之由にて御座候